

第Ⅳ部  
文化の振興と  
文化財の保存・活用

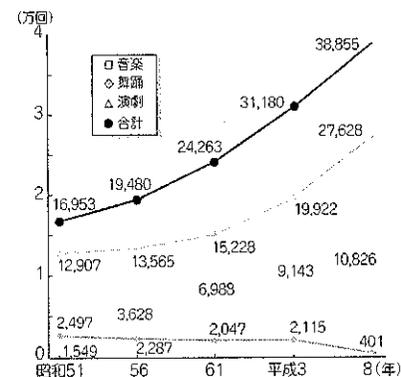
## 第1章 芸術の振興

### 1. 我が国の芸術の概況

今日の物的な豊かさの中で、精神的な豊かさを実感できるようなゆとりと潤いのある質の高い生活が求められており、文化的な要素がかつてなく重要となってきている。このような中で、文化の精華とも言うべき芸術活動は大きな進展を見せ、芸術の果たす役割が一層大きくなってきている。

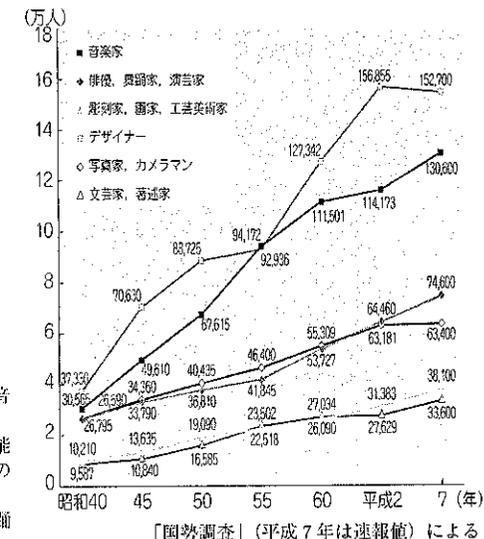
例えば、舞台芸術公演回数の推移をみると、ここ20年間で、およそ2.3倍(図IV-1)と大きな進展を見せており、国民の芸術への関心の高まりがうかがわれる。また、人的・物的な態勢が次第に整備されてきており、「芸術家」数の急激な増加(図IV-2)や劇場・ホールの新設は、芸術に関する近年の状況

図IV-1 舞台芸術公演回数



(注)・音楽、演劇は、来日団体の公演を含む。また、音楽は、日本伝統楽器による演奏を含む。  
・舞踊は、来日舞踊家の公演、合同公演、民俗芸能公演は除く。また、平成8年に急減しているのは、おけいこ会等を集計から除いたため。  
音楽は(社)日本演奏連盟調べ、舞踊は全日本舞踊連合調べ、演劇は(社)日本演劇協会調べによる

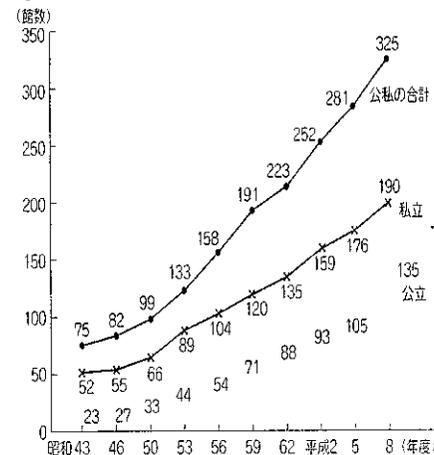
図IV-2 芸術家人口の推移



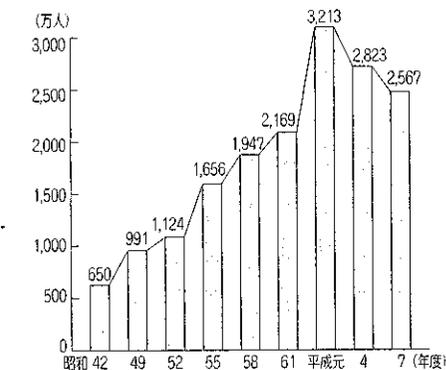
「国勢調査」(平成7年は速報値)による

図IV-3 美術館(登録・相当施設)数と入館者の推移

#### ①美術館数



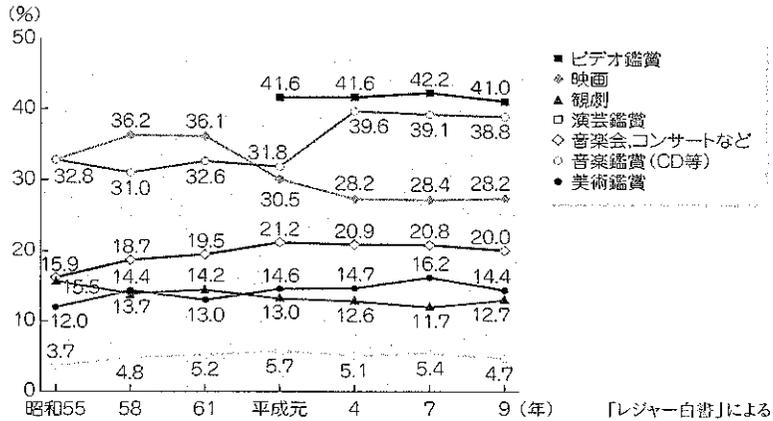
#### ②入館者



(注)「登録」とは、博物館法第2条に規定する美術博物館、「相当」とは、同法第29条に規定する美術博物館をいう。

文部省「社会教育調査」による

図IV-4 芸術鑑賞活動への参加率の推移



の大きな特色である。

このような状況を踏まえ、優れた芸術を創造し、さらに世界文化の発展に寄与していくため、今後の我が国芸術界を担う若手芸術家の養成研修、芸術活動を実施・発表(上演)するための公的支援、企業や助成財団などによる民間支援の充実、劇場・ホールなど近年増加した公立文化会館の運営充実への支援などが課題となっている。

## 2. 芸術振興施策の沿革

第二次大戦が終わると日本は文化国家として再生すべく、国として積極的な文化振興のための施策を講じることとし、昭和20年12月に文部省社会教育局に芸術課が設置された。芸術課がまず開始した事業が、芸術祭、芸術選奨である。

芸術祭は、戦後の荒廃と困窮の中にあった昭和21年秋に第1回が開催された。その後も、国民生活の安定とともにその規模、内容が充実し、既に53回を数えている。また、昭和25年度に芸術祭賞から独立して、芸術各分

野において優れた業績をあげた者に対し授与する芸術選奨(昭和29年度までは「芸能選奨」と称せられた)が開始された。

芸術全般にわたる奨励機関として戦前から続く帝国芸術院は、昭和22年に日本芸術院と改められ、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための榮譽機関とされた。明治期から続いた文部省美術展覧会(文展)は、唯一の政府主催の官展であり、作家の登竜門として大きな役割を果たしたが、(社)日展による運営方式に切り替えられて現在に至る。

また、戦前からの文化勲章に加え、昭和26年からは新たに文化功労者制度が制定された。昭和34年度には新人作家等の絵画・彫刻等の優秀作品を買い上げて、文化庁主催地方巡回展において公開するほか、国立美術館において収集、展示する優秀美術品の買上げ制度が開始された。昭和42年度からは芸術家在外研修制度の実施など、芸術振興のための施策が次々と拡充されてきた。

さらに、我が国の芸術文化の普及・向上に中心的役割を果たしている民間芸術関係団体に対する助成が昭和34年度から開始されたが、昭和42年度の文化局設置に伴い、芸術関係団体補助金として独立した。

一方、戦後は美術作品の展示施設として、国立美術館の整備も進んだ。近代美術に関する我が国の美術館の中核として、昭和27年に初めて国立近代美術館が設置されたのに続き、昭和34年には国立西洋美術館が開館した。国立近代美術館は、その後京都分館の独立に伴い、東京国立近代美術館と京都国立近代美術館とに分かれた。

さらに、昭和45年に内外の映画フィルムの収集、保管、上映、調査研究等を行うため、東京国立近代美術館フィルムセンターが開館した。また、大阪万博の万国博美術館を利用して、昭和52年には国立国際美術館も開館した。

また、昭和41年に伝統芸能の拠点として国立劇場が設置された。この設置法の成立に際して、現代舞台芸術振興の拠点となる劇場を設置する旨の附帯決議がなされた。その後、基本構想のとりまとめ、建設用地の決定、建設

工事等を経て、平成9年10月にオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇等の我が国現代舞台芸術振興の拠点となる新国立劇場が開場した。

### 3. 施策の現状と今後の方向

#### 〔1〕芸術創造活動の推進

芸術は、とりわけ創造性、独創性が求められる分野であり、多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、優れた芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にある。しかし、現在、その活動基盤は極めて不安定な状況にあり、芸術家・芸術団体が創造活動に活発に取り組めるような環境の整備が強く求められている。

このため、次代を担う若手芸術家の養成研修、発表の場の提供、芸術活動への公的支援や民間支援の充実、優れた芸術家の顕彰など、様々な形態による芸術文化支援を一層充実させることにより、芸術創造活動の基盤を整備することが重要であり、文化庁では、次のような施策の展開・充実を図っている。

#### 〔2〕アーツプラン21

我が国の芸術水準を高めるために直接的な牽引力となる芸術団体への重点的支援や国際的な芸術交流への支援などを行い、芸術創造活動の活性化を図ることが必要である旨が、文化政策推進会議報告(平成7年7月)で指摘された。

これらを受け、21世紀に向けた新しい文化立国にふさわしい創造的な芸術活動を活性化するため、平成8年度から従来の支援施策を再構築した「アーツプラン21」を新たに創設し、芸術創造活動の支援の抜本的拡充を図っている。「アーツプラン21」は、①我が国の舞台芸術の水準向上の牽引力となる芸術団体への重点的支援、②芸術団体による海外公演や我が国で行われる舞台芸術の国際フェスティバル等の国際交流活動への支援、③次代を担う若手芸術家等の養成研修や調査研究などの芸術創造基盤整備活動への支援、

④芸術文化振興基金を通じた優れた公演への支援を総合的に行うものである(詳細は第Ⅱ部8参照)。

「アーツプラン21」の創設によって、平成8年度においては、およそ5割増の大幅な芸術活動支援予算の拡充が実現し、21世紀の文化立国実現に向けた文化基盤整備に一步を踏み出した。また平成9年度、10年度においても、着実にその拡充が行われている。

#### 〔3〕メディア芸術の振興

##### 〈1〉メディア芸術祭、メディア芸術プラザ

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、通信衛星やCATV等による多チャンネル放送の展開など、マルチメディアの進展は、文化の普及振興手段に大きな変化をもたらしている。

近年の技術の進展に伴って誕生したコンピュータ・グラフィックス、ゲームソフト等の新しいメディア芸術は、新たな芸術の創造や我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、今後の発展が期待される芸術分野である。また、映画、アニメーション及びマンガは、これらの新しいメディア芸術の基盤となるものである。このため、これらメディア芸術の充実が緊急の課題

となっている。

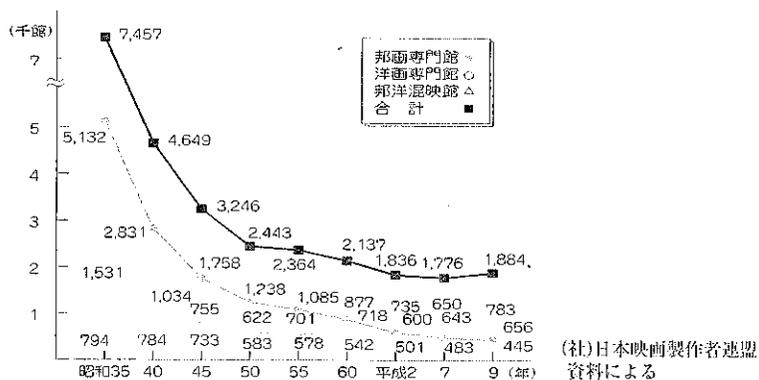
こうした中、平成8年7月から「マルチメディア映像・音響芸術懇談会」において、マルチメディア時代に対応した芸術振興方策について検討を行い、平成9年7月には「21世紀に向けた新しいメディア芸術の振興について」がまとめられた。

この報告を踏まえ、平成9年度より、優れたメディア芸術作品の発表の機会を提供し、創造性あふれる作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供することを目的とした「メディア芸術祭」を実施し、優れた作品に対して、メディア芸術祭大賞、同優秀賞を授与している。また、インターネットを活用し、メディア芸術創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを行う「メディア芸術プラザ」を平成10年度より実施する。

〈2〉映画芸術の振興

映画は、国民の多くに支持され親しまれている総合芸術であり、マルチメディアが進展する中、その価値が再認識されているとともに、生誕以来100

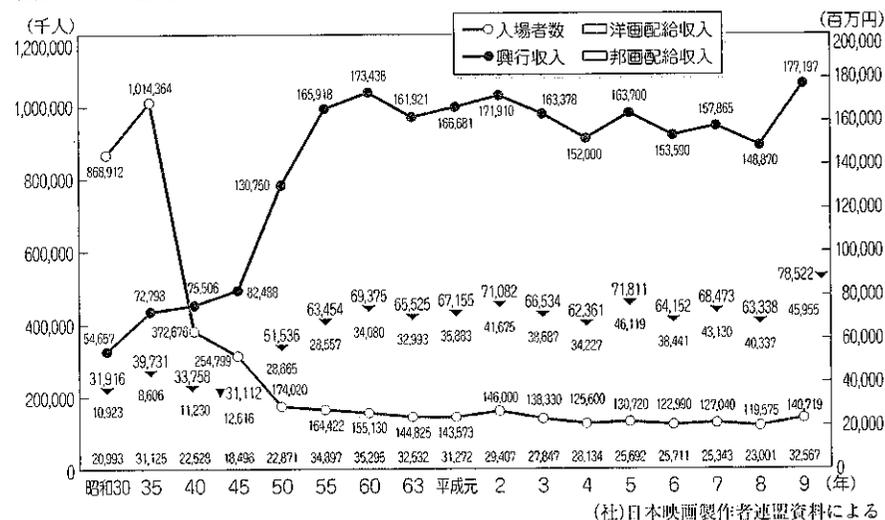
図IV-5 映画館数の推移



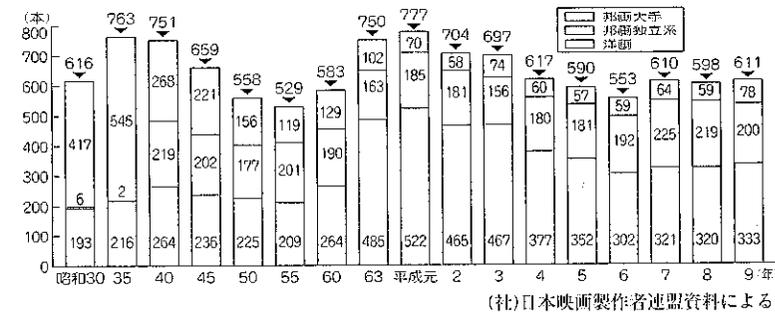
年を経過し、様々な映像製作上の各種情報や人材を蓄積しており、マルチメディア時代の芸術振興の牽引力としてその発展が期待されている。

しかしながら、昨今の映画界、特に邦画界は、鑑賞人口や製作本数の減少など憂慮すべき状況が続いている(図IV-5、図IV-6、図IV-7参照)。このため、優れたシナリオ作品を発掘するシナリオコンクールへの支援を平成10

図IV-6 映画館入場者数・興行収入・配給収入の推移



図IV-7 映画封切本数の推移



年度から新たに実施するほか、独立プロ製作による優秀映画作品の公開上映に必要な経費の援助、優秀映画の顕彰を実施している。

また、東京国立近代美術館フィルムセンターを我が国映画芸術振興の拠点として位置づけ、映画生誕100年の平成7年に新館を建設し、映画フィルムの収集・保管を進める一方、優れた近作日本映画の国際映画祭への出品支援や、優秀映画鑑賞機会の全国ネットワークの構築、貴重な映画フィルムの修復、映画製作専門家の養成等を実施している。

このほか、日本芸術文化振興会（芸術文化振興基金）では、優れた日本映画の製作活動に対する助成を実施しており、長編映画については、1活動あたり1000万円～2500万円、短編映画については、1活動あたり500万円の助成金を交付している。

#### 〔4〕若手芸術家の養成・研修

我が国の次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を養成するため、芸術フェローシップを推進し、若手芸術家の国内外での研修機会を一層充実するとともに、芸術団体などが行う研修事業への支援の充実を図っている。

##### 〈1〉芸術家在外研修

芸術家在外研修は、我が国芸術の各分野（美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術及びアート・マネジメント）の若手芸術家を海外に派遣し、その専門分野における実際的な研修の機会を与えるもので、文化庁が往復旅費、滞在費を支給している。1年派遣、2年派遣、3年派遣及び特別派遣（80日間）があり、平成10年度は計114名を派遣している。

昭和42年度の制度発足（4名派遣）以来、平成10年度末までに累計約1200人の若手芸術家が研修員として派遣されており（表Ⅳ-1）、これらの芸術家の中には我が国の芸術活動の中核的な存在として活躍している者も多い。例えば、平成8年度に芸術院会員となった奥谷博氏（洋画）や平成9年度に文

表Ⅳ-1 芸術家在外研修員派遣実績 (単位：人)

分野	年度	1年派遣	2年派遣	3年派遣	特別派遣	計
美術		253	40	5	47	345
音楽		281	46	6	45	378
舞踊		126	32	—	30	188
演劇		71	2	—	23	96
映画		33	1	—	7	41
舞台美術等		93	15	—	20	128
メディア芸術		1	—	—	0	1
アートマネジメント		—	—	—	35	35
計		858	136	11	207	1,212

(注) 各人数は、平成10年度までの派遣者数で、10年度分については派遣予定者も含む。

化功労者となった森下洋子氏（バレエ）なども、芸術家在外研修の経験者である。

特に、平成9年度からは、日米首脳会談の合意に基づき米国派遣増を中心としてその大幅な拡充を図っているところである。

また、在外研修の成果を発表するため、平成8年度からは研修修了者による研修成果発表事業を実施している（平成10年度：東京オペラシティにおける『明日を担う音楽家による特別演奏会』、安田火災東郷青児美術館における『未来を担う美術家たち「DOMAN

I・明日」展 1999』)。

### 〈2〉芸術インターンシップ

芸術インターンシップは、我が国芸術の各分野（美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等及びアート・マネジメント）の若手芸術家に、日本国内の専門研修施設等での研修の機会を提供するものである。研修期間は10か月で、研修経費等を提供しており、平成10年度の研修員数は53人となっている（平成3年度創設）。

### 〈3〉海外芸術家招へい研修

海外芸術家招へい研修は、海外の若手芸術家を招へいし、我が国の文化施設や民間の芸術団体等において、実技を中心とした高度な研修の機会を提供するもので、外国人招へいのための往復旅費、滞在費を負担しており、平成10年度の招へい人数は23人となっている（平成2年度創設）。

## 〔5〕芸術祭

芸術祭は、広く一般に優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術家や芸術団体による企画性に富み意欲的な公演の発表の場を提供して芸術の創造と発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催され、芸術家や芸術団体はもとより広く国民に親しまれている。

昭和21年秋に第1回芸術祭が開催され、その後、参加公演が始められるとともに、芸術祭賞や芸術祭奨励賞が設けられるなど、年々その内容が充実されてきている。

現在の公演形態は、文化庁芸術祭執行委員会が企画して行う「主催公演」、芸術祭に参加を希望する公演（演劇・音楽・舞踊・演芸の4部門）や放送作品（テレビ・ラジオの2部門）の中から一定の参加条件を満たした者（団体）に認められる「参加公演・参加作品」などがある。

また、昭和61年度から開催されたアジア・太平洋諸国の民族芸能を招へいして行う国際公演「アジア・太平洋うたとおどりの祭典」をさらに充実発展させ、平成8年度からは新たに「アジア・アート・フェスティバル」として、アジア近隣諸国から現代舞台芸術を招へいし、我が国の芸術家や芸術団体との出演者やスタッフの相互交流による共同の公演等を開催している。

芸術祭の開催地は、当初は東京のみであったが、昭和53年度から主催公演の開催地として大阪を加えることとなった。なお、「芸術祭地方開催」が

昭和60年度(熊本)から平成9年度(石川)まで開催された。

参加公演については、従来、東京地区公演のみを対象として実施してきたが、芸術祭参加の機会を拡充するため、平成8年度からは、大阪地区にも拡大し、こ

れにより参加公演は大幅に増加した。また、テレビ・ラジオの放送部門については、一時的に芸術祭から離れていたが、平成8年度から芸術祭に復帰することとなった。

参加公演の実施期間は、大阪地区では10月2日から10月11日までの間、東京地区では10月12日から11月10日までの間である。

なお、参加公演・参加作品の中から、優れた成果をあげた個人(団体)に対しては、芸術祭大賞、優秀賞、新人賞及び放送個人賞が授与される。

平成10年度においては、主催公演では、舞踊を中心に企画され、バレエ『ノートルダ

ム・ド・バリ』や、アジア・アート・フェスティバル『'98アジアの舞踊』等の公演を実施した。また、芸術祭開幕日は、国際音楽の日記念として、新国立劇場オペラ劇場において、『華麗なるオペラ・ガラの夕べ』を実施した。

## 〔6〕芸術家等の顕彰

優れた芸術活動を奨励するため、芸術家等を顕彰することは重要な芸術文化振興施策の一つとなっており、次のような顕彰制度が設けられている。

### 〈1〉文化勲章及び文化功労者制度

文化勲章は、「文化の発達に関し、勲績卓絶な者」に対して授与されるもので、昭和12年2月公布の文化勲章令によって制定された顕彰制度である。文化勲章受章者は、文化功労者の中から選ばれ、文化功労者選考審査会の意見に基づき、文部大臣が推薦し、内閣で決定することとなっている。

文化勲章は、芸術、学術等の分野を対象とするものであるが、受章者は、平成10年までに291名に及んでいる。

文化功労者は、芸術、学術等の分野において活躍し、「文化の向上発達に関し特に顕著な功績をあげた者」が選ばれる。

この制度は、昭和26年4月公布の文化功労者年金法に基づき、「文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文化功労者)に年金を支給し、これを顕彰することを目的とする」ものであり、文化に関し高い識見を有する委員で組織される文化功労者選考審査会の選考に基づき、文部大臣が決定している。

昭和26年の制度発足以来、平成10年までの文化功労者は561名に及び、年金額は350万円となっている。

### 〈2〉日本芸術院

日本芸術院は、院長1名と会員120名以内から構成され、会員は、第1部「美術」、第2部「文芸」及び第3部「音楽・演劇・舞踊」のいずれかの部に

属している。会員の選考は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員から成る部会の推薦と総会の承認により行うこととされている。会員に対しては年金250万円が支給される。

また、日本芸術院は、卓越した芸術作品または芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対し、恩賜賞及び日本芸術院賞を授与している。

### 〈3〉芸術選奨

演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術、放送、大衆芸能及び評論等の10分野において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部大臣賞及び芸術選奨文部大臣新人賞を授与している(昭和25年度創設)。

### 〈4〉芸術作品賞

媒体芸術の分野における芸術活動の水準向上とその発展に資することを目的に、その年の優れたレコード、CDに対して、芸術作品賞を授与している(昭和60年度創設)。

### 〈5〉優秀映画作品賞

日本映画の質的向上と発展を図るため、優れた長編映画作品及び短編映画作品に対して、優秀映画作品賞を授与している(平成2年度創設)。

### 〈6〉創作奨励賞

舞台芸術各分野において、独創的な優れた舞台芸術作品を広く募り、優秀作品に、創作奨励賞を授与している(昭和53年度創設)。

### 〈7〉優秀美術作品買上

美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画、彫刻等の優秀作品

を買い上げて、文化庁主催の地方巡回展(現代美術選抜展)において公開するほか、国立美術館において収蔵、展示することとしている。

昭和34年度の制度発足以降平成9年度末までに、計315点の美術作品を買い上げており、美術作家の創作意欲を高めるとともに、重要な顕彰の機能を果たしてきている。

### 〔7〕メセナ活動による芸術文化活動の支援

近年、民間企業等による芸術文化支援活動(メセナ活動)は、企業の社会貢献に対する関心の高まりと、心の豊かさ、ゆとりを求める人々の芸術文化に対する関心を背景に、広く実施されるようになってきている(図IV-8参照)。また、企業の出捐による芸術文化の支援を行う助成財団が相次いで設立されるとともに、昭和63年にはそれらの財団によって芸術文化助成財団協議会(表IV-2)が設立され、助成財団相互の連携と文化庁等との協力が図られることとなった。なお、平成8年度における同協議会加盟財団による助成は、11億円に達している。

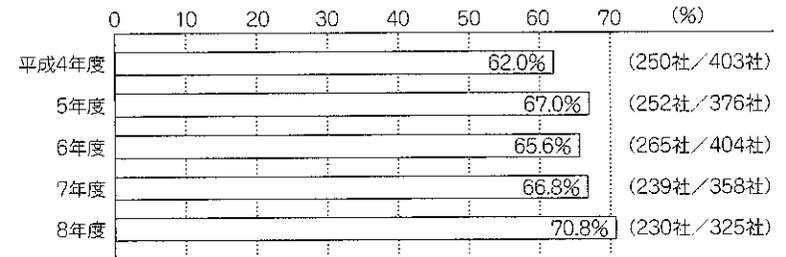
また、平成2年には、芸術文化支援を行う企業の連携を図ることを目的に(社)企業メセナ協議会が設立された。同協議会は、平成6年に特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化活動に対する寄付金に税制上の優遇措置が適用されることとなった。この結果、企業の支援が得られにくい法人格をもたない団体による芸術文化活動についても、特定公益増進法人と同様に寄付が得られやすい環境が整えられた。平成9年度には、115件の芸術活動が認定を受け、769社(個人を含む)から総額8億6555万円の寄付が行われており、年々増加傾向にある(図IV-10)。

メセナ活動に取り組む企業は、大都市から地方へと年々広がりを見せており、地域単位のメセナ活動推進組織が数多く結成されている。平成8年には、各地のメセナ組織相互の交流、情報交換、協力を図るため「全国メセナ組織連絡会(全国メセナネットワーク)」も発足した。

表IV-2 芸術文化助成財団協議会加盟団体一覧

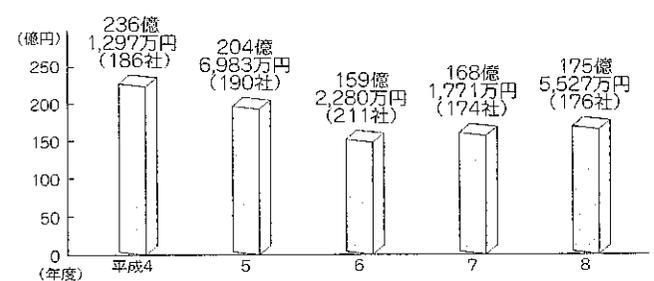
名称	主な助成分野	主な助成対象
(財)サントリー音楽財団	音楽	公演、楽譜出版
(財)日本交響楽振興財団	音楽（オーケストラ音楽）	公演
(財)ソニー音楽芸術振興会	音楽（クラシック、オペラ）	公演
(財)鹿島美術財団	美術研究	調査研究、出版、国際交流
(財)沖永文化振興財団	地域文化（民俗芸能）	公演、保存伝習事業
(財)セゾン文化財団	現代演劇、現代舞踊	翻訳出版、人材育成、研究、団体運営、国際交流
(財)三菱信託芸術文化財団	音楽（オーケストラ、オペラ）作曲家団体	公演、音楽祭、海外公演
(財)アフィニス文化財団	音楽（オーケストラ）	公演、音楽祭
(財)三井海上文化財団	音楽、郷土芸能	公演、国際交流（アマチュア団体）
(財)アサヒビール芸術文化財団	美術、音楽、スカラシップ	展覧会、公演、留学生スカラシップ、美術展
(財)東洋信託文化財団	地域文化（音楽、演劇、伝統芸能、美術）	公演、展覧会
(財)五島記念文化財団	美術、音楽（オペラ）	新人研修、公演（オペラ）
(財)野村国際文化財団	音楽、美術等	音楽、展覧会、新人育成
(財)花王芸術・科学財団	美術、音楽、科学技術	展覧会、公演、芸術・科学技術の研究
(財)ロームミュージックファンデーション	音楽	公演、国際交流、調査研究、奨学援助
(財)安田生命クオリティオブライフ文化財団	音楽、地域文化	新人育成、民俗芸能・生活技術
(財)全国税理士共栄会文化財団	地域文化（舞台伝統芸能、伝統工芸技術）	公演、後継者育成、指導者養成
(財)よんでん文化振興財団	四国地域の文化活動（美術、音楽）	公演、展覧会
(財)朝日新聞文化財団	音楽、美術	公演、展覧会
(財)ユニオン造形文化財団	空間造形デザイン	調査研究、国際交流、若手の在外研修
(財)ローランド芸術文化振興財団	電子芸術	電子技術を用いた芸術文化活動
(財)エネルギー文化・スポーツ財団	中国地域の文化活動（美術、音楽、民俗芸能、スポーツ）	公演、展示、保存、伝承、スポーツ振興
(財)新日鐵文化財団	音楽（クラシック、邦楽）	公演

図IV-8 企業メセナの実施状況



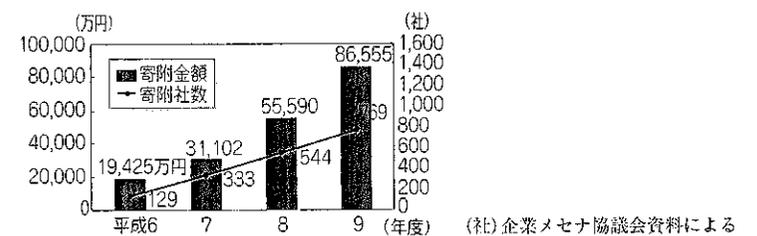
(社)企業メセナ協議会『メセナ白書1997』による

図IV-9 企業の資金援助総額



(社)企業メセナ協議会『メセナ白書1997』による

図IV-10 (社)企業メセナ協議会の寄付実績の推移



(社)企業メセナ協議会資料による

今後芸術文化活動をさらに活性化していくためには、企業等の寄付や助成など、多様な民間資金を一層活用することが不可欠であり、このような支援を促進するための税制上の優遇措置の充実など基盤整備を進めていくことが必要である。

また、支援も寄付、助成という資金援助だけではなく、練習場の提供、社員の社会貢献活動への参加支援など多様なものとなってきていることが注目される。

### 〔8〕著作物の再販制度について

新聞、書籍・雑誌、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CDといった著作物については、昭和28年以来、独占禁止法によって再販売価格維持制度（再販制度）が認められている。

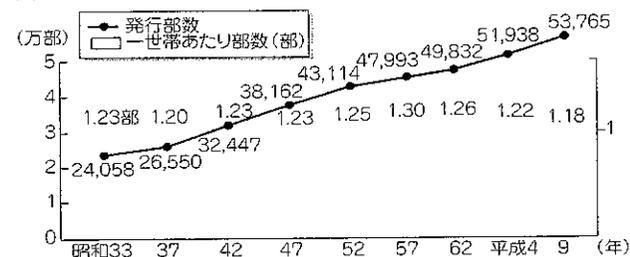
再販制度とは、出版社、新聞社、レコード会社等が取引先である卸売業者等に対して、卸売業者等が転売する価格（再販売価格）を示してこれを維持する制度である。すなわち、本制度により、書店、新聞販売店、レコード店等は、これらの著作物を定価販売することができる。

著作物の再販制度については、平成7年3月に策定された規制緩和推進計画（閣議決定）において、平成10年度末までに「その範囲の限定・明確化を図る」こととされた。

以降、行政改革委員会において検討がなされ、平成9年12月、行政改革委員会は、「著作物の再販制度について、国民の議論を深め、その理解を踏まえて速やかに適切な措置を講じるべきである」との最終意見をまとめた。

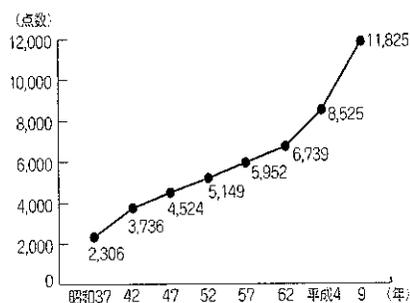
さらに、平成10年3月、新たに策定された規制緩和推進3か年計画（閣議決定）においては、「今後、行政改革委員会最終意見の指摘する論点に係る議論を深めつつ、適切な措置を講ずるものとする。当面、現行の再販制度の下で見られる各種の流通・取引慣行上の弊害について、消費者利益確保の観点から、迅速かつ的確にその是正を図ることとする」とされた。

図IV-11 日刊紙発行部数の推移



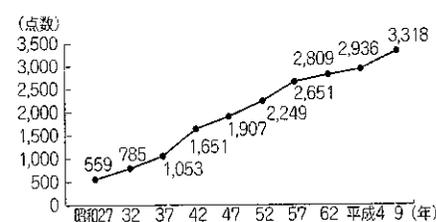
(注) 各年10月現在の発行部数（朝夕刊セット紙を1部とした場合）(社)日本新聞協会調べ

図IV-12 文学新刊点数



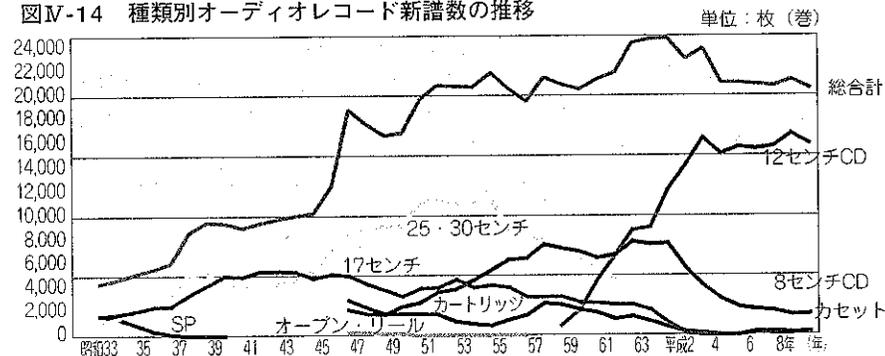
(注)・昭和37～47年は文学+文庫の点数  
・昭和48～平成6年と7年以降は収録範囲が異なり、接続しない  
(社)全国出版協会・出版科学研究所調べによる

図IV-13 雑誌発行銘柄数



(注) 昭和41年にカウント方法を改定した。  
(社)全国出版協会・出版科学研究所『出版指標・年報1998年版』による

図IV-14 種類別オーディオレコード新譜数の推移



(社)日本レコード協会資料による

この再販制度の見直しについては、各方面から、新聞の個別配達網の混乱・廃止につながるのではないかとの懸念、専門書、学術書や邦楽、交響楽等のCD等の発行が困難になるのではないかとの懸念などが示されている。

著作物の再販制度は、文化の振興普及に大きな役割を果たしている新聞、書籍等の著作物を、身近な場所において全国同一価格で、容易に入手することを可能にしているものであり、文化政策上の意義は極めて大きく、文化庁としては、この制度が現在果たしている役割の重要性についての各方面の理解の普及に努めている（235頁 図Ⅳ-11、図Ⅳ-12、図Ⅳ-13、図Ⅳ-14参照）。

## 第2章 国民の文化活動の振興

### 1. 文化活動の背景

今日、我が国においては、心の豊かさを志向する気運が高まるとともに、価値観が多様化し、創造的な感性や個性が尊重されるようになってきた。こうした中で、多くの人々が優れた文化の所産に触れたり、自ら文化の創造に参加することにより喜びや安らぎを感じるなど、文化に対し大きな関心を寄せている。

「国民生活に関する世論調査(総理府)」によると、図Ⅰ-1のとおり、昭和54年以降は、「心の豊かさ」を重視する者の割合が「物の豊かさ」を重視する者の割合を上回り、さらにその後も、その差は漸増する傾向にあり、平成9年には、「心の豊かさ」を重視する者は56.3%、「物の豊かさ」を重視する者は30.1%となっている。また、同じく「文化に関する世論調査」(総理府、平成8年11月調査)によると、日常生活の中で、優れた芸術・文化を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりすることは、大切だと思うかどうか質問したところ、大切だと答えた者の割合が92.0%となっており、前回の調査(昭和62年7月調査)結果と比較してみると、大切だと答えたものの割合が上昇(88.2%→92.0%)している(第Ⅴ部 514頁参照)。

### 2. 国民の文化活動の状況

国民の文化活動は広範かつ多様であるが、以下では前述の「文化に関する世論調査」(以下、特に記載なき場合は平成8年11月の調査を指す)等に

基づき概観する。

### 〔1〕鑑賞活動

鑑賞活動は、あらゆる文化活動を行う上での出発点となるものであり、文化全体を牽引するものとして、文化の裾野を拡大するものである。一方、その機会を提供する芸術家、文化関係団体等にとっては、人々の文化に対するニーズを広範にとらえ、将来の創作活動に反映する契機となるものである。

こうした国民の鑑賞活動については、今後も活発化していくものと考えられる。

「社会教育調査(文部省)」によると、美術博物館(登録・相当施設)及び美術博物館類似施設の利用者数の合計は、表IV-3のとおり、平成7年度間で5343万9000人で、昭和61年度間の3093万6000人に比べ、2250万3000人増加しており、漸増傾向にあると言える。また、文化会館による実施事業のうち、ホールにおける舞台芸術や芸能公演の入場者数及び参加者数は、表IV-4のとおり、平成7年度間で2171万1000人で、昭和61年度間の1109万9000人に比べ、約2倍に増加している。

「文化に関する世論調査」によると、この1年間に、プロの公演や作品をホール、会館、劇場、映画館、美術館などで直接鑑賞したことがあるか質問したところ、「鑑賞したことがある」と答えた者の割合が54.7%となっている。鑑賞したことの内容を見ると、図IV-15のとおり、「音楽」を挙げた者の割合が24.8%、「美術」を挙げた者の割合が23.9%、「映画」を挙げた者の割合が23.3%と高く、以下、「演劇・演芸」(16.2%)、「舞踊」(5.8%)の順となっている。なお、鑑賞したものはないと答えた者の割合は45.1%となっている。都市規模別にみると、人口規模の大きいところほど鑑賞した者の割合は高くなっている傾向にあり、これらの地域ほど鑑賞機会に恵まれていることがうかがえる。

また、今後、もっと鑑賞したいと思うものがあるか質問したところ、「鑑

表IV-3 美術博物館(登録・相当施設)及び美術博物館類似施設の入館者数  
(単位:千人)

調査期間	調査数	美術博物館		
		合計	登録・相当施設	類似施設
昭和61年度間	379館	30,936	21,687	9,249
平成元年度間	498館	45,341	32,127	13,214
平成4年度間	651館	45,765	28,233	17,532
平成7年度間	811館	53,440	25,668	27,772

(注)「登録」とは、博物館法第2条に規定する美術博物館、「相当」とは、同法第29条に規定する美術博物館、「類似」とは、建物がおおよそ132㎡以上の延面積を有する「登録・相当施設」以外の美術博物館をいう。

文部省「社会教育調査」による

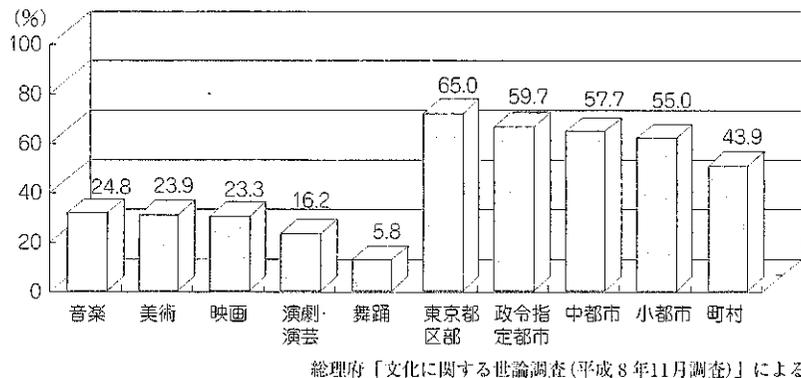
表IV-4 文化会館による事業(舞台芸術・芸能公演)の実施状況

	昭和61年度間	平成元年度間	平成4年度間	平成7年度間
実施館数	547	728	944	1,220
実施件数	15,958	18,452	22,986	23,361
入場者数・参加者数(千人)	11,099	14,887	19,230	21,711

文部省「社会教育調査」による

賞したいものがある」と答えた者の割合が78.4%となっている。鑑賞したいものの内容を見ると、図IV-16のとおり、「音楽」を挙げた者の割合が40.8%、「映画」を挙げた者の割合が40.7%と高く、以下、「演劇・演芸」(25.7%)、「美術」(21.5%)などの順となっている。なお、「特にない」と答えた者の割合は20.7%となっている。前回の調査(昭和62年7月調査)結果と比較してみると、鑑賞したいものがあると答えた者の割合が上昇(72.2%→78.4%)し、「特にない」と答えた者の割合が低下(26.9%→20.7%)しており、鑑賞に対する希望が高くなってきていることがうかがえる。また、「音楽」「美術」を挙げた者の割合が特に上昇(37.3%→40.8%、16.0%→21.5%)している。

図IV-15 プロの公演や作品などの直接鑑賞



総理府「文化に関する世論調査(平成8年11月調査)」による

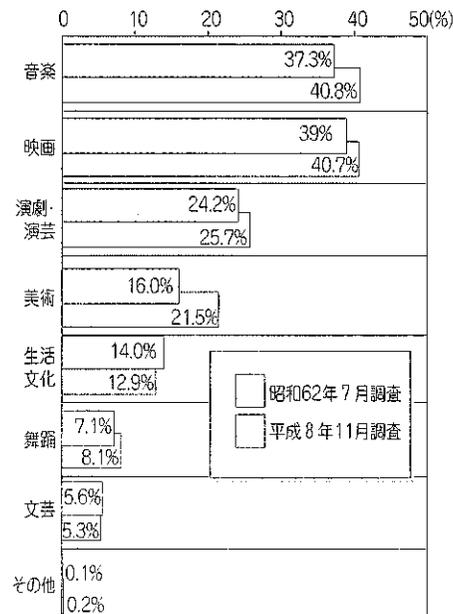
## 〔2〕自ら行う文化活動

我が国においては、芸術文化を単に鑑賞するだけでなく、自ら演じたり作ったりするなど、能動的に文化活動に参加する人々は「文化に関する世論調査」によると、近年ほぼ横ばいの傾向にあると言える。

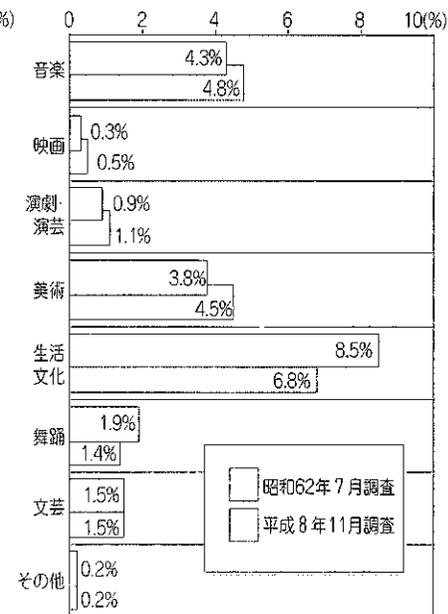
同調査によると、この1年間に、自分で演じたり、作ったりしたものがあるか質問したところ、「ある」と答えた者の割合が17.5%となっている。「ある」の内容を見ると、図IV-17のとおり、「生活文化」を挙げた者の割合が6.8%と最も高く、以下、「音楽」(4.8%)、「美術」(4.5%)などの順となっている。なお、「特になし」と答えた者の割合は82.1%となっている。前回の調査(昭和62年7月調査)結果と比較してみると、「ある」と答えた者の割合と「特になし」と答えた者の割合がほぼ横ばいで(17.8%→17.5%、81.7%→82.1%)、「生活文化」を挙げた者の割合が低下(8.5%→6.8%)している。

また、今後、自分で演じたり、作ったりしてみたいと思うものがあるか質問したところ、「ある」と答えた者の割合が29.0%となっている。「ある」の

図IV-16 今後の鑑賞希望(内容別)



図IV-17 この一年間の活動



総理府「文化に関する世論調査(平成8年11月調査)」による

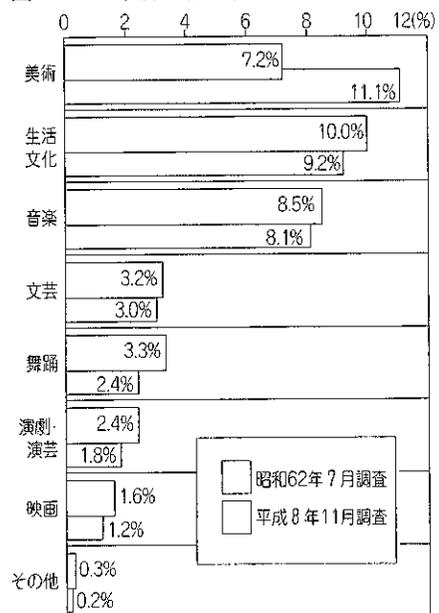
内容を見ると、図IV-18のとおり、「美術」を挙げた者の割合が11.1%と最も高く、以下、「生活文化」(9.2%)、「音楽」(8.1%)などの順となっている。

なお、「特になし」と答えた者の割合は、69.7%となっている。前回の調査(昭和62年7月調査)結果と比較して見ると、「ある」と答えた者の割合と「特になし」と答えた者の割合はほぼ横ばいで(28.3%→29.0%、70.7%→69.7%)、特に「美術」を挙げた者の割合が上昇(7.2%→11.1%)している。

## 〔3〕地域の特徴ある文化活動

昭和50年代に入り、地方がそれぞれ豊かな個性をもち、特色を生かして

図IV-18 今後の活動希望



総理府「文化に関する世論調査(平成8年11月調査)」による

経済的・社会的発展を遂げるといふ、いわゆる地方の時代の理念が生まれ、地方自治体が、その特徴を生かし、様々な施策を積極的に展開する気運が生じた。また、住民の側においても、所得水準の向上や余暇時間の増大を背景に、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する傾向が強くなり、地方における文化活動は、地方公共団体における文化振興を担う担当部局の組織的整備とあいまって、地方公共団体の支援を受けて著しく活発になってきた。

特に、バブル経済下にお

いては企業等の支援の充実等によって、活発な文化活動が全国各地において展開されたが、バブル経済崩壊後は、企業等からの支援が受けづらくなり、文化活動も「量」から「質」への転換が図られていると言える。

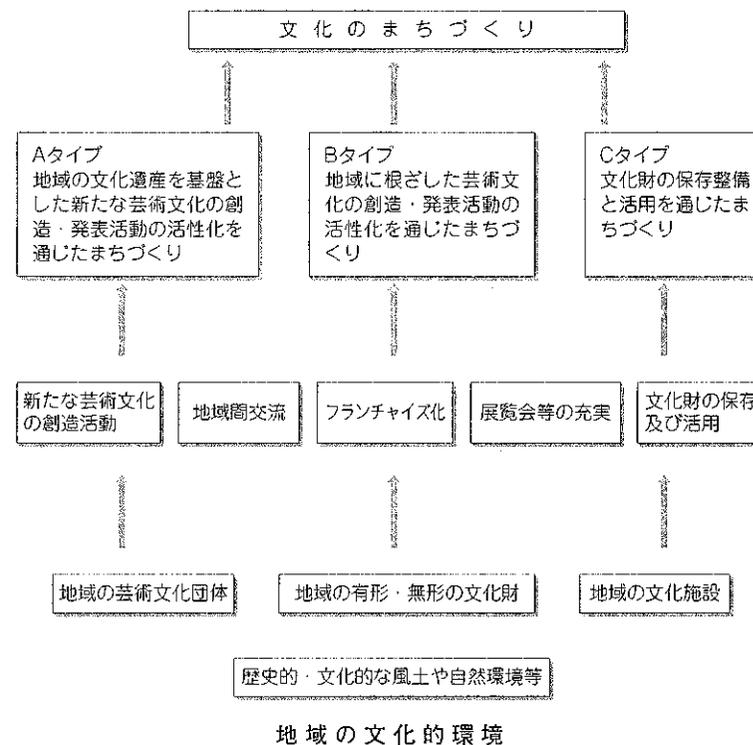
このような状況を背景としつつ、全国各地において、歴史的な町並みや地域の特色ある伝統文化などを生かした文化振興の拠点づくりと芸術文化の活性化のため、文化の香り高いまちづくりが推進されている。文化庁としても、こうした地域の特色ある文化活動を振興するため、「文化のまちづくり事業」として選定を行い、積極的な支援を行っているところである(図IV-19)。

これらの地域の文化事業には、①地域の有形・無形の文化財を活かした新

たな文化創造活動の展開を図るもの、②地域に根ざした活動を行う優れた地域芸術団体の育成を図るもの、③文化を通じた地域間交流を図るもの、④地域の美術館・博物館における展覧会等の充実を図るもの、⑤文化財の保存整備と積極的活用を図るものなどがある。

①の事例としては、岐阜県加子母村において、地域で100年にわたって村民の自主管理によって維持されてきた「明治座」を活用して芸術文化の活性化を図り、文化の発信基地として、「新しい情報の生産される場」「多く

図IV-19 文化のまちづくり事業概念図



の芸術が交流する空間づくり」を推進する事業が挙げられる。

②の事例としては、茨城県日立市において、様々な芸術分野が結集する総合舞台芸術であるオペラを、常陸地方の歴史や文化を題材として、市民参加によってつくりあげ、その制作・公演を通して心豊かなまちづくりを推進する事業が挙げられる。

③の事例としては、長野県駒ヶ根市において、芸術家が駒ヶ根に滞在し、地元の文化団体や一般市民と交流を深め、地域のより高い芸術文化を育成発展させ、新たな文化の創造に向けた文化都市づくりを目指す事業が挙げられる。

④の事例としては、栃木県益子町において「知る・学ぶ・楽しむ・親しむ・体験する」をテーマに「益子陶芸の祭典」を実施し、人と人の交流、他の陶磁器産地との交流、文化の交流を進め、陶芸を通して情報発信基地を創造する事業が挙げられる。

⑤の事例としては、山形県庄内地方拠点都市において、整備された国指定史跡城輪柵跡を舞台に、民俗芸能団体が競演する「国府の火まつり」の実施など「伝統芸能の交流拠点」庄内の発信」をコンセプトに伝統芸能を活用した事業が挙げられる。

### 3. 国民の文化活動の振興

#### [1] 施策の沿革

現在のように、一般国民の文化活動を振興する観点からの施策が展開されるようになったのは、戦後になってからと考えられる。

昭和20年12月、文部省社会教育局に芸術課が新設され、芸術家の創作活動を奨励するための各種の施策を展開するとともに、地方の人々に芸術文化の鑑賞の機会を提供し、あわせて、その活動を促進するための地方芸術文化の振興のための施策に着手した。昭和24年度からは、名作美術展の地方巡回を開始し、昭和32年度からは、都道府県が行う青少年音楽などの芸術文

化事業に対する国庫補助を開始するとともに、昭和36年度からは、地方芸術振興のための団体補助も開始した。

昭和41年5月文部省に文化局が新設され、それまでの芸術課が社会教育局から移るとともに、文化課と芸術課に分かれた。文化課の新設とともに、地方における芸術文化の振興のための施策を充実し、昭和42年度からは、公立文化会館の建設に対する国庫補助、地方の青少年に舞台芸術の鑑賞機会を提供する「青少年芸術劇場」、中央で開催される主要な団体美術展の受賞作品等を地方の美術館に巡回展示する「現代美術選抜展」を開始した。

その後、昭和43年6月文化庁の設置に伴い、文化課は文化普及課と名称を変え、それまでの事業の拡充を行ったほか、昭和46年度からは、地方において一般の人々を対象に舞台芸術の鑑賞機会を提供する「移動芸術祭」を開始し、昭和49年度からは「こども芸術劇場」を開始した。昭和52年度からは、「全国高等学校総合文化祭」を開始するなど、国民が参加する文化活動の推進を施策の重点に加えるようになった。昭和59年度からは、特に中学生の情操のかん養の重要性にかんがみ、主として文化会館等で実施されているそれまでの巡回公演とは別に、舞台芸術を学校現場に派遣する「中学校芸術鑑賞教室」を開始した。

一方、地方公共団体においては、昭和50年代以降、いわゆる地方の時代といわれる背景の下で、すべての都道府県に文化行政担当の課が設置されるとともに、公立文化会館や公立美術館の建設も盛んに行われた。また、芸術文化関係予算も大幅に増加した。

昭和60年代以降になると、国は、このような地方公共団体における体制や施設の整備状況を考慮して、施設整備への補助から文化活動への支援へとハードからソフト支援に重点を移すこととした。昭和61年度からは、地方公共団体の行う有機的な連携に配慮しつつ、全国的な観点から国民の文化活動への参加の気運を醸成し、その奨励を図るため「国民文化祭」を開始した。昭和63年度からは、地方におけるアマチュア文化活動の振興を図るため、

都道府県の要請に基づき、それぞれ該当専門分野の指導者を派遣する「芸術文化指導者地方派遣」を開始した。

平成に入ると、ソフトを中心とする施策により重点を移し、各般の新規施策を展開している。

平成元年度からは、青少年及びアマチュアを対象とした国際文化交流を促進するため、「国民文化国際交流事業」を開始した。

平成2年度からは、地域における特色ある文化活動の振興を図る観点から、「地域文化振興特別推進事業」を開始した（平成4年度以降は「新文化拠点推進事業」（平成4年度～6年度）、「地方拠点都市文化推進事業」（平成5年度～7年度）の施策を経て、平成8年度からは、「文化のまちづくり事業」に移行している）。

平成4年度からは、文化会館の運営の活性化を図るため、アートマネジメント研修を開始するとともに、我が国の伝統的芸術文化を海外に紹介する「伝統的文化活動国際化事業」を開始した。

平成6年7月には、地域における文化振興の気運の高まりに対応し、文化事業の企画・運営等のソフト面での支援を効果的に行っていくため、地域文化振興課を設置した。また、同年11月には、我が国の音楽文化の振興を図ることを目的として「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」（以下「音振法」という）が公布・施行された。

平成7年度には、(社)全国公立文化施設協会が設立され、公立文化会館の自主事業企画への支援として、文化関係情報やノウハウの提供、芸術家及び芸術団体と文化会館のマッチングを行うことを目的に、「芸術情報プラザ事業」を開始した。

平成8年度には、全国的に公立文化施設の整備が急速に進んだこと等の理由により、公立文化施設の建設に対する補助を廃止するとともに、音振法で定められた「国際音楽の日」の趣旨の普及を図る観点から、「国際音楽の日」記念事業を開始した。また、文化庁・地方公共団体、公立文化会館、芸術

家・芸術団体をパソコン通信ネットワークで結びつけ、文化に関する幅広い情報交流を行う「地域文化情報システム」の運用を開始した。

平成9年度からは、「アーティスト・イン・レジデンス事業」（国際芸術家村）を実施するとともに、従来の「中学校芸術鑑賞教室」を改組、拡充し、小学生、高校生まで対象を拡げた「舞台芸術ふれあい教室」を開始した。

## 4. 施策の現状

### 〔1〕優れた芸術鑑賞機会の提供

#### 〈1〉舞台芸術巡回公演

文化庁では国民の芸術鑑賞機会の充実を図るため、全国各地において地方公共団体と共同で年齢層に応じた優れた舞台芸術の各種の巡回事業を行っている。

舞台芸術については、広く国民一般を対象とする「移動芸術祭」、青少年を対象とする「青少年芸術劇場」、児童生徒を対象とする「こども芸術劇場」をそれぞれ実施している。また、小・中・高の児童生徒を対象として、情操のかん養を図る観点から、舞台芸術を学校現場に派遣する「舞台芸術ふれあ

表IV-5 各事業の公演回数

名 称	公演回数
移動芸術祭	76
青少年芸術劇場	22
こども芸術劇場	29
舞台芸術ふれあい教室	80

い教室」を実施している。平成10年度における巡回公演の実施状況は表IV-5のとおりである。

### 〈2〉美術品巡回展示

美術については、中央で開催される主要な団体美術展の受賞作品等を集め、文化庁買上げの美術作品とあわせて、全国各地の美術館等に巡回展示する「現代美術選抜展」を実施するとともに、国立の博物館・美術館等の所蔵作品を全国各地の美術館に巡回展示する「国立博物館・美術館巡回展」を平成6年度から実施している。

### 〈3〉「国際音楽の日」記念事業

音振法に定められた「国際音楽の日」の趣旨の普及を図り、国民の間に広く音楽についての関心と理解を深めるため、地方公共団体等と共同で「国際音楽の日」記念事業を実施している。平成10年度には、北海道歌志内市をはじめとする全国31会場において実施した。

## 〔2〕文化活動への参加の奨励

### 〈1〉国民文化祭

国民文化祭は、国民の文化活動への参加意欲にこたえるとともに、国民の文化活動の水準を高めるため、各都道府県持ち回りで開催している国民の文化の祭典である。これは、全国各地で国民一般（アマチュア）が行っている文化活動を全国的な規模で発表することにより、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸術文化の創造を促し、あわせて地域文化の発展に寄与する

表IV-6 国民文化祭の開催実績及び予定

年 度	回数	開催地	開催期間
昭和61年	1	東京都	61.11.22~12.1
62年	2	熊本県	62.10.2~10.11
63年	3	兵庫県	63.10.22~11.3
平成元年	4	埼玉県	元.11.2~11.12
2年	5	愛媛県	2.10.19~10.28
3年	6	千葉県	3.11.16~11.25
4年	7	石川県	4.10.24~11.3
5年	8	岩手県	5.10.8~10.17
6年	9	三重県	6.10.22~10.30
7年	10	栃木県	7.10.27~11.5
8年	11	富山県	8.9.28~10.7
9年	12	香川県	9.10.25~11.3
10年	13	大分県	10.10.17~10.26
11年	14	岐阜県	11.10.23~11.3
12年	15	広島県	12.11.3~11.12
13年	16	群馬県	13.11.3~11.11
14年	17	鳥取県	未 定
15年	18	山形県	未 定
16年	19	福岡県	未 定
17年	20	福井県	未 定

ことを目的としている。

文化庁、開催都道府県、開催都道府県教育委員会、開催市町村、開催市町村教育委員会、文化団体による主催事業は、①総合フェスティバル（アマチュア文化活動の新たな発展の方向性を示すオープニングパレードやオープニングフェスティバル）や、②アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について様々な側面からテーマを設定して行うパネルディスカッションなどのシンポジウム、及び③分野別フェスティバル（民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦

楽、生活文化等の分野ごとに都道府県から推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会等）の三つに大別される。また、国民文化祭の趣旨に賛同して、地方公共団体や文化関係団体の主催により、各種公演事業やコンクール、フェスティバル、展示などが国民文化祭協賛事業として実施されている。

昭和61年度に第1回大会を東京都で開催して以来、熊本県、兵庫県、埼玉県、愛媛県、千葉県、石川県、岩手県、三重県、栃木県、富山県、香川県、大分県と順次開催された。全国各地での文化活動の盛り上がりとともに、国民文化祭も年々充実した内容となっており、これまで、開催県の特色あ

る事業をはじめ、多様な事業が展開されてきている。平成10年度の大分大会では、大分県内32市町において様々な分野における38の事業が開催され、国内外から約2万5000人の出演者が参加、観客数は87万8000人に及んだ。

平成11年度以降17年度までの開催県としては、岐阜県、広島県、群馬県、鳥取県、山形県、福岡県、福井県が内定している。

## 〈2〉全国高等学校総合文化祭

全国高等学校総合文化祭は、全国都道府県代表の高等学校の生徒による芸術文化活動の発表会を総合的に開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資することを目的として、各都道府県持ち回りで開催している。

全国高等学校総合文化祭の事業は、文化庁、全国高等学校文化連盟、開催都道府県、開催都道府県教育委員会、開催市町村、開催市町村教育委員会等の共催によるもので、総合開会式（式典、国際交流、交歓会等）、パレード、各部門（演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土

芸能，マーチングバンド・バトントワリング，美術・工芸，書道，写真，放送，囲碁，将棋，弁論，小倉百人一首かるた等）の演奏，展示等が行われる。

平成2年には47都道府県高等学校文化連盟の全加盟が達成され，また次々と専門部が新設されることにより，開催規模が大きくなるとともに，内容の充実が図られてきた。平成10年度の鳥取県大会では，約2200校が参加し，出演人数は，1万4200人余りに達した。

平成11年度以降15年度までの開催県としては，山形県，静岡県，福岡県，神奈川県，福井県が内定している。

平成2年度からはこの文化祭の演劇，日本音楽，郷土芸能の部門における優秀校により，「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を国立劇場で開催している。

### 〔3〕個性豊かな文化の創造の促進

#### 〈1〉文化のまちづくり事業

全国各地において個性豊かな文化活動が活発に行われるよう，文化庁においては，地方公共団体等と共同で，地域における文化活動に対する支援を行うため，平成8年度から「文化のまちづくり事業」を開始した。

「文化のまちづくり事業」は地域の歴史的な文化の所産等を生かしながら，

文化の香り高いまちづくりが全国各地において積極的に展開されるよう，芸術文化の拠点づくりを進めるものであり，平成10年度には，北海道札幌市をはじめとする全国49地域において実施する（資料Ⅳ-1参照）。

#### 〈2〉アーティスト・イン・レジデンス事業

また，国内外の芸術家が，ある地域に一定期間滞在し創作活動，芸術家の相互交流，地域とのふれあいなどを行うことを通じて，芸術家の創造力と地域の芸術文化の向上を図ることを目的とした「アーティスト・イン・レジデンス事業」を文化庁と地方公共団体や地域の文化団体，文化施設等との共同により，平成9年度から開始した。平成10年度には，岩手県岩手町をはじめとする全国12地域において実施する。

### 〔4〕地方文化施設の整備・充実

#### 〈1〉公立文化施設等整備補助金の廃止

文化庁では，公立文化会館の建設の促進を図るため，昭和42年度から地方公共団体が行う施設整備に対して補助を行ってきた。平成4年度からは，音楽・演劇等のジャンル別の高度な機能を備えた専用ホールに対する補助も加わった。これら補助金の交付を受けて設置された公立文化会館は，平成8年度末で計371館となった。

しかしながら，公立文化施設等整備補助金は，全国的に公立文化施設の整備が急速に進んだこと，また，国庫補助負担金の抑制及び整理・合理化の方針により，平成9年度をもって廃止となった。

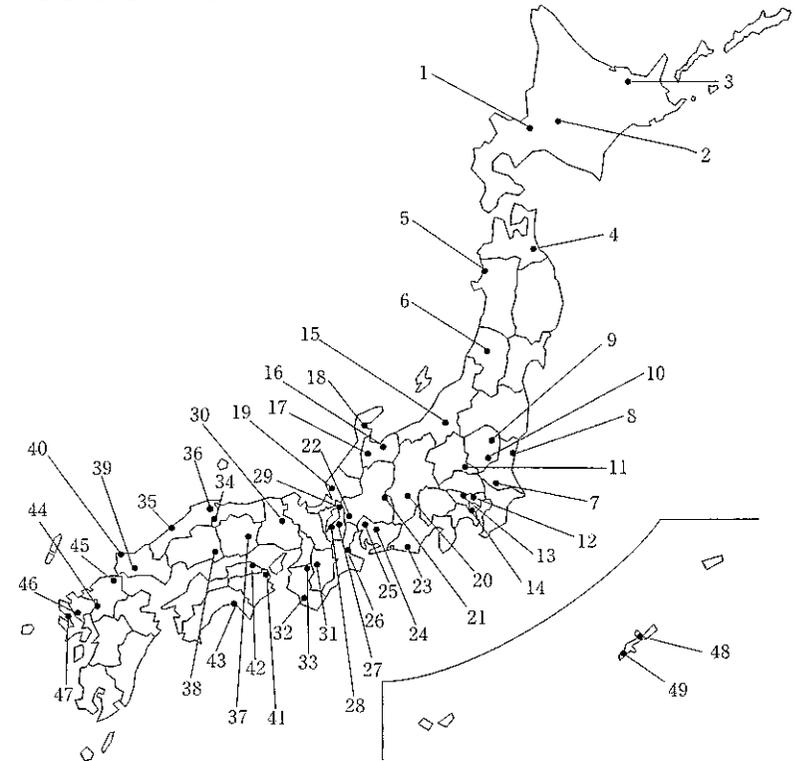
#### 〈2〉芸術情報プラザ事業

公立文化会館が自らの企画により優れた舞台芸術の観賞機会を提供できるよう，公立文化会館に対し，芸術家・芸術団体に関する各種の情報を提供するとともに，芸術家・芸術団体とのマッチングを行う「芸術情報プラザ」事

資料IV-1 平成10年度「文化のまちづくり事業」実施地域位置図

- 1 ドラマティックシティー・サッポロ・プロジェクト実行委員会(札幌市他1市3町)
- 2 岩見沢市文化のまちづくり実行委員会(岩見沢市)
- 3 子どものための美幌国際芸術祭実行委員会(美幌町他2市2町)
- 4 八戸地方拠点都市地域整備推進協議会(八戸地方拠点都市・八戸市他1市6町2村)
- 5 能代市地域文化振興事業実行委員会(能代市)
- 6 おおえの歴史と文化創造事業実行委員会(大江町)
- 7 アーカス構想パイロット事業実行委員会(守谷町)
- 8 ひたちオペラのまちづくり実行委員会(日立市)
- 9 栃木県北部地方拠点都市地域整備推進協議会(栃木県北部地方拠点都市・大田原市他2市1町)
- 10 益子町文化のまちづくり実行委員会(益子町)
- 11 太田市文化のまちづくり実行委員会(太田市)
- 12 世田谷文化のまちづくり実行委員会(世田谷区)
- 13 立川文化のまちづくり事業組織委員会(立川市)
- 14 芸術のまちづくり推進委員会(川崎市)
- 15 小出郷ゆうきプラン推進実行委員会(小出郷広域・小出町他1町4村)
- 16 富山市文化のまちづくり実行委員会(富山市)
- 17 スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド実行委員会(福野町)
- 18 中能登文化のまちづくり事業実行委員会(中能登地方拠点都市・七尾市他1市10町)
- 19 文化のまちづくり事業実行委員会(丹南地方拠点都市・武生市他1市7町2村)
- 20 AiRinこまがね文化のまちづくり実行委員会(駒ヶ根市)
- 21 加子母村風起こし事業実行委員会(加子母村)
- 22 アクティブ大垣カルチャー実行委員会(大垣市)
- 23 千年の時輝く磐田文化実行委員会(磐田市)
- 24 長久手町文化のまちづくり事業実行委員会(長久手町)
- 25 岩倉市音楽のあるまちづくり実行委員会(岩倉市)
- 26 津・松阪地方拠点都市文化推進事業実行委員会(津・松阪地方拠点都市・津市他2市12町3村)
- 27 東近江文化のまちづくり事業実行委員会(滋賀中部地方拠点都市・近江八幡市他1市7町)
- 28 ハートストック栗東実行委員会(栗東町)
- 29 山東町文化のまちづくり事業実行委員会(山東町)
- 30 但馬・丹波ふるさと文化のまちづくり実行委員会(和田山町他10町)
- 31 大和高田市戯曲上演実行委員会(大和高田市)
- 32 和歌山県田辺・御坊地方拠点都市地域整備推進協議会(田辺・御坊地方拠点都市・田辺市他1市11町5村)
- 33 伊都再発見実行委員会(橋本地方拠点都市・橋本市他4町1村)
- 34 日南町ミュージカル制作実行委員会(日南町)
- 35 浜田市文化のまちづくり事業実行委員会(浜田市)
- 36 「曇降る里の演劇村計画」実行委員会(八雲村)
- 37 文化事業推進実行委員会(津山地方拠点都市・津山市他2町1村)
- 38 福山地方文化のまちづくり事業実行委員会(福山地方拠点都市・福山市他2市6町)

- 39 美弥国際大理石シンポジウム実行委員会(美弥市)
- 40 近松祭 in 長門実行委員会(長門市)
- 41 鳴門市「文化のまちづくり」実行委員会(鳴門市)
- 42 かがわコミュニティ・オーケストラプロジェクト実行委員会(高松市)
- 43 絵金文化まちづくり事業実行委員会(赤岡町)
- 44 久留米地方拠点都市地域整備推進協議会(久留米地方拠点都市・久留米市他2市9町)
- 45 CCA北九州事業実行委員会(北九州市)
- 46 西有田アジアフェスティバル実行委員会(西有田町)
- 47 国見山麓文化の森実行委員会(世知原町)
- 48 「文化薫るあけみおのまちづくり」文化創造事業実行委員会(名護市)
- 49 佐敷町文化のまちづくり事業実行委員会(佐敷町)



業を、(社)全国公立文化施設協会を通じて実施している。

### 〔5〕地域文化にかかる人材の養成等

文化会館や美術館等の文化施設が効果的に活用されるためには、職員等の資質向上や相互の情報交換の場の確保が必要であり、また、地域の文化活動が活発に行われるためにはその指導者の確保や養成が極めて重要である。このため、地方の文化会館や美術館の職員及び芸術文化行政担当者などを対象にした各種研修会等を開催するとともに、地方の文化活動指導者の育成を図るため、都道府県の要請に基づき、芸術家を実技の指導者として地方に派遣する「芸術文化指導者地方派遣」を実施している。

### 〔6〕国際交流事業

#### 〈1〉アジア国際文化交流事業

青少年文化活動及びアマチュア文化活動の指導者等を、アジア諸国から招へいし、またはアジア諸国に派遣し、文化活動の相互研修等を実施する「アジア国際文化交流事業」を実施している。

#### 〈2〉地域文化国際交流事業

地域に活動拠点を持ち、相当の水準にある芸術団体を諸外国から招へいし、または諸外国に派遣し、文化活動の相互研修等を実施する「地域文化国際交流事業」を実施している。

#### 〈3〉伝統的文化活動国際化事業

囲碁、将棋、茶道、華道、盆栽等我が国の伝統に根ざし、国民的広がりをもった芸術文化活動にかかる芸術文化団体の指導者等を海外に派遣し、実技指導等を実施する「伝統的文化活動国際化事業」を実施している。

### 〔7〕地域文化情報システムの整備・充実

文化庁・地方公共団体の文化行政担当部局、全国の公立文化会館及び芸術家や芸術団体をパソコン通信ネットワークで結びつける「地域文化フォーラム」及び「芸術情報プラザネット」を平成8年度に開設し、運用している。「地域文化フォーラム」においては、文化庁及び地方公共団体を対象として、文化に関する施策の立案等に必要な情報の提供を行うため、文化行政、芸術家や芸術団体の個別の事業概要、公立文化施設の施設及び事業概要等の情報の相互提供を行っている。「芸術情報プラザネット」においては、文化会館や芸術団体等を対象として、公立文化会館及び芸術家や芸術団体が公演事業の企画のために必要な情報の相互提供を行っている。

### 〔8〕地方公共団体における芸術文化経費

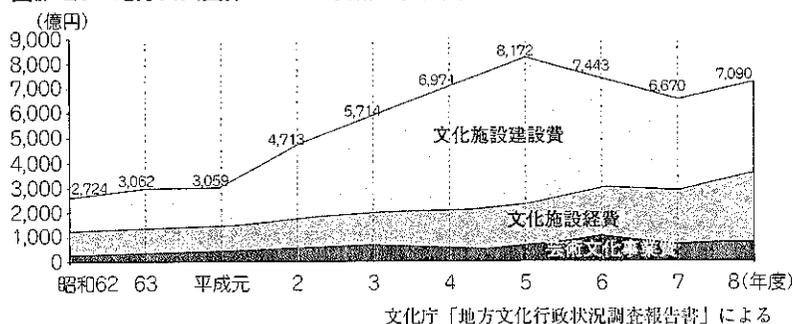
文化庁は、地方公共団体における文化行政の状況を把握するため、毎年、「地方文化行政状況調査」を行っている。この調査によれば、バブル経済とその崩壊を含むこの10年において、地方公共団体の芸術文化経費は大きな変動を見せている。

昭和62年度には、約2700億円であった地方公共団体の芸術文化経費も、平成に入ってから急速な伸びを見せ、平成5年度には約8200億円に達した。これ以後、減少・横ばい傾向にあり、平成8年度には約7100億円となっている(図IV-20)。

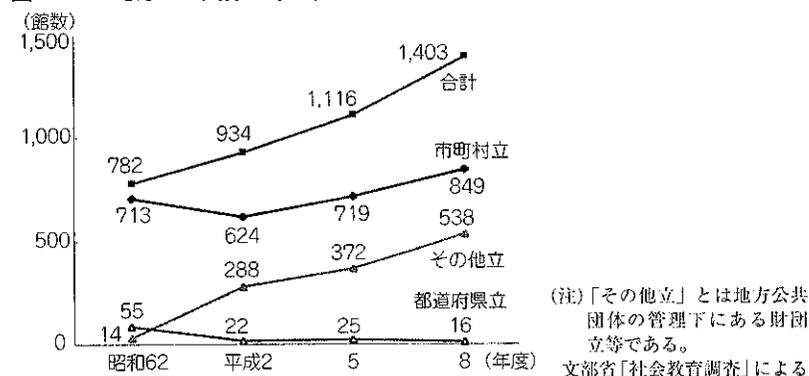
地方公共団体の芸術文化経費を、①芸術文化事業費、②文化施設経費、③文化施設建設費に分類すると、昭和62年度には54.5%であった文化施設建設費が、その後おおむね増加傾向を示し平成5年度には71.9%に達した。ただし、それ以後は急激に減少し、平成8年度には49.9%となっている。

なお、代表的な文化施設である文化会館に関しては、「社会教育調査」によれば、昭和62年度に地方公共団体立またはその管理下にある財団立等の文化会館は782館であったものの、平成8年度には1403館と倍増している

図IV-20 地方公共団体における芸術文化経費



図IV-21 地方公共団体立等文化会館数



(図IV-21)。このため、文化施設の管理に要する文化施設経費は昭和63年度以降一貫して増加しており、芸術文化経費全体に占める割合は平成8年度には39.8%に達している。

このように文化施設建設費や文化施設経費は変動があるものの依然大きな比率を占めているが、芸術文化事業費は総額では漸増傾向にあるものの、その比率はおおむね10%前後を推移しているに過ぎない。今後、厳しい財政状況の下ではあるが、文化施設経費とともに芸術文化事業費の一層の確保が望

まれる。

## 5. 国民の文化活動振興の方向

今日、国民は生きる喜びや生活の質を求めるようになってきている一方、青少年の問題行動が社会問題化している。

そのため、国民が優れた芸術文化の所産に直接触れ、また、自ら文化活動に参加することができる条件を整えとともに、地域における文化の振興や子どもの文化活動の振興が求められている。

以上を踏まえ、今後は、次の諸点に重点を置いて、国民の文化活動の一層の振興を図ることが必要であると考えられる。

### 〔1〕子どもの文化活動の振興

将来を担う子どもたちについて、優れた芸術文化や文化財に触れたり、それらに関する各種の文化活動に参加する機会を充実することは、子どもたちの心を豊かに育むとともに、子どもたちが社会性をもって人と人との関係を良好に結ぶことができるようにするという観点から重要である。このため、地域や学校において、子どもたちが自ら連帯感や表現する喜びを感じることができる文化活動の機会を積極的に提供することが必要である。

平成10年3月に策定された文化振興マスタープランにおいても、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保するための諸施策を「地域こども文化プラン」と位置づけ、今後推進すべきこととされた。具体的には、①子どもたちに舞台芸術鑑賞の楽しさ、本物の芸術のすばらしさを体感する機会の提供、②文化財を活用した子ども対象の事業の展開、③美術館・博物館等における子どもたちの活動の充実及び④子どもたちが地域において積極的に文化活動に参加できるようにするための支援等を内容としている。

### 〔2〕地域における芸術鑑賞機会の充実

国民の間で芸術文化に対する興味と関心が高まっている今日、優れた芸術を身近に鑑賞できる機会を充実することが求められている。

このような要望にこたえて大都市に偏りがちな芸術鑑賞の機会を各地に広げていくことは、国民の文化活動の振興を図る上で重要である。

優れた芸術活動や作品の公開が各地で活発に行われるためには、公立文化施設や関係団体等の努力に期待するとともに、それらを支援していくことが必要であり、舞台芸術、美術作品等について、各種の巡回公演や巡回展示を一層充実していくことが必要である。

### 〔3〕地域における住民参加機会の提供

文化活動の裾野を広げ、一般の文化活動への参加意欲にこたえていくことは、国民の文化活動の水準を高めていく上で重要である。

そのため、地域住民が文化活動に積極的に参画する機会を確保するとともに、その成果を全国的な場で発表する機会を充実を図っていくことが必要である。

### 〔4〕地域における個性豊かな文化の振興

近年、全国各地域において、地域の活性化、観光産業の振興等様々な観点から、個性豊かな文化活動が積極的に展開されるようになってきている。今後は、これらの活動が一過性のものではなく、地域に深く根ざしていくことが重要である。

そのため、各地域において、個性豊かな文化活動が活発に行われるよう、歴史的な文化の所産や地域の特色ある文化活動を核とした文化の香り高いまちづくりへの取組みを積極的に支援していくことが必要である。

### 〔5〕地域における文化施設の活性化

近年、公立文化会館や美術館等の文化施設の設置は全国各地においてかなり進んだ段階にあると言え、今後は、その運営面において充実を図っていくことが必要である。そのためには、各施設における専門的職員の資質向上を図るとともに、充実した事業展開を図ることが重要であり、これらの文化施設の連携を一層促進させるとともに、連携組織の活動への支援を一層充実することが必要である。

なお、公立文化会館については相互の連携協力を図るため、平成7年に社団法人化された(社)全国公立文化施設協会が設立されているところであり、同協会による自主事業の企画や研修の充実、文化会館と芸術家・芸術団体の橋渡しをする「芸術情報プラザ」事業の充実などが求められている。

### 〔6〕文化関係団体との協力・連携

国民の文化活動を継続的・組織的に発展させていく上で、文化関係団体の役割は極めて重要である。地域ごとにこのような組織が育ち、積極的に文化活動を展開していくことが望ましく、地方公共団体としては、これらの団体の発展を支援するとともに、それらとの協力・連携を通じ、文化振興を図っていくことが必要である。また、これらの団体が相互の交流や協力を強化していくための基盤として、都道府県レベルあるいは全国レベルでの文化関係団体の発展が助長され、国や地方公共団体との連携の下に、国民の参加による文化活動が全国的な規模で積極的に展開されることが望まれる。

## 第3章 国語施策の推進

### 1. 我が国の国語の状況

#### 〔1〕時代の推移と国語問題

国語は、漢字、平仮名、片仮名、ローマ字等が多彩に用いられている。これらの文字のそれぞれの機能を生かして用いることによって、今日一般に行われている漢字仮名交じり文は、国語の表記として有効適切なものとなっている。また一方では、この複雑・多彩さが、明治以来今日に至るまで、表記を中心として幾多の論議が繰り返されたゆえんともなってきた。従来の国語施策が主として表記に関する事項をとり上げてきたのもこのことによる。

しかし、近年の情報化、国際化の進展などにより新たな問題も発生している。新語の増加、外来語の流入は避けることのできないものであるが、それが過度になると、言語生活に混乱を引き起こすことになる。また、情報機器の発達は言語生活に新生面を開いているが、機械によって言葉が規制されたり画一化されたりする傾向が生じてくることも考えられる。

言葉のゆれ・変化の拡大は、その背後に存在する人間関係の変化や価値感の多様化ともあいまって、いわゆる言葉の乱れの問題や敬語使用の適不適の問題としてしばしば論じられている。

一方、諸外国において日本語に対する興味と関心が高まっており、これに適切に対応することが求められている。これからの世界は、異なる言語・文化を持つ者がいかに意思疎通を図るかという問題がますます切実なものになることが予想される。このことは我々自身が国語の在り方を考えるよい契機

にもなる。

新しい時代に応じた平明、的確で、美しく、豊かな言葉を目指し、広い視野に立って国語施策を進めると同時に、国民の国語を大切にする精神を養うことが、今日ほど大切な時はないであろう。

#### 〔2〕国語施策の沿革

明治維新後、新政府は、欧米先進諸国に倣って近代国家の諸制度の整備に努め、国語については、その統一と国民皆教育を進めるためにも、漢字の節減、仮名遣いの平易化、標準語の選定、言文一致体の採用等が目標として掲げられた。民間においても国語・国字改良の論議が盛んに行われた。明治30年代に入ると単なる論議にとどまらず、まず学校教育において具体的な形で国語施策が実施されるようになった。

##### 〈1〉小学校教育における国語表記の統一等の動きと国語調査機関の設置（明治33年～大正10年）

###### (1) 小学校で用いる仮名の字体の統一等

明治33年の小学校令施行規則においては、小学校で用いる仮名(平仮名及び片仮名)の字体を定めた。これは、いわゆる変体仮名を整理して、一つの仮名には一つの字体を用いることにしたものであるが、教育の場だけでなく、次第に広く一般にも用いられるようになった。

なお、小学校の教科書は、明治37年度から国定教科書が使用されたが、国語の教科書(いわゆる国定読本)においては、標準的な言葉を示して、話し言葉、書き言葉の双方について国語としての統一を図ろうという方針が盛り込まれており、現実には、国語の統一に大きな効果をあげることになった。

###### (2) 国語調査委員会の設置

明治35年には、国語の改善に関する調査を行うための機関として、文部省に国語調査委員会が設置された。同委員会は、国語の音韻、方言、仮名遣

い、漢字、口語法等の諸問題について調査を行い、学術的研究に大きな成果をあげた。

## 〈2〉国語表記の簡易化等の動き（大正10年～昭和9年）

### （1）臨時国語調査会の設置

国語調査委員会が廃止された後、教育界や一般社会から、国語・国字の簡易化を図るために、調査機関の再設置が要望され、大正10年には、文部省に臨時国語調査会が設置された。

当時、新聞社等では漢字節減の気運が生じており、大正12年に同調査会が発表した「常用漢字表」は相応の影響を社会に与えたが、公用文書等で用いられることはなかった。その後、政府は国語調査機関の強化を図るために、昭和9年、臨時国語調査会を廃止し、代わって国語審議会を設置した。

### （2）臨時ローマ字調査会の設置

ローマ字に関しては、臨時ローマ字調査会（昭和5年～11年）が設置された。この調査会の成果を基に、昭和12年、内閣から各官庁に対して「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」が訓令された。これが、いわゆる訓令式のローマ字のつづり方である。

## 〈3〉国語審議会の設置（昭和9年以降）

### （1）官制に基づく国語審議会

昭和9年に設置された国語審議会は、臨時国語調査会が単なる調査機関にすぎなかったのに対し、文部大臣の諮問機関として、国語に関する事項を調査審議することとなった。審議会が答申した漢字や仮名遣いに関する諸案は、戦時下でもあり、政府として実施に移すには至らなかった。

戦後になって国語審議会は、後で述べるように戦後の国語施策として実施される一連の国語の改善策を答申した。

## （2）文部省設置法に基づく国語審議会

昭和24年文部省設置法の制定に伴い、従来の官制による国語審議会は文部省設置法に基づく政令（国語審議会令）による審議会に改組された。改組後の国語審議会は、国語の改善、国語の教育の振興及びローマ字に関する事項を調査審議し、これらに関し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する機関となった。その後昭和37年の政令改正によって、文部大臣の諮問に応じ国語の改善等について審議することを主な任務とする機関となって今日に至っている。

## 〈4〉国立国語研究所の設置

明治以来、国語国字の改善を図るための専門・常設の研究機関が求められていたが、昭和23年12月、国語に関する科学的、総合的な研究を行う有力な機関を設置すべきであるという要望の高まりの中で国立国語研究所の設置をみた。

当初、庶務部と2研究部で発足したが、昭和30年に研究部を4部とし、昭和49年には、日本語教育部の新設と同時に5研究部の組織となった。日本語教育部は、昭和51年に日本語教育センターへと拡充発展した。現在は、1センター5研究部体制となっている。

## 2. 国語施策の改善

### 〔1〕国語施策と国語審議会

国語の問題は、国民生活に広く関連し、一国の教育や文化の進展とも深くかかわる問題であり、これを施策としてとり上げるに当たっては、十分な調査・研究を重ねて、問題点の所在を見極めるとともに、広く各方面の意見を聞きながら、慎重な審議を尽くすことが望まれている。

このため、広く社会の各界を代表する学識経験者や専門家で構成する国語審議会において高い識見と専門性に基づく慎重かつ公正な審議により、国語

施策の誤りなきを期しているところである。

### 〈1〉国語審議会の役割

国語審議会は、文部省組織令に定めるところによって、文化庁に置かれ、文部大臣または文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善、国語の教育の振興及びローマ字に関する事項を調査審議し、また、これらに関し必要と認められる事項を文部大臣、関係各大臣または文化庁長官に建議することを所掌事務としている。

### 〈2〉国語審議会の構成等

国語審議会の委員の構成は、国語学・言語学等の専門家、報道関係者、学校教育関係者、学術・文芸・出版・印刷等の学識経験者を網羅している。各界の広範な関係者の合意形成の場として十分な機能が果たせるような組織になっており、政府はその答申については全面的にこれを尊重し、これを採択して実施に移している。

国語審議会の主な活動状況は表IV-7のとおりである。

## 〔2〕戦後の国語改革

戦後、国語表記に関する様々な施策が国語審議会の答申や建議に基づき、内閣告示・内閣訓令によって実施された。これらの施策の要点を示すと、次のとおりである。

### 〈1〉漢字に関する施策

漢字については、字種、字体、音訓等について、制限または整理して、日常生活の上で使いやすく、学びやすいものとする施策がとられた。

#### (1) 当用漢字表（昭和21. 11. 16内閣告示・訓令）

法令、公用文書、新聞・雑誌及び一般社会で日常使用する漢字の範囲を定

表IV-7 戦後の国語審議会の主な活動状況

昭和21.	9	「現代かなづかい」を答申
	11	「当用漢字表」を答申
昭和22.	9	「当用漢字別表」「当用漢字音訓表」を答申
昭和23.	6	「当用漢字字体表」を答申
昭和24.	7	「中国地名・人名の書き方の表」を建議
昭和25.	6	「国語問題要領」を報告
昭和26.	5	「人名漢字に関する建議」を建議
	10	「公用文改善の趣旨徹底について」を建議
昭和27.	4	「これからの敬語」を建議
昭和28.	3	「ローマ字つづり方の単一化について」を建議
昭和29.	3	「法令用語改善について」を建議。「外国語の表記について」等を報告
昭和31.	7	「話しことばの改善について」を建議
昭和33.	11	「送りがなのつけ方」を建議
昭和36.	3	「語形のゆれについて」等を報告
昭和38.	10	「国語の改善について」を報告
昭和40.	12	「発音のゆれについて」等を報告
昭和41.	6	文部大臣から「国語施策の改善の具体策について」の諮問を受け、審議開始
昭和45.	5	漢字部会試案「当用漢字改定音訓表（案）」、仮名部会試案「改定送りがなのつけ方（案）」を報告
昭和47.	6	「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」を答申 「国語の教育の振興について」を建議
昭和52.	1	「新漢字表試案」を報告
昭和54.	3	「常用漢字表案」を中間報告
昭和56.	3	「常用漢字表」を答申
昭和60.	2	仮名遣い委員会試案「改定現代仮名遣い（案）」を報告
昭和61.	3	「改定現代仮名遣い」を答申
平成3.	2	「外来語の表記」を答申
平成5.	6	「現代の国語をめぐる諸問題」を報告
	11	文部大臣から「新しい時代に応じた国語施策の在り方」の諮問を受け、審議開始
平成7.	11	「新しい時代に応じた国語施策について」を報告
平成10.	6	「新しい時代に応じた国語施策について」を報告

めたものであり、1850字で構成される。

(2) 当用漢字別表（昭和23. 2. 16内閣告示・訓令）

当用漢字表の中で、義務教育の期間に読み書きとにもできるように指導すべき範囲、いわゆる教育漢字を定めたものであり、881字で構成される。

(3) 当用漢字音訓表（昭和23. 2. 16内閣告示・訓令）

漢字の音訓を整理し、現代の国語を書き表すために日常使用する漢字の音訓の範囲を定めたものであり、3122の音訓をとり上げた。

(4) 当用漢字字体表（昭和24. 4. 28内閣告示・訓令）

現代の国語を書き表すために日常使用する漢字の字体の標準を定めたものである。

(5) 人名用漢字別表（昭和26. 5. 25内閣告示・訓令）

当用漢字表に掲げる漢字以外に子の名に用いて差し支えない漢字を定めたものであり、92字で構成される。

なお、当用漢字表及び人名用漢字別表に掲げられた漢字は、子の名に用いることのできる漢字の範囲として戸籍法及び同法施行規則に取り入れられた。

## 〈2〉 仮名遣い等に関する施策

仮名遣いについては、従来の歴史的仮名遣いが古い時代の仮名の用法に準拠しているため、日常生活の中で使いこなすことが難しかったので、これを現代語の発音に即して書くことにしたものである。

送り仮名の付け方については、従来、様々なものが行われており、統一することは難しいとされていたが、「当用漢字」「現代かなづかい」に基づく新しい時代の口語文に適した送り仮名の付け方の標準が求められていたので、それにこたえたものである。

(1) 現代かなづかい（昭和21. 11. 16内閣告示・訓令）

現代の国語の口語文を書き表す仮名遣いの準則を定めたものである。

(2) 送りがなのつけ方（昭和34. 7. 11内閣告示・訓令）

現代の国語を書き表すためによるべき送り仮名の付け方の標準を定めたものである。

## 〈3〉 ローマ字に関する施策

(1) ローマ字のつづり方（昭和29. 1. 29内閣告示・訓令）

ローマ字のつづり方については、昭和12年9月21日内閣訓令で「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」が示され統一の方向に向かったが、戦後に至って再び幾つかの方式が並び行われるようになった。このため、国語を書き表す場合によりどころとすべきローマ字のつづり方を定めたものである。

第1表、第2表に分かれ、一般に国語を書き表す場合は、第1表に掲げたつづり方（いわゆる訓令式）によるものとし、国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方（いわゆるヘボン式等）によっても差し支えないとしている。

## 〔3〕 戦後国語施策の見直し

### 〈1〉 戦後国語施策に対する批判

戦後実施された一連の国語施策は、国語表記の平明化を図り、教育上の負担を軽減し、社会生活上の能率を増進することによって文化水準の向上に資するという目的を相応に実現してきた。

しかし、反面これらの施策の実施に伴って、種々検討を要する問題が生じてきた。すなわち、「当用漢字表」や「当用漢字音訓表」については、漢字の字種や音訓の制限的な取扱い方は、国語の表現を束縛し、表記を不自由なものにするという批判や、しばしば使われる漢字や音訓で、これらの表に入っていないものがあり、一般社会の漢字使用の要請に合わないという指摘がなされるようになった。「当用漢字字体表」や「現代かなづかい」については、新しい字体や仮名遣いの内容そのものに対する批判とともに、従来行わ

れてきた、旧字体（いわゆる康熙字典体）や旧仮名遣い（歴史的仮名遣い）をもっと尊重しなければならないという批判がなされるようになった。「送りがなのつけ方」については、規則が煩雑であるとともに、全体として送り過ぎの傾向があるという批判がなされた。

また、これらの施策の性格すなわち拘束力の問題や、適用分野の問題についても論議を生じた。さらに、これらの施策の実施が、特に若い世代における古典や伝統との断絶を生じたとして文化の伝承や創造を重んじる立場からも、戦後の一連の国語表記に関する施策の再検討が要望されるようになった。

## 〈2〉国語施策の改善についての諮問

このような批判や要望にこたえて、昭和41年6月、文部大臣から国語審議会に対して「国語施策の改善の具体策について」の諮問がなされた。国語審議会はこの文部大臣の諮問に応じて、逐次答申を行い、政府はその答申を尊重して、新しい内閣告示・内閣訓令によって実施に移している。

今日までの主要な審議経過と新しい内閣告示・内閣訓令による実施状況は、表IV-8のとおりである。

表IV-8 国語審議会主要答申と実施状況

諮問当時の内閣告示・訓令	答 申	現行の内閣告示・訓令
当用漢字表（昭和21.11）	常用漢字表（昭56.3）	常用漢字表（昭56.10）
当用漢字音訓表（昭23.2）		
当用漢字字体表（昭24.4）		
送りがなのつけ方（昭34.7）	改定送り仮名の付け方（昭47.6）	送り仮名の付け方（昭48.6）
現代かなづかい（昭21.11）	改定現代仮名遣い（昭61.3）	現代仮名遣い（昭61.7）
その他表記に関連すること	外来語の表記（平3.2）	外来語の表記（平3.6）

## 〈3〉漢字表の改訂—当用漢字関係諸表から「常用漢字表」へ

当用漢字表では、字種、音訓、字体がそれぞれ別の表になっていたが、「常用漢字表」ではこれらを併せ示し、総合的な漢字表となっている。

なお、「当用漢字別表」（881字）については、「常用漢字表」の制定に伴い、文部省の学習指導要領等別途の教育上の措置にゆだねることとし、廃止された。

また、人名用の漢字の扱いは法務省令の戸籍法施行規則における取扱いにゆだねることとし、「人名用漢字別表」「人名用漢字追加表」は廃止された。

### (1) 内容

①字種は、従来の当用漢字1850字に95字加え、合計1945字とした。

②音訓は、従来の音訓表に約360の音訓を付け加え、新たに加えた95字についても、それに準じて音訓を選定した。

③字体は、従来の当用漢字については「灯」（←燈）1字を除いて変更はなく、新たに加えた95字については、従来の当用漢字に準じた整理を加えた。また、明治以来行われてきた字体とのつながりを示すため、例えば「円（圓）」「学（學）」のように、いわゆる康熙字典体を括弧に入れて添えた。

## 〈4〉送り仮名の付け方の改定—「送りがなのつけ方」から「送り仮名の付け方」へ

### (1) 内容

従来の「送りがなのつけ方」の26通則を7通則にまとめて規則を簡明にしたほか、活用語尾を送ることを主要な原則とし、慣用を尊重して例外・許容を設け、読み間違えるおそれのない場合は送り仮名を省いてよいこととした。

### 〈5〉 仮名遣いの改定——「現代かなづかい」から「現代仮名遣い」へ

#### (1) 内容

- ①「現代仮名遣い」は、語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則とし、一方、表記の慣習を尊重して一定の特例を設けたものであり、従来の「現代かなづかい」に比べて構成を簡明にしたほか、歴史的仮名遣いととの対照表（語例付き）を付表として添えた。
- ②慣用の定着状況にかんがみ、不要となった許容を省くとともに、必要と考えられる許容を新たに設けた。
- ③従来、疑義のあった諸点について新たに項目を設けたり、語例を多く示したりしてこれを明らかにした。

### 〈6〉 外来語の表記の制定

近年の外来語使用の増加を踏まえ、その表記の仕方についての指針を示すため、「外来語の表記」が定められた。

#### (1) 内容

- ①「外来語の表記」に用いる仮名を第1表と第2表に分け、第1表は外来語や外国の地名・人名を書き表すのに一般的に用いる仮名とした。また、第2表は原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる仮名とした。
- ②語形やその書き表し方については、慣用が定まっているものはそれによるものとし、分野によって異なる慣用が定まっている場合は、それぞれの慣用によって差し支えないものとした。

### 〈7〉 改定された漢字表等の性格及びそれらの実施

#### (1) 改定された漢字表等の性格

改定された漢字表等は、内容の上で種々改善を加えるとともに、その性格の上で従来の漢字表等の制限的、画一的な色彩を改め、「目安」「よりどころ」

という、ゆとりのある緩やかな取り決めとした。また、適用分野は「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」であること、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない」ことを明示した。つまり、これらは国民生活の中でも、公共的な伝達場で、分かりやすく通じやすい文章を書き表すためのものであって、専門的な領域や私的な場にまで立ち入ろうとはしていないものである。

さらに、これらは、上記のような適用分野で「現代の国語を書き表すため」の「目安」「よりどころ」であって、過去の著作や文書における文字使用や旧字体（いわゆる康熙字典体）や旧仮名遣い（歴史的仮名遣い）などの伝統的な表記を否定するものではなく、それらに対する配慮もそれぞれ示しているところである。

#### (2) 漢字表等の実施

改定された新しい「常用漢字表」「送り仮名の付け方」「現代仮名遣い」「外来語の表記」は、それぞれ内閣告示の形で公示された。

内閣告示は、政府の意思として国語施策の内容を公示し、現代の国語表記の「目安」「よりどころ」として広く活用されることを期待するとともに、新聞等関係分野に周知を図り、協力を求めるものであるが、法的な拘束力を持つものではない。

一方、国の各行政機関に対しては、「常用漢字表」「送り仮名の付け方」「現代仮名遣い」「外来語の表記」の実施について、それぞれ内閣訓令が発せられた。これらの内閣訓令は、国語施策について各分野に協力を求める以上、政府部内で率先して実行するのは当然のことであるので、内閣が各行政機関にその旨を指示するものである。

なお、国の各行政機関は、内閣訓令に従い公用文として統一的基準を設けるため、事務次官等会議において「公用文における漢字使用等について」の申合せを行っている。また、法令については、内閣法制局から各行政機関に対して「法令における漢字使用等について」が通知されている。

学校教育においては、文部省で、小・中・高等学校の学習指導要領の一部改正など必要な措置を講じ、改定された漢字表等の趣旨に沿って教育を行っている。

また、日本新聞協会では、新聞用語懇談会で申合せを行い、新聞、通信、放送の各社とも、それぞれ改定された漢字表等を取り入れた新しい表記を実施している。

#### 〔4〕新しい時代に応じた国語施策

国語審議会は、平成3年の外来語の表記に関する答申の後、現代の国語をめぐる諸問題について問題点の整理を行いその結果を文部大臣に提出した。これを受けて、平成5年11月24日に、文部大臣から国語審議会に対し「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」の諮問がなされた。

これは、情報化、国際化の著しい進展、人々の価値観の多様化や世代間の意識の差の拡大などに対応して、新しい時代に応じ得るよう、広い視野に立って国語の問題全般を取り上げていくことを求めたものである。

この諮問を受け、国語審議会は「言葉遣いに関すること」「情報化への対応に関すること」「国際社会への対応に関すること」を中心に審議し、平成7年11月に審議経過を報告した。さらにこの報告に示された課題の中で、ワープロ、パソコンの急速な普及の中で大きな問題となってきた漢字の字体の問題と、敬語を中心とする言葉遣いの問題に絞って審議が行われ、平成10年6月に表外漢字字体表試案等をまとめ報告した。

この漢字の字体の問題は、常用漢字表に掲げられていない漢字（いわゆる表外漢字）の字体の基準がない中で、ワープロ等が準拠している日本工業規格が略字を広く採用したことにより、ワープロ等で打ち出される字体と伝統的な字体との食い違いが生じたものである。そして、ワープロ等の急速な普及に伴い、一般の人々の文字生活に影響を及ぼすようになったものである。この問題は現在継続して審議されており、国語審議会は、基本理念と字体の

標準を示すという方向で答申をまとめることとしている。

### 3. 国語施策の普及と充実

広範多岐にわたる国語問題に対応するとともに、国民の間により一層国語に関する認識を深め、国語を大切にする精神を高めることを目的として、次のような諸施策を講じている。

#### 〈1〉美しく豊かな言葉の普及

昭和47年6月、国語審議会は、「国語の教育の振興について」を建議し、学校教育、社会教育及び家庭教育の各分野における国語の教育の振興を提言した。この建議の趣旨に基づき、昭和48年度から専門家の協力を得て、冊子による「ことばシリーズ」（解説編・問答編）を毎年作成し、全国の小・中・高等学校、大学、図書館、公民館などに配布するとともに、政府刊行物として一般にも市販している（第V部資料編を参照）。また、昭和55年度からは、音声・映像効果を活用した「美しく豊かな言葉をめざして」と題するビデオテープ（表IV-9）によるシリーズの配布を行っている。

#### 〈2〉国語問題研究協議会等の開催

国語をめぐる諸問題を取り上げ研究協議し、国語に対する関心を高めるとともに、国語施策の充実に資することを目的として、毎年、東西2地区で、地元国立大学、都道府県教育委員会等の協力を得て、「国語問題研究協議会」を開催している。

さらに、国語審議会からの各種報告等について広く周知するとともに、有識者の意見を聞く国語施策懇談会を毎年開催している。

### 4. 日本語教育の推進

日本語には日本国民にとっての「国語」としてだけでなく、外国語あるい

表Ⅳ-9 文化庁製作ビデオテープシリーズ「美しく豊かな言葉をめざして」一覧

制作年度	テーマ		
昭和55年度	言葉のしつけ	敬語－謙譲語－	生きたあいさつ
昭和56年度	適切な表現 －気がおける・気がおけない－	敬語－尊敬語－	はっきりした発音
昭和57年度	聞き上手	敬語－丁寧語－	幼児のことばのしつけ －0歳から3歳ごろまで－
昭和58年度	敬語を大切に	話し方を分かりやすく	正確な用語で
昭和59年度	実りある話し合い －会合の場合を中心に－	くらしの中の音声訓練 －発音を中心に－	幼児の言葉のしつけ －3歳から5・6歳まで－
昭和60年度	分かりやすい用語で	電話の言葉づかい	くらしの中の音声訓練 －母音を中心に－
昭和61年度	ことばの国の裁判 －誤解を招かない表現－	美しい日本語楽しい語源	くらしの中の音声訓練 －子音を中心に－
昭和62年度	ことばはパスワーク －頼む時・断る時－	美しい日本語楽しい語源 －その2－	朗読の魅力
昭和63年度	旅の出会いことばの出会い －ものの尋ね方－	美しい日本語楽しい語源 －その3－	心に残るスピーチ
平成元年度	花か草か －家庭での話し合い－	類義語 －豊かな表現のために－	朗読の魅力－その2－
平成2年度	適切な言葉遣い－敬語を中心に－	くらしの中の音声－談話を中心に－	
平成3年度	慣用的な表現	くらしの中の音声－せりふの練習－	
平成4年度	言葉と環境	言葉遊び	
平成5年度	国際化時代の日本語	くらしの中の音声－アクセント－	
平成6年度	心をつなぐ言葉 －豊かなコミュニケーション－	「あいうえお」と「いろは」	
平成7年度	論理的な話し方 －ディベートを活用して－	やまどことばの世界 －その豊かな想像力－	
平成8年度	自己紹介から始まるあなたと私	あいさつが心をつなぐ	
平成9年度	おわびとお礼－心を言葉で伝える－	言葉の使い分け －丁寧な言葉と友だち言葉－	
平成10年度	対話を組み立てる －上手な聞き方－	一言の大切さ －言葉の働きと効果－	

は第二言語としての側面がある。国内では、外国人ビジネスマン、外国人研修生、留学生、外国人配偶者など多数の人々に、日本語を使って生活を営む必要が生じている。海外においても、日本関係企業の就労者、技術者、観光関係者等の間で、また学校教育において、それぞれの学習目的に即した多様な日本語教育が必要となってきている。さらには、中国帰国者など、日本人であっても、いわば第二言語として日本語を学ぶ人々がいる。

このような、国内外における日本語教育に対する要請に対応し、関係省庁・機関と連携しながら積極的に日本語教育の振興及び普及を図っている。

文化庁では、国立国語研究所に日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する基礎的・実際的研究を行うなど、日本語教育の充実・向上の基本となる教育内容や教育方法の改善・充実を図ることを主たる任務として、次のような諸事業を実施している。

#### (1) 日本語教育実態調査

日本語教育の振興を図るための基礎資料を得るため、日本語教育実施機関等の実態調査を行う。

(2) 指導方法の改善

日本語教育の内容・方法に関する調査研究を日本語教育機関等に委嘱している。また、指導参考書、マルチメディア教材の作成や衛星通信の利用方法に関する調査研究等を実施し、指導方法の改善を図る。

(3) 日本語教育研究協議会、日本語教育機関連絡協議会の開催

日本語教育の質的向上を図るため、日本語教育関係者による研究協議会等を開催する。

(4) 中国からの帰国者に対する日本語教育

昭和47年の国交正常化以来、帰国した中国帰国者が、日本での生活に円

滑に対応できるように、生活場面に即した実際的な日本語教材等を作成・配布するなどの事業を行う。

(5) 地域日本語教育事業

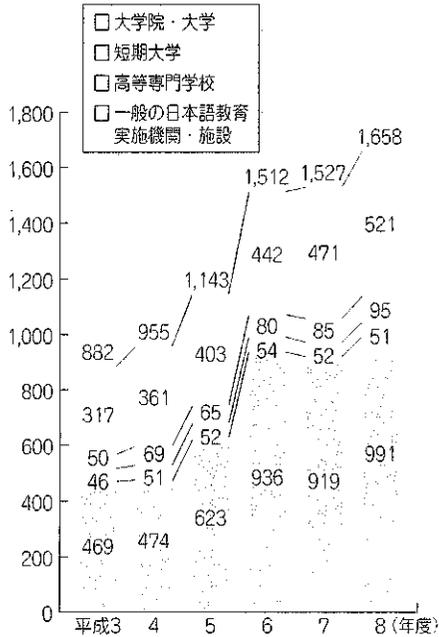
地域における日本語教育の推進を図るため、モデル地域を指定し、指導者に対する講習会の開催等の各種事業を重点的に実施している。

(6) 今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究

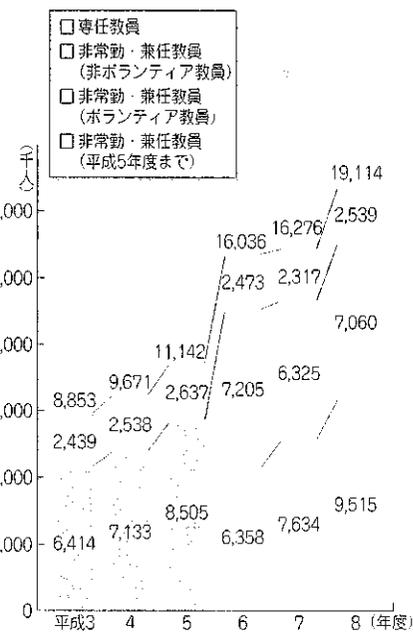
日本語教育への需要の増大と多様化に対応し、現在の日本語教育をめぐる諸課題を踏まえ、日本語教育施策の一層の推進を図るための調査研究を行っている。

図IV-22 日本語教育実態調査の概要

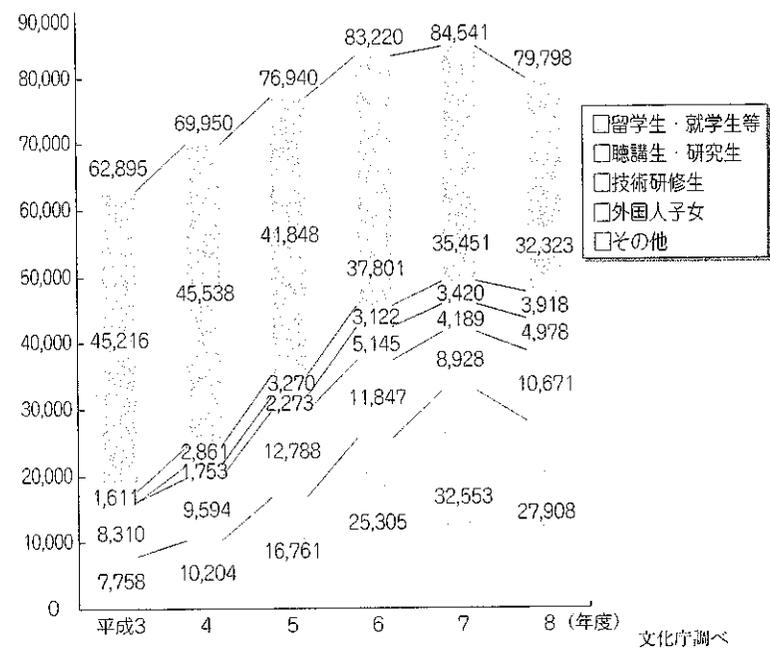
①日本語教育実施機関・施設数の推移



②日本語教員数の推移



③日本語学習者数の推移



## (7) 国立国語研究所日本語教育センターの調査研究事業等

外国語としての日本語の研究や日本語と外国語の対照研究など、日本語教育に関する基礎的・実地的調査研究を行っている。また、教材の開発・普及、日本語教員研修会の開催、情報資料の収集・提供等の諸事業を行っている。

## 第4章 著作権制度の整備

### 1. 著作権制度の概要とその現状

#### 〔1〕我が国著作権制度の概要

ある人が創作した小説や音楽等の作品を他の人が無断で印刷、出版したり、その内容を変えることが自由に行い得るとすれば、知的労力を費して創作しようとする意欲が減殺され、ひいては新たな文化の創造が阻害されることとなる。知的活動の成果をどのように保護するかという問題は我が国の将来にとっても極めて重要な問題であると考えられる。

知的活動の結果として生み出された著作物を保護するのが著作権制度であり、そのための法律が著作権法である。

著作権制度は、著作者の人格的または財産的利益を保護するとともに、人類の文化的所産である著作物を国民が適正に享受することを確保することによって、文化発展の基盤をなすものである。

現行著作権制度は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し、著作者の権利及びこれに隣接する権利を定めて、著作者等の権利の保護を図るものであるが、著作物等は文化的所産として国民に広く享受されることが望ましく、著作者等に無制限に権利を認めることは、それが制約されることにもなるので、一定の場合には、著作権等を制限して著作物等を自由に利用できることとしている。

現行著作権制度の概要は、以下のとおりである。

表Ⅳ-10 著作物の種類（10条1項）

著作物	言語の著作物(1号)	小説, 脚本, 論文, 詩歌, 漫画, 講談, 講演等
	音楽の著作物(2号)	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
	舞踊, 無言劇の著作物(3号)	舞踊(ダンス, バレエ等), パントマイムの振付け
	美術の著作物(4号)	絵画, 版画, 彫刻, 漫画, 書, 舞台装飾, 美術工芸品等
	建築の著作物(5号)	建造物自体(設計図は図形の著作物)
	地図, 図形の著作物(6号)	地図, 学術的な図面, 図表, 模型等
	映画の著作物(7号)	劇場用映画, テレビ映画, ニュース映画, ビデオソフト, ビデオ・ゲーム等(生放送番組は含まない)
	写真の著作物(8号)	写真, グラビア, 写真染め等
	プログラムの著作物(9号)	コンピュータ・プログラム
	編集著作物(12条)	編集物(データベースを除く。)のうちその素材の選択, 配列に創作性を有するもの(素材が著作物であるかどうかを問わない) 詩集, 新聞, 雑誌, 論文集, 百科事典等
データベースの著作物 (12条の2)	論文, 数値, 図形その他の情報の集合物であって, それらの情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの(データベース)のうち情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの(情報の著作物性を問わない。)	

## 〈1〉 著作者の権利

### (1) 著作物

著作権法では、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。

著作物の具体例としては、小説、脚本、講演等の言語の著作物、絵画、版画、彫刻等の美術の著作物、音楽の著作物、建築の著作物、コンピュータ・プログラムの著作物などがあるが、これ以外のものでも、要件を満たせば著作物に該当し、保護されることとなる（表Ⅳ-10参照）。

### (2) 著作者の権利

著作者は、著作物を創作した者であり、個人に限らず、一定の条件を備え

た場合は、会社等の団体も著作者になり得る。

著作者は、その人格的利益を保護する「著作者人格権」と財産的な利益を保護する「著作権」を有する。

著作者人格権及び著作権は、著作者が著作物を創作した時点で、著作者に自動的に発生するものであり、権利を取得するための登録、納本等の手続きは不要である（「無方式主義」）。

#### a. 著作者人格権

著作物には、著作者の思想や感情が表現されており、著作者の人格が具現されているという性格がある。そのため、著作者の承諾を得ることなく、未公表の著作物を公表したり、その内容を改変することは、著作者の人格を傷つけることにもなる。著作権法は、著作者に「著作者人格権」を認め、著作者に無断でそのような行為が行われないようにしている。

著作者人格権は、図Ⅳ-23のとおり公表権等の権利から構成されている。なお、著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできない。

#### b. 著作権

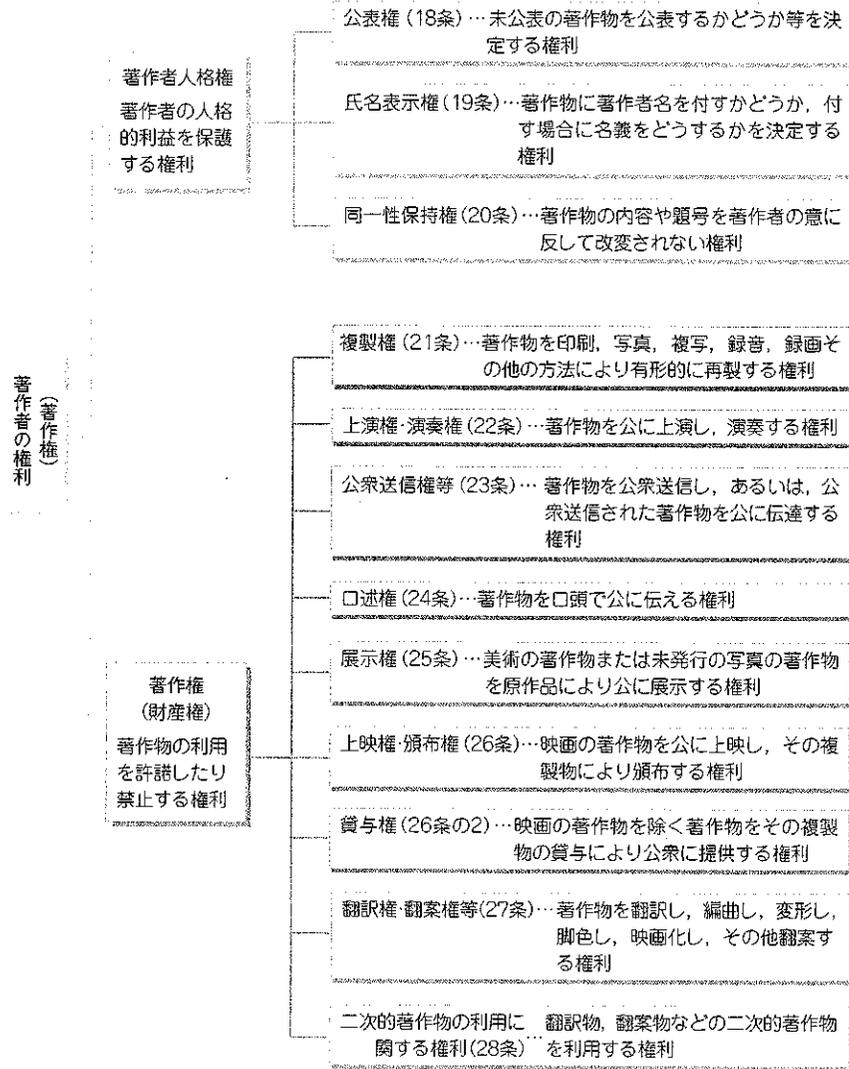
また、著作権は、著作物を印刷、出版したり、上映したり、放送したりして利用することができる権利である。著作権法では、著作者はこれらの権利を専有すると規定している。すなわち、著作者は、他人がその著作物を利用することに対して、承諾し、または拒否することができるとともに、承諾した場合は、その利用の対価を請求することができる。

著作権は、著作物の利用形態に応じた複製権等の諸権利から構成されている（図Ⅳ-23）。例えば、著作物を印刷、出版したり、放送したり、上映したりする場合は、それぞれ著作権の中の複製権、公衆送信権、上映権を有する者の承諾を得て著作物を利用することになる。なお、著作権は、譲渡可能な権利である。

#### (3) 保護期間

著作物は、相当期間著作者に著作権を認めてその創作の労に報いた後は、

図IV-23 著作者の権利の内容



著作者の権利  
(著作権)

人類の共有の文化財として広く一般に開放されることが、文化の発展のためには望ましい。著作権法では著作権の保護期間について原則として著作物の創作の時から著作者の死後50年を経過するまでの間と定めており、この期間を経過した著作物はだれの許諾を得なくても自由に利用できることとなる。

(4) 著作物の自由利用

著作権は、著作物の一定の利用について独占できる権利であるが、それを無制限に認めることは、国民の文化的所産としての著作物を享受することを制約することになるので、一定の場合には、著作権を制限し、著作物を自由に利用できることとしている。

具体的には、私的使用のための複製、図書館等における複製、引用、教科用図書等への掲載、営利を目的としない上演などがある。このような場合には、著作者の許諾を得ることなく、著作物を利用することができる。その際、例えば教科用図書への掲載など一定の使用料を支払うことが必要となる場合もある(表IV-11参照)。

表IV-11 著作物を自由に利用できる場合

私的使用のための複製	家庭内で使用するために、著作物を複製することができる。ただし、デジタル方式の録音録画機器等を用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対し補償金の支払いが必要となる。なお公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製するときは許諾が必要となる。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。
図書館等における複製	政令(施行令1条の3)で認められた図書館に限り、一定の条件の下に、利用者に提供するための複製、保存のための複製等を行うことができる。コピーサービスについては翻訳して提供することもできる。
引用	①公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。 ②国等が行政のPRのために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌その他の刊行物に転載することができる。
教科用図書等への掲載	学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に掲載することができる。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。

学校教育番組の放送等	学校教育の目的上必要と認められる限度で学校教育番組において著作物を放送することができる。また、学校教育番組用の教材に著作物を掲載することができる。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要。同様の目的であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。
教育機関における複製	教育を担任する者は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる。ただしドリル、ワークブックの複製や、放送番組のライブラリー化など、著作権者に経済的不利益を与えるおそれがある場合にはこの規定は適用されない。複製が認められる範囲であれば、翻訳、編曲、変形、翻案もできる。
試験問題としての複製	入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製できる。ただし、営利目的の模擬試験などのための複製の場合には、著作権者への補償金の支払いが必要。同様の目的であれば、翻訳もできる。
点字による複製等	点字によって複製することができる。また、点字図書館や盲学校の図書室など一定の施設では、もっぱら盲人向けの貸出し用として著作物を録音することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
営利を目的としない上演等	①営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述することができる。ただし、出演者などに報酬を支払う場合は許諾が必要となる。 ②営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金をとらない場合は、CDなど公表された著作物の複製物を貸与することができる。ただし、ビデオなど映画の著作物については、政令で定められた視聴覚ライブラリー等に限られ、さらに、著作権者に補償金を支払わなければならない。
時事問題に関する論説の転載等	新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、利用を禁ずる旨の表示がない限り、他の新聞、雑誌に掲載したり、放送したりすることができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
政治上の演説等の利用	①公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き、方法を問わず利用できる。 ②議会における演説等は、報道のために利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
時事の事件の報道のための利用	著作物に関する時事の事件を報道するために、その著作物を利用する場合、または事件の過程において著作物が見られ、もしくは聞かれる場合にはその著作物を利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
裁判手続き等における複製	裁判の手続きのためや、立法、行政上の内部資料として必要な場合には、著作物を複製することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。
放送事業者等による一時的固定	放送事業者または有線放送事業者は、放送のための技術的手段として、著作物を一時的に固定することができる。
美術の著作物等の原作品の所有者による展示	美術の著作物または写真の著作物の原作品の所有者等は、その作品を公に展示することができる。
公開の美術の著作物等の利用	屋外に設置された美術の著作物や建築の著作物は、方法を問わず利用できる(例外あり)。
美術の著作物等の展示に伴う複製	美術の著作物の原作品等を展示する者は、観覧者のための解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載することができる。
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等	プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。

### (5) 登録制度

著作権は何らの手続きを要することなく発生する(無方式主義)が、著作物に関する法律事実を公示するため、または、著作権の取引の安全を図る観点から、登録制度が設けられている(表IV-12参照)。

### (6) 裁定制度

公益上の見地から、著作権者が不明であるなど特定の場合には文化庁長官の裁定により著作物の利用ができる制度が設けられている。これは、著作者の意向にかかわらず、著作権者に代わって文化庁長官が著作物の利用について許諾を与えるもので、利用者は、補償金を著作権者に支払うか、または供託することにより、著作物を利用することができる。

### (7) 出版権の設定

複製権を有する者が、著作物を出版する場合、出版を引き受ける者(出版者)に出版権を設定することができる。出版権は、著作物を文書または図画として排他的、独占的に出版することができる権利である。

## <2> 著作隣接権

実演を行う実演家、レコードを作成するレコード製作者、放送を行う放送事業者及び有線放送を行う有線放送事業者は、著作物の伝達者として重要な役割を果たしているが、これらの活動については、著作物を創作することとは異なるものの、高度の精神的活動が行われていると認められることから、著作者に準ずるような形で権利を付与してその保護を図っている。この権利を「著作隣接権」という(図IV-24参照)。

著作隣接権の保護期間は、実演が行われた時などから50年間である。

## <3> 権利侵害に対する対応等

著作権等や著作隣接権を侵害した者に対しては、民事上の救済として差止請求を行うことができるほか、損害があれば、その損害の賠償を請求するこ

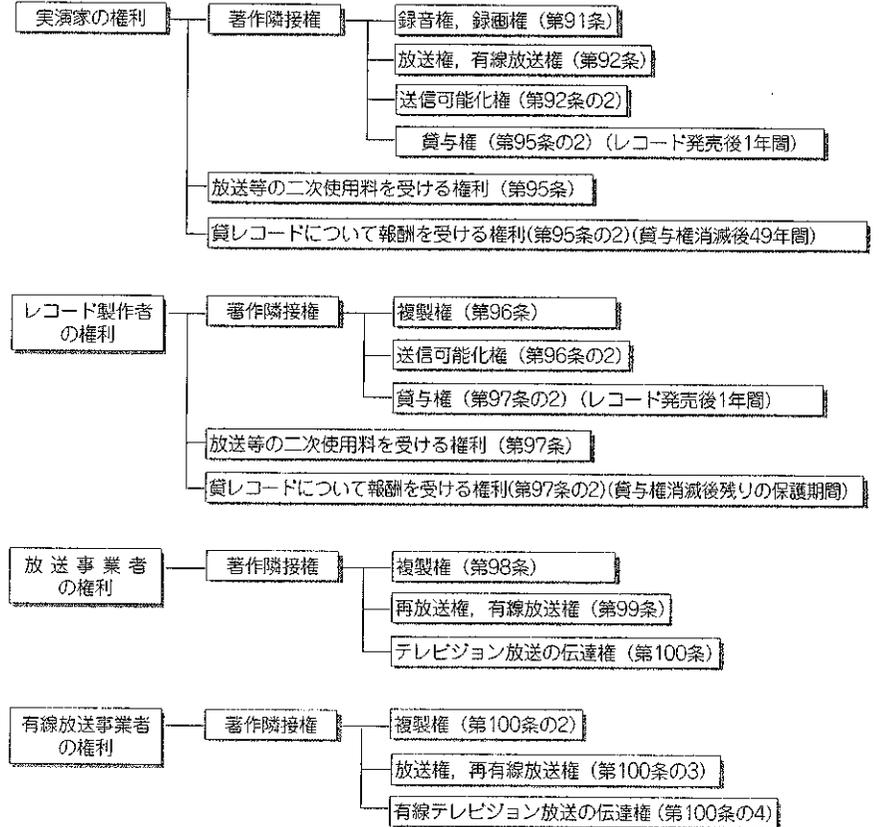
表IV-12 著作権に関する登録申請件数の推移

区分	年度	46~62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
実名の登録		105	2	2	1	2	2	5	23	27	27	5	201
		4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	13
第一発行年月日の登録		616	16	22	31	29	53	45	121	190	184	109	1,416
		26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	114
第一公表年月日の登録		563	94	81	71	96	56	91	113	99	154	55	1,473
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
創作年月日の登録		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	5,523
著作権の移転の登録		2,078	122	165	164	76	83	187	84	155	136	129	3,379
		30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	419
著作権を目的とする質権の設定の登録		13	1	1	0	44	1	0	0	4	13	0	77
		0	0	1	1	0	1	2	1	3	6	7	22
変更の登録		22	10	43	2	44	0	2	0	3	2	1	129
		0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	16
抹消の登録		34	0	43	0	2	44	1	0	0	0	0	124
		0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
更正の登録		2	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	6
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託の登録		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分の制限の登録(差押)		4	15	1	1	0	0	0	2	0	0	0	23
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分の制限の登録(その他)		2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
計	著作権課登録分	3,439	260	359	270	294	239	331	343	482	517	299	6,833
	SOFTIC登録分	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	504	6,111
	合計	3,972	759	940	843	847	839	933	915	1,014	1,079	803	12,944
出版権設定の登録		98	20	10	2	10	8	0	1	9	6	3	167
著作権接権の移転の登録		28	0	0	0	0	0	0	0	1,922	1	0	1,951
計	著作権課登録分	3,565	280	369	272	304	247	331	344	2,413	524	302	8,951
	SOFTIC登録分	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	504	6,111
	合計	4,098	779	950	845	857	847	933	916	2,945	1,086	806	15,062
原簿謄本(抄本)の交付		782	119	69	94	110	83	50	73	302	167	274	2,123
原簿の閲覧		207	27	26	9	9	5	27	6	31	10	0	357

(注) 上段：著作権課に対する登録申請件数  
 [数値は、現行著作権法施行日(昭和46年1月1日)以降の件数を集計]  
 下段：SOFTICに対する登録申請件数  
 [「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、プログラムの著作物の登録に係る事務を行う指定登録機関として、財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)を指定、登録業務開始(昭和62年4月1日)以降の件数を集計]

図IV-24 著作権接権

著作権接権(広義)	著作物を公衆に伝達するに当たって著作物の創作に準ずる行為(実演、レコード製作、放送、及び有線放送)を行った者(著作権接権者)の権利で、その利用を許諾したり禁止する権利								
	著作権接権の発生	実演等を行った時点(無方式主義)							
	著作権接権の保護期間	実演等の行われたときから50年							
	著作権接権の保護対象	<table border="1"> <tr> <td>実演</td> <td>演劇、舞踊、演奏、歌唱、落語、講談、漫才、奇術、曲芸等</td> </tr> <tr> <td>レコード</td> <td>レコード盤、CD、MD、録音テープ、ROM、磁気ディスク、オルゴール等のものに音を固定したもの(音の内容を問わない。)</td> </tr> <tr> <td>放送</td> <td>公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として無線通信の送信(ラジオ放送、テレビ放送、衛星放送等)</td> </tr> <tr> <td>有線放送</td> <td>公衆によって同一の内容が同時に受信されることを目的とした有線電気通信の送信(音楽有線放送、CATV等)</td> </tr> </table>	実演	演劇、舞踊、演奏、歌唱、落語、講談、漫才、奇術、曲芸等	レコード	レコード盤、CD、MD、録音テープ、ROM、磁気ディスク、オルゴール等のものに音を固定したもの(音の内容を問わない。)	放送	公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として無線通信の送信(ラジオ放送、テレビ放送、衛星放送等)	有線放送
実演	演劇、舞踊、演奏、歌唱、落語、講談、漫才、奇術、曲芸等								
レコード	レコード盤、CD、MD、録音テープ、ROM、磁気ディスク、オルゴール等のものに音を固定したもの(音の内容を問わない。)								
放送	公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として無線通信の送信(ラジオ放送、テレビ放送、衛星放送等)								
有線放送	公衆によって同一の内容が同時に受信されることを目的とした有線電気通信の送信(音楽有線放送、CATV等)								



とができる。また、著作権等の権利を侵害する行為は、権利者等の告訴により刑罰の対象ともなる。

また、著作権等に関する紛争を簡易に解決するため、文化庁に著作権紛争解決あっせん委員が置かれている。

## 〔2〕国際的活動の展開

### 〈1〉国際的枠組みの構築

著作権及び著作隣接権については、従来から国際的な保護を確立する様々な取組みがなされているが、その最も基本的な枠組みとして、著作権については「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（ベルヌ条約）、著作隣接権については「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（ローマ条約）がある。我が国は、ベルヌ条約については、明治32(1899)年に旧著作権法制定と同時にこれを締結したが、この条約は約20年ごとに改正されており、最終改正である1971(昭和46)年のパリ改正条約については昭和50(1975)年にこれを批准した。また、ローマ条約については、平成元年に著作権法の所要の改正を行いこれを締結している。

また、平成6年には、WTO(世界貿易機関)を設立するマラケシュ協定の付属書の一つであるTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の受諾に伴い、同協定に対応するための法改正を実施(先進国において同協定の適用義務が発生する平成8年1月1日から施行)した。

さらに、インターネットを通じたインタラクティブ送信の普及など、近年の情報技術の発展等に対応するため、1996(平成8)年12月のWIPO(世界知的所有権機関)外交会議において、「WIPO著作権条約」及び「WIPO実演・レコード条約」が採択されたが、世界に先駆けて昭和61(1986)年にインタラクティブ送信への対応を終えていた我が国はこれら新条約策定に積極的に参画・貢献した。

これらの国際的枠組み構築のための検討や条約の策定等に、我が国は積極

表IV-13 国際著作権条約の概要

締結年	条 約 名	概 要
1975年	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(略称：ベルヌ条約)	・ 著作者の権利を国際的に保護することを目的として、1886年に作成され、1971年にパリで最終改正された。 ・ 無方式主義、内国民待遇、溯及効等を条約上の原則としている。 ・ 世界知的所有権機関(WIPO)が管理。
1977年	万国著作権条約	・ 無方式主義をとる国と方式主義をとる国の間で著作者の権利を相互に保護することを目的として、1962年に作成され、1971年にパリで改正された。 ・ ©表示について規定。 ・ ベルヌ条約と本条約の双方を締結している場合には、ベルヌ条約が優先適用される。 ・ 国連教育科学文化機関(UNESCO)が管理。
1978年	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する権利(略称：レコード保護条約)	・ 海賊版レコードの作成・輸入・頒布からレコード製作者を保護することを目的として、1971年にジュネーブで作成された。 ・ WIPOとUNESCOが共同管理。
1989年	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(略称：ローマ条約)	・ 実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利を国際的に保護することを目的として、1961年にローマで作成された。 ・ WIPO・UNESCO・国際労働機関(ILO)が共同管理。
1994年	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(略称：TRIPS協定)	・ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO協定)の付属書の一つとして、著作権、特許等の知的所有権を貿易という側面から国際的に保護することを目的として、1994年にマラケシュで作成された。 ・ 世界貿易機関(WTO)が管理。
未締結	WIPO著作権条約	・ 近年の情報技術の進歩や社会状況の変化に対応し、国際的な著作権保護システムの改善を図るため、1996年にジュネーブで作成された。 ・ ベルヌ条約第20条に基づく特別取極 ・ WIPOが管理。
未締結	WIPO実演・レコード条約	・ 近年の情報技術の進歩や社会状況の変化に対応し、国際的な著作隣接権保護システムの改善を図るため、ジュネーブで作成された。 ・ WIPOが管理。

的に参画してきた(表IV-13参照)。

### 〈2〉途上国との連携・協力事業

アジア地域を中心とする途上国を対象として、著作権制度の確立・改善

を促すとともに、連携・協力を強化するため、文化庁では、様々な事業を展開している。平成5年からは、WIPOとの協力により「アジア地域著作権制度普及促進事業」(APACEプログラム)を実施しており、①アジア諸国での国際シンポジウムの開催、②東京での専門家研修事業の実施等を行っている。また、平成8年から、アジア各国の政府で著作権行政に責任を有する関係者を毎年1名日本に招へいし、講演会の開催や我が国の著作権関係者との意見交換等を行う「アジア地域著作権専門家招致事業」を実施するとともに、平成9年からは、(社)著作権情報センターとの共催により、アジア・太平洋諸国の著作権関係者を招へいし、「アジア・太平洋著作権・著作権隣接権セミナー(東京セミナー)」を毎年日本で開催している。

さらに、平成10年から「権利の執行に関する協力事業」、平成11年からは、「JICA著作権集団研修」を実施している。

### 〔3〕著作権思想の普及・啓発

文化庁では、著作権思想普及・啓発を図るため、図書館職員や都道府県の著作権関係事務担当者、さらには広く国民一般を対象として、著作権に関する

表IV-14 アジア地域著作権制度普及促進事業 (APACE Program)

文化庁では、平成5年度から「アジア地域著作権制度普及促進事業」(APACE Program: Asia-Pacific Copyright Systems Enhancement Program)を実施している。

この事業は、文化庁が、世界的著作権機関(WIPO: World Intellectual Property Organization)に毎年継続的に信託基金(平成10年度は2882万円)を拠出することにより、同機関と協力しつつ実施しているものである。

① アジア・太平洋地域 著作権・著作権隣接権 国際シンポジウム アジア・太平洋地域を対象として 3~4日間開催する国際シンポジウ ムであり、各国回り持ちで開催し ている。	平成5年11月	東京で開催。19か国、約100人が参加
	平成6年11月	タイで開催。22か国、約60人が参加
	平成7年12月	インドネシアで開催。17か国、約100人が参加
	平成8年11月	タイで開催。23か国、約60人が参加
	平成9年12月	フィリピンで開催。27か国、約100人が参加
	平成10年12月	パキスタンで開催。24か国、約70人が参加
② 南太平洋地域 サブリジョナル・セミナー 南太平洋地域を対象とした3~4 日間のセミナーで、各国持ち回りで 開催している。	平成7年3月	フィジーで開催。12か国、約30人が参加
	平成9年2月	トンガで開催。10か国、約30人が参加
	平成10年9月	サモアで開催。13か国、約80人が参加
③ 東京特別研修プログラム アジア・太平洋地域の途上国の専 門家を対象とする約2週間の研修 プログラムで、毎年1回、日本で 実施している。	平成6年11月	インド、インドネシア、中国、モンゴルから 5人が参加
	平成7年11月	韓国、タイ、フィリピン、ベトナムから 4人が参加
	平成8年11月	シンガポール、スリランカ、トンガ、 バングラデシュ、マレーシアから5人が参加
	平成9年11月	インドネシア、韓国、中国、ネパール、 フィリピン、ブータン、モンゴル、ラオス から8人が参加
	平成10年11月	インド、カンボジア、サモア、タイ、 パキスタン、フィジー、ベトナム、マレーシア から8人が参加

る講習会を全国各地で毎年開催している。

また、コンピュータ・プログラムの違法コピーを防止し、著作権保護の徹底を図るための「コンピュータ・ソフトウェア管理の手引」や、(社)著作権情報センターと連携し、著作権に関する資料

の作成・頒布等を行っている。さらに、最近の録音・録画機器の発達・普及に伴い、児童・生徒においても音楽のCDやゲームソフトなどの著作物を利用する機会が多くなってきている。このため、学校教育の段階から、著作権保護意識を高めるため著作権について学習できるよう、平成8年度から、分かりやすい著作権読本の作成と全国の中学校等への配布等を実施している。

## 2. これまでの法改正の経緯

### 〔1〕沿革

#### 〈1〉旧著作権法の制定まで

我が国著作権制度は、明治2年に制定された「図書ヲ出版スル者」を保護する「出版条例」から始まると考えられているが、出版条例は、著作者に私権としての著作権を認めるほか、出版の取締法規という性格を有していた。

明治20年には、「版權条例」が著作権保護の条例として、出版取締りの規定と分離されて制定され、「脚本楽譜条例」及び「写真版權条例」も制定され、保護される著作物の範囲も拡大された。その後、版權条例は、ほとんどそのままの形で明治26年に「版權法」となった。

明治政府は、治外法権を定めた不平等な通商条約を撤廃することを念願と

していたが、通商条約の改正の際、外国人の著作物を保護するため、著作物を国際的に保護するための条約である「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」に我が国が加入することを約したという背景もあり、ベルヌ条約に規定する保護のレベルに合致させるため国内法制の整備を図る必要があった。そのため、明治32(1899)年に同条約に加盟すると同時に、「旧著作権法」が制定、公布された。

旧著作権法は、内外人平等の取扱い、無方式主義（著作権の享有に登録、納本等の手続きを何ら要しないとするもの）の採用、死後30年の原則的保護期間等について規定しており、明治32年は近代的著作権制度の確立された年と言える。

#### 〈2〉現行著作権法の制定と改正

旧著作権法は、明治、大正、昭和の七十余年にわたり我が国著作権制度を支えてきた。その間、16回に及ぶ改正が行われたが、法制の基本は当初のままとなっていた。

そのため、著作物の利用形態の複雑化、多様化に伴い、法律適用の実際に照らし様々な問題が生じ、著作権制度の全面的な再検討が要請されるようになった。また、国際的には、ベルヌ条約が1948(昭和23)年に改正され、さらに、「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する国際条約(隣接権条約)」が制定されたことに伴い、これらに対処するための国内法制の検討も要請されていた。

このため、昭和37年に旧著作権法の全面的改正作業が開始され、昭和45年に現行著作権法が制定され、翌年施行された。現行著作権法では、著作権の保護のほかに、著作隣接権の保護を新しく規定している。

しかし、現行著作権法の施行後における新しい著作物利用手段の開発・普及には目覚ましいものがあり、それに対して的確に対応するため、これまで十数回の法改正が行われている(表IV-15参照)。

表IV-15 著作権法改正の歩み

法律名	内容の概要	成立	公布	施行
著作権法 (昭和45年法律第48号)	旧著作権法の全面改正	昭和45.4.28 第63回国会	昭和45.5.6	昭和46.1.1
著作権法の一部を改正する 法律(昭和53年法律第49号)	レコード保護条約の締結に 伴う改正	昭和53.5.11 第84回国会	昭和53.5.18	昭和53.10.14
商業用レコードの公衆への貸 与に関する著作権等の権利に 関する暫定措置法(議員立法) (昭和58年法律第76号)	商業用レコードの公衆への 貸与に関する権利者の許諾 権の創設等	昭和58.11.28 第100回国会	昭和58.12.2	昭和59.6.2 翌60.1.1廃止
著作権法の一部を改正する 法律(昭和59年法律第46号)	貸与権の創設等	昭和59.5.18 第101回国会	昭和59.5.25	昭和60.1.1
著作権法の一部を改正する 法律(昭和60年法律第62号)	コンピュータ・プログラムの 著作権法上の保護の明確化等	昭和60.6.7 第102回国会	昭和60.6.14	昭和60.1.1
著作権法の一部を改正する 法律(昭和61年法律第64号)	データベースの著作権法上 の保護の明確化、有線送信 に関する規定の整備、有線 放送事業者の権利保護等	昭和61.5.16 第104回国会	昭和61.5.23	昭和62.1.1
プログラムの著作物に係る 登録の特例に関する法律 (昭和61年法律第65号)	プログラムの著作物に係る 登録に関する規定の整備	昭和61.5.16 第104回国会	昭和61.5.23	昭和62.4.1
著作権法の一部を改正する 法律(昭和63年法律第87号)	海賊版所持罪の創設、著作 隣接権の保護期間を30年 に延長等	昭和63.10.26 第113回国会	平成元.6.28	昭和63.11.21
著作権法の一部を改正する 法律(平成元年法律第43号)	実演家等保護条約の締結に 伴う改正	平成元.6.22 第114回国会	平成元.6.28	平成元.10.26
著作権法の一部を改正する 法律(平成3年法律第63号)	外国の実演家等への貸与権 の付与、商業用レコードの 保護の強化、著作隣接権の 保護期間を50年間に延長	平成3.4.24 第120回国会	平成3.5.2	平成4.1.1
著作権法の一部を改正する 法律(平成4年法律第106号)	私的録音・録音補償金制度 の導入	平成4.12.10 第125回国会	平成4.12.16	平成5.6.1
著作権法及び万国著作権法 条約の実施に伴う著作権法 の特例に関する法律の一部 を改正する法律 (平成6年法律第63号)	世界貿易機関協定の締結に 伴う改正	平成6.12.8 第131回国会	平成6.12.14	平成8.1.1
著作権法の一部を改正する 法律(平成8年法律第117号)	著作隣接権の保護対象の遡 及的拡大、写真の著作物の 保護期間の延長等	平成8.12.17 第139回国会	平成8.12.26	平成9.3.25
著作権法の一部を改正する 法律(平成9年法律第86号)	インタラクティブ送信に係る 権利の創設、同一構内での有 線送信に係る権利の拡大、送 信に関する規定の整備	平成9.6.10 第140回国会	平成9.6.18	平成10.1.1

## 〔2〕最近の著作権法改正の動向

昭和46年に施行されて以来、現行の著作権法は多くの改正を経ているが、そのうち過去10年に行われた改正を以下に振り返ってみる。

## 〈1〉平成元年の著作権法改正

## 〔改正事項〕

- ①著作権法による保護を受ける実演、レコード及び放送として、実演家等保護条約により我が国が保護の義務を負うものを追加すること
- ②著作隣接権に関する規定を国内に常居所を有しない外国人である実演家についても適用すること

[公布：平成元年6月28日 施行：平成元年10月26日]

我が国では、昭和46年に現行著作権法が施行されたときに、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」(実演家等保護条約)を参考にして実演家等を保護する制度(著作隣接権制度)を導入したが、同条約への加入はしばらく見合わせていた。これは、新たに創設された著作隣接権制度が国内的に、また国際的にも、どのように運用され、定着していくのかにつき、その状況を見極めるためであった。

しかしながら、同条約の早期締結については、国内、国外の権利者団体の要請もあり、また関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の下で知的所有権の強化に関する国際的な検討が行われていたという事情もあり、早期にこの条約を締結することが望まれるようになり、平成元年に条約締結に至ったのである。

そして、実演家等保護条約への加入に対応して、平成元年の著作権法改正が行われた。

なお、実演家等保護条約については、平成元年10月26日から効力が発生している。

## 〈2〉平成3年の著作権法改正

### 〔改正事項〕

- ①実演家等保護条約により保護される外国の実演及びレコード保護条約により保護される外国のレコードにかかる商業用レコードの貸与に関し、実演家及びレコード製作者に対し貸与権等を付与すること
- ②著作隣接権の存続期間を30年から50年に延長すること
- ③外国において外国原盤から製造された商業用レコードについて、商業用レコードとしての複製及び複製物の頒布を処罰することとし、また処罰される行為にこれらの複製物の頒布目的の所持も含めるようにすること

〔公布：平成3年5月2日 施行：平成4年1月1日〕

### (1) 改正事項①について

レコードの貸与に関する権利については、昭和59年の法改正で制度化されたところであったが、平成3年当時、作詞・作曲家などの著作権者には、国内外を問わずこの権利を認めるのに対し、実演家及びレコード製作者については、国内の権利者についてのみ認めることとなっていた。そこで、著作隣接権の国際的保護の充実を図る見地から、関係条約により保護を受ける外国の実演家及びレコード製作者に対しても、同様の権利を認めることとした。

### (2) 改正事項②について

現行法により著作隣接権制度が創設されたとき、著作隣接権の保護期間については、実演家等保護条約に定められる最低限の保護期間である20年に従って、20年と定められた。

その後、国際的な著作隣接権の保護期間の延長の動きにあわせて、昭和63年に著作権法の一部改正が行われ、著作隣接権の保護期間は20年から30年に延長されたが、その後、著作隣接権の保護期間を50年以上にするというのが世界の主要国の大勢となってきた。

このような国際情勢を踏まえつつ、実演家等の隣接権者の著作物伝達に果たすその役割の重要性や、我が国の国際的地位を考慮し、著作隣接権の保護期間を延長することが必要であると考えられたため、50年への延長がな

れた。

### (3) 改正事項③について

外国レコードについては、我が国がレコード保護条約に加入した昭和53年以後に作成されたものは正規の保護がなされているが、それ以前のものについては、外国原盤を元に国内で製造されたレコードからの無断複製及び頒布を禁止することによって、間接的に保護していた。しかし、この禁止の対象外である輸入盤レコードからの無断複製等が増加し、著作権制度の予定している保護の実効性が憂慮される状況となってきた。このため、国際社会における我が国の役割も考慮し、輸入盤レコードについても禁止対象とするとともに、実効性を確保するため、新たにこれらの複製物を頒布の目的で所持する行為についても禁止されることとなった。

## 〈3〉平成4年の著作権法改正

### 〔改正事項〕

- ①デジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体(テープ等)を用いて行われる私的録音・録画に関して権利者に補償金を受ける権利を認めること
- ②補償金を受ける権利の行使にかかるシステムを整備すること(団体による権利行使、購入時における補償金の支払い、補償金の額と分配等)

〔公布：平成4年12月16日 施行：平成5年6月1日〕

著作権法第30条により、著作物を個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的としてであれば、権利者の許諾を得なくても無償で複製できることとなっていたが、録音・録画機器の開発普及に伴って、音楽や映画などを録音・録画して楽しむ方法が広範に定着し、著作物の有力な利用形態となり、その結果、社会全体で大量の録音物・録画物が作成され、保存される状況となってきた。

こうした状況に対し、これを全く無償としておくことは、本来著作権者等が受けるべき利益を害しているのではないかと主張がなされるようになって

た。国際的には、この私的録音・録画問題に関し、一定の補償措置を講ずる国が増えていたが、国内でも昭和52年以来、長年にわたり検討がなされ、関係者の理解も得られたことから、平成4年に著作権法を改正し、デジタル方式の録音・録画について補償金制度が導入されるに至った。ここでデジタル方式の録音・録画の場合に限られているのは、デジタルがアナログに比べ、高品質の録音・録画が可能であり、また複製しても劣化がないことから、権利者の被る不利益が大きいこと等の理由によるものである。

#### (1) 補償金を受ける権利の創設について

デジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体（テープ等）を用いて行う私的録音・録画に関して権利者に補償金を受ける権利が認められた。

#### (2) 補償金を受ける権利の行使

この補償金は、文化庁長官が指定する権利者の団体が徴収・分配することとなり、録音については私的録音補償金管理協会が指定されている。

また、この補償金については、機器または記録媒体の製造業者等の協力により、販売価格に上乗せして支払われることとされた。購入者が私的録音・録画を行わない場合には、指定管理団体に対し、その旨を証明して補償金の還付を請求することができることとされた。

補償金の額は、文化庁長官が認可し、また、補償金の2割以内で政令で定める割合に相当する額については、著作権の保護に関する事業等権利者共通の利益となる事業に用いることとされた（図IV-25参照）。

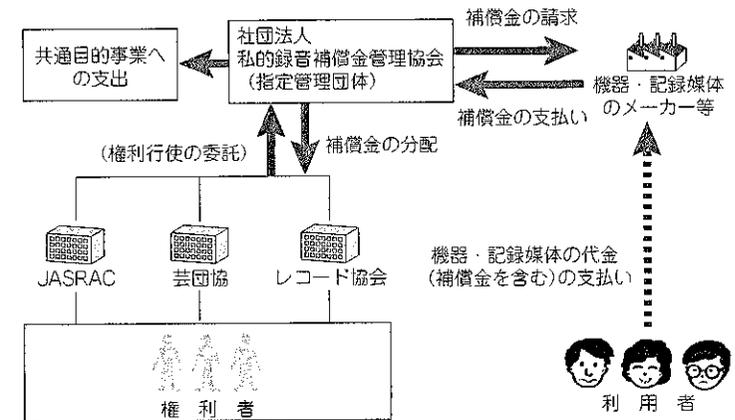
### 〈4〉平成6年の著作権法改正

#### 【改正事項】

保護を受ける実演、レコード及び放送として、世界貿易機関の加盟国にかかる実演、レコード及び放送を加えること

【公布：平成6年12月14日 施行：平成8年1月1日】

図IV-25 デジタル録音・録画の補償金制度の仕組み



1986(昭和61)年以来進められてきたウルグアイ・ラウンド交渉の結果、世界貿易機関を設立し、新たな多角的貿易体制を形成することを目的とする「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(WTO協定)が1994(平成6)年に作成された。この協定は、従来のGATTが対象としていた物品の貿易に加え、サービス貿易、知的所有権の貿易関連の側面といった新しい分野を含む幅広い分野について規律する等の特色を有しており、付属書の一つである「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)において、著作権等の知的所有権の国際的保護のための規範やその確保のための手段などが規定されている。

このTRIPS協定を含むWTO協定の締結により、我が国は、他のWTO加盟国における著作権者や実演家等の権利者に対し、協定に従って所定の保護を与える義務を負うこととなる。この義務を果たすために、平成6年の法改正が行われた。

### 〈5〉平成8年の著作権法改正

#### 【改正経緯】

- ①著作権隣接権の保護対象を遡及的に拡大すること（50年前の実演、レコード、放送から保護）
- ②民事上の救済規定を整備するとともに、罰金額を引き上げること
- ③写真の著作物の保護期間を著作物の公表後50年から著作者の死後50年に延長すること

[公布：平成8年12月26日 施行：平成9年3月25日]

#### (1) 改正事項①について

TRIPS協定への加入にあたって行われた平成6年の法改正に際しては、同協定の規定により、同協定加入前に作成等された実演、レコードについても遡及して保護を与えることとしたが、同協定が準用しているベルヌ条約の規定の解釈として、著作物の遡及的保護の範囲については、各国が自由に決めることができるというのが国際的な理解であり、これに従って、昭和46年1月1日以降のものを保護することとした。

しかし、その後、米国が、我が国に対して、昭和46年以降の実演等しか保護しないのは、すなわち保護対象を50年前のものまでとしていないのはTRIPS協定に違反すると主張し、平成8年2月9日に我が国をWTOに提訴するという事態が生じた。また、米国に続いてECも我が国を同様の主張により同年5月28日にWTOに提訴した。

こうした事態に対して、我が国としては、ベルヌ条約では遡及の範囲を各国が自由に決めることができると規定しているという本来の国際的理解に立ちつつも、先進諸国において50年遡及をとる国が大勢を占めたという事情を踏まえ、他の先進諸国との調和を図るという政策判断に基づいて、50年前までに行われた我が国及びWTO加盟国にかかる実演等を保護することとしたものである。

#### (2) 改正事項②について

著作権、出版権または著作権隣接権の侵害にかかる訴訟において、当事者の

申立てにより裁判所が、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができることとするとともに、著作権侵害等の罰金額の上限を引き上げた（100万円以下から300万円以下への引上げ等）。

#### (3) 改正事項③について

写真の著作物の保護期間については公表後50年までとされていたが、国際的に見ても写真の保護期間を著作者の死亡時から起算している国が増加してきたこと、またWIPOでも写真の保護期間を著作者の死後50年とするという新条約が検討されていたこと等の事情を踏まえ、公表時起算を改め、保護期間を死後50年までとしたものである。

### 〈6〉平成9年の著作権法改正

#### 【改正事項】

- ①「公衆への送信」に関する用語を整理すること
- ②「インタラクティブ送信」にかかる実演家・レコード製作者の権利（「送信可能化権」を創設すること）
- ③「インタラクティブ送信」にかかる著作者の権利を拡大すること（送信の概念に「送信可能化」を含める）
- ④「同一構内」でのコンピュータ・プログラムの送信にかかる権利を拡大すること（構内LAN送信も送信に含める）

[公布：平成9年6月18日 施行：平成10年1月1日]

近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権制度の改善を検討する著作権審議会マルチメディア小委員会において、平成9年2月に出された審議経過報告を踏まえ、改正が行われた。これは、1996(平成8)年12月にWIPOにおいて採択された「WIPO著作権条約」及び「WIPO実演・レコード条約」のうちの、インターネット等を用いたインタラクティブ送信についての義務を満たすものでもあるが、このような国内法改正を行ったのは先進諸国中で日本が最初であった。

(1) 改正事項①について

昭和61年の改正以来、「有線」の「インタラクティブ送信」は「有線送信」「無線」の「インタラクティブ送信」は「放送」に含まれると解されてきたが、これらの関係を整理し、有線・無線の「インタラクティブ送信」を「自動公衆送信」という名称で定義するとともに、公衆への送信全体を「公衆送信」とすることとした(図IV-26参照)。

(2) 改正事項②及び③について

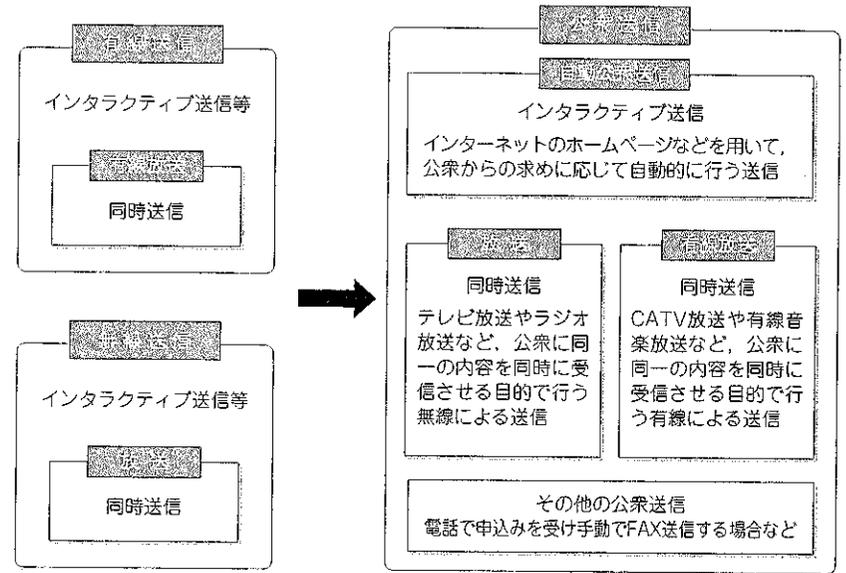
現在の情報伝達技術の飛躍的な発展に伴って、インターネットに接続されたサーバーと呼ばれるコンピュータに情報を入力しておき、そのサーバーとつながっている個々の端末からリクエスト(アクセス)があれば自動的に情報を送るという「インタラクティブ送信」という形態が出現してきた(図IV-27参照)。

こうした状況では、著作物等が一度アップロードされるとインターネットなどを通じて一瞬で全世界中に送信される可能性もあるため、著作権などの保護を十分に図る必要がある。そこで、送信行為の前段階であるアップロード、すなわち、端末からのリクエストがあれば自動的に情報を送信し得る状態におく行為(送信可能化)について、著作権などに権利を認めることとした。

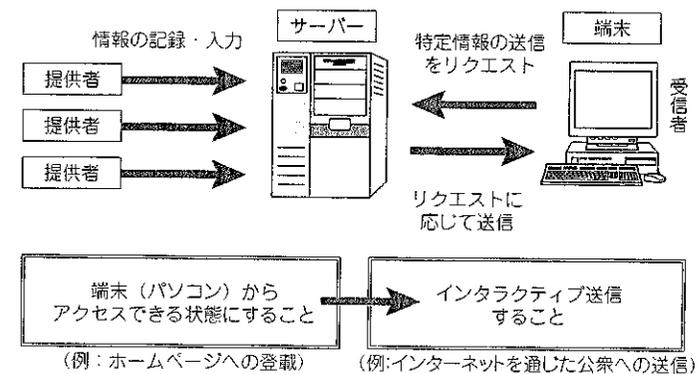
この場合、著作権については公衆送信権の内容の中に送信可能化を含める形をとったのに対し、実演家・レコード製作者については「送信可能化権」を新たに付与することとした。これは、現行著作権法が著作権にはすでに公衆向けに著作物を送信する行為について権利を付与しているが、実演家・レコード製作者にはそのような権利は実質的には付与していないためである。

なお、このような著作権と実演家・レコード製作者との扱いの違いは、「WIPO著作権条約」と「WIPO実演・レコード条約」においても見られるところであり、これらWIPO新条約にも対応したものとと言える。

図IV-26 「インタラクティブ送信」にかかる用語の整理



図IV-27 インタラクティブ送信の関係図



## (3) 改正事項④について

近年になり、構内LAN(Local Area Network)の発達により、特にコンピュータ・プログラムについて、同一の事務所においてその複製物の一つだけ購入して、その事務所のホスト・コンピュータから各端末のRAM(Random Access Memory)に送信し、そこで一時的に蓄積して利用するという利用形態が現われ、著作者に著しい経済的不利益を与えるという事態が生じたため、コンピュータ・プログラムに限って、「同一構内における公衆への有線送信」をも保護対象とすることとした。

## 3. 当面する課題

現在、著作権審議会では、様々な課題が検討されている。

## 〔1〕 技術を活用した著作権保護・管理に関する課題

## (コピー・プロテクション、権利管理情報)

まず第一に実効性ある著作物の保護のために活用する技術の保護について、法的な検討が行われている。

具体的には、第一に、コピー・プロテクションなどの著作物の利用についての技術的な制限を回避する行為等をどう評価していくかという問題である。これは、例えばゲームソフトなどのコンピュータ・プログラムの無断複製等を防止するために施してあるコピーガードを外す行為や、外すための装置を製造・販売する行為を規制すべきではないか、という問題である。

第二に、デジタル情報の形でCDなどに載せられている権利の管理のための情報(権利管理情報)を改ざんする行為をどう評価していくかという問題がある。これは、例えばCDについては、現在でも、その権利者、製作年等の権利情報が盛り込まれているが、このような情報を勝手に変更してしまうような行為を法的に規制すべきではないか、という問題である。

これらはいずれもWIPO新条約の規定に盛り込まれている事項であり、

表IV-16 仲介業務団体・指定団体等の使用料徴収総額の推移 (単位:千円)

年度 団体名	元	2	3	4	5	6	7	8	9
(社)日本音楽著作権協会	43,128,000	54,140,000	62,603,276	70,464,063	72,583,741	78,733,105	82,626,344	90,634,834	94,284,700
(社)日本文芸著作権保護同盟	275,006	314,102	233,841	249,479	270,362	275,286	273,900	291,020	332,871
(協)日本脚本家連盟	665,025	691,860	705,364	725,682	686,742	818,923	908,927	997,805	987,659
(協)日本シナリオ作家協会	-	-	155,901	239,939	207,060	207,439	216,506	280,108	245,392
(社)日本芸能実演家団体協議会	2,829,574	3,008,726	2,890,617	2,889,835	3,577,413	4,021,661	4,165,084	4,468,760	5,475,747
(社)日本レコード協会	2,695,363	2,078,693	6,995,529	3,219,819	4,047,992	3,940,414	4,856,805	4,913,211	6,398,125
(社)私的録音補償金管理協会	-	-	-	-	31,392	165,962	452,535	1,390,454	2,093,593
日本複写センター	-	-	-	64,583	171,603	165,630	173,390	166,770	161,355

(注) 日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会は、二次使用料額と貸レコード使用料額及び私的録音補償金の合計額である。

現在著作権審議会マルチメディア小委員会の下にワーキング・グループを設けて検討を行い、平成10年12月には審議結果を報告書としてとりまとめた。

## 〔2〕 円滑な権利処理システムの整備

情報化の急速な進展と、様々な形で著作物を利用したビジネスの進展に対応するためには、権利処理システムの整備を早急に進める必要があるとの著作権審議会マルチメディア小委員会の提言がなされ、この提言に基づき、現在、著作権の権利情報の集中機構(J-CIS)を2000年をめどに実現させるべく文化庁で調査研究を行っているところである。これは、権利の所在、権利の存続期間、著作物の利用の許諾の条件、といった著作物の利用に関する情報を一つの窓口で引き出せるようなシステムを作ることにより、権利処

理の円滑化に大いに資することができるようにするものである。

また、複製機器の広範な普及やマルチメディアなどの発達に伴う、著作物の大量かつ多様な利用が進展しており、著作権の集中管理体制の整備について検討することが求められている。このため、著作権審議会では、平成6年8月に権利の集中管理小委員会を設置し、仲介業務（著作物の円滑な利用を図るため、著作権者から権利の委託等を受け、権利者に代わって著作物の使用等に関する権利処理を行う業務）制度等の在り方を含め、適切な集中管理体制の在り方について検討を進めている。

### 〔3〕WIPO新条約の批准に向けての課題（頒布権の導入など）

1996(平成8)年12月に採択されたWIPO著作権条約及びWIPO実演・レコード条約（条約名はいずれも仮訳）の2本の条約の批准に向けて、国内法を整備する必要がある。

平成9年の法改正はこのWIPO新条約に一部対応するものではあったが、既述のコピー・プロテクション解除等の禁止や権利管理情報の改ざん等の禁止をはじめ、まだ著作権法の改正が必要な事項が残っている。

例えば、頒布権を著作物一般について認めること、生の音の実演・レコードに録音された実演の実演家に人格権を与えること、保護期間の起算点を一部変更すること等様々な事項があり、いずれも今後、著作権審議会における十分な検討を踏まえ、法改正がなされていくことになる。

### 〔4〕映像分野における著作権等に関する問題

近年の技術の発達に伴い、ビデオ、衛星放送、CATVなどの現行著作権法制定当時には予想されなかった映画の二次的利用の形態が生じているが、現行制度上、実演家や映画監督等については、映画のビデオ化や放送利用等の二次的利用に関する権利を有しないこととされている。

そのため、実演家、映画監督等が映画の二次的利用に関する追加報酬等の

支払いを受けるためには、出演契約または参加契約を結ぶ際に二次的利用をも含めて契約を結ぶ必要がある。しかし、現状ではこのような契約はほとんど結ばれておらず、実演家等の団体は、契約による報酬の確保を含めた何らかの権利の獲得を目指しているところである。

また、WIPO実演・レコード条約は、基本的には音の実演のみが保護の対象となっていることから、WIPOにおいて、視聴覚的実演に関するWIPO実演・レコード条約の「議定書」を早期に採択することを目指して検討が行われているところである。

このような状況を踏まえ、文化庁では、平成9年11月、「映像分野の著作権等にかかる諸問題に関する懇談会」を発足させた。同懇談会では、映像にかかる実演等の保護の在り方を含む映像分野の著作権問題に関する基本的方向性等について、幅広い観点から検討が行われている。

## 第5章 宗教と宗務行政

### 1. 我が国の宗教の現状

#### 〔1〕我が国の宗教の概要

##### 〈1〉はじめに

今日、我が国には多種多様な宗教団体が存在しているが、これらの宗教団体は、それぞれ歴史的に形成され、日本の社会に根づき、発展してきた。それは、各宗教団体の組織の在り方、地域分布において顕著に見られるところである。一方、日本人各人にとっての宗教を考えてみた場合も、その意識、行動は歴史的・社会的影響を受けていることが各種の調査、統計からうかがえる。

##### 〈2〉日本の宗教の多様性の成立

日本人の宗教心の根底にあるのは祖先崇拜であるとよく言われる。しかし、それだけでなく、あらゆる自然現象に靈感を認めるアニミズム的考え方は、今なお、日本人の心の奥に息づいているし、往古に始まった農耕儀礼は、今日に至るまで神社を中心として四季折々の祭りとして日本人の生活の基調をなしてきた。飛鳥時代に伝来した仏教は、次第に日本化され、鎌倉時代以降、数多くの日本的仏教宗派を生み出してきた。また、仏教と同時期に伝えられた儒教、道教は、成立宗教として確立されることはなかったが、国家観、倫理観をはじめ民間信仰のレベルに至るまで、その与えた影響は少なくない。キリスト教は、室町時代末に伝えられたが、江戸幕府の禁圧にあい、幕末に

なって再布教が始められた。そして、知識人を中心に大きな思想的影響を与え、在来の諸宗教の在り方に深い問いかけをなした。このような状況の中で、近代以降、新しい宗教が次々と生み出され、それらの中には神道、仏教、キリスト教いずれの宗教にも属さない宗教も誕生してきた。このようにして、「日本は宗教の生きた博物館」と言われるような、今日の姿が形作られてきたのである。

#### 〈3〉日本の宗教団体

##### (1) 神道系

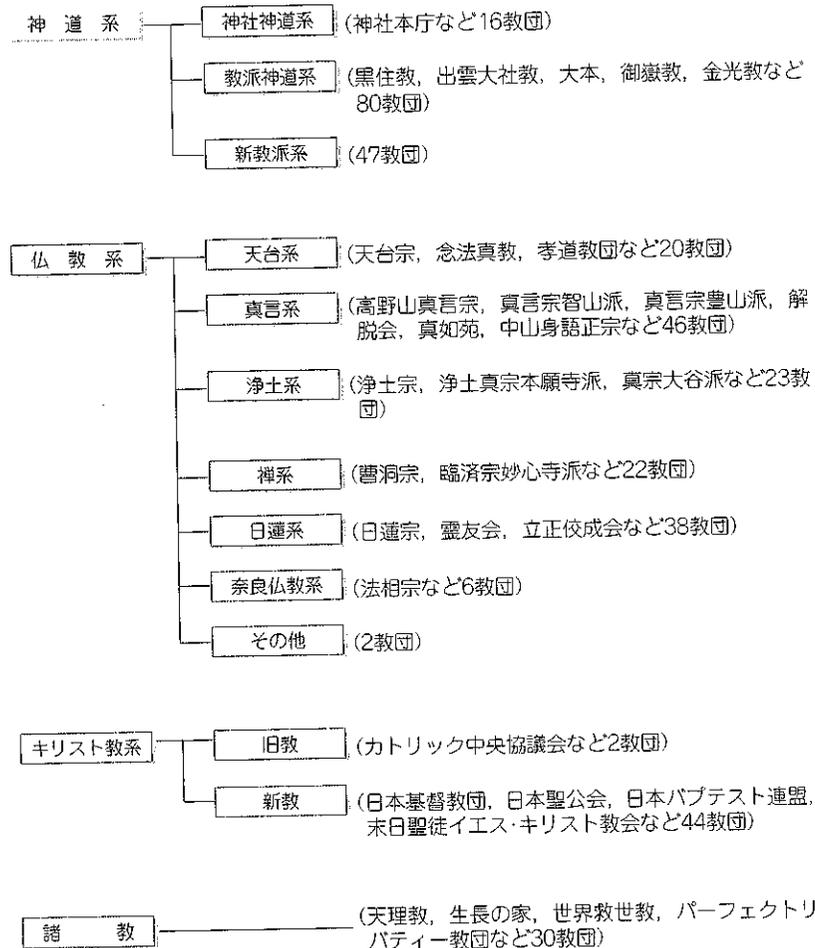
神社神道系は、神社における祭祀を中心とした宗教団体である。特定の創唱者をもたないという点で、宗教学でいうところの自然宗教、民族宗教に該当すると考えられている。中でも神社本庁は、9110万人の信者を擁し、全国の宗教法人となっている神社のうち97%に当たる7万9181社を包括しており、信者数においても我が国最大の宗教団体となっている。毎年、著名な神社では大勢の初詣の人数を集めていることが報道され、また祭礼などを通して地域社会と密接に関わっている。

他方で、教派神道系、新教派系は、特定の開祖が一定の神道的教義を創唱することによって成立した宗教団体である。このうち教派神道系は、幕末維新期に創設され、戦前に公認されていた13の神道教派（後述のとおり、現在では天理教が除かれている）及びそれらの系譜を引くもので、黒住教、出雲大社教、大本、御嶽教、金光教など80教団があり、信者数は372万人である。教派神道系の施設では、神社よりも教会と呼ばれるもののほうが多い。また、新教派系は、上記の13派とはかかわりなく新たに創設されたもので、47教団、信者数は56万人である。

##### (2) 仏教系

天台系は、平安時代初めに伝教大師最澄が開いた天台宗の流れをくむもので、20宗派・教団、信者数は266万人である。伝統的宗派である比叡山延暦

図IV-28 我が国の宗教の系統



(注) ( ) 内の教団数は、文部大臣所轄の宗教法人となっている全国的な教派、宗派、教団の数を示す。

寺を総本山とする天台宗が宗教法人となっている全天台系寺院の73%を包括する。また、修験道系の宗派や、念法真教、孝道教団などのいわゆる新宗教系の教団も天台宗に含まれている。

真言系は、同じく平安時代初めに弘法大師空海が開いた真言宗の流れをくむもので、46宗派・教団、信者数は1298万人である。伝統的宗派では、高野山金剛峯寺を総本山とする高野山真言宗、智積院を総本山とする真言宗智山派、長谷寺を総本山とする真言宗豊山派が大きく、それぞれ宗教法人となっている全真言系寺院の29%、23%、22%を包括する。また、修験道系の宗派や、解脱会、真如苑、中山身語正宗などのいわゆる新宗教系の教団も真言系に含まれている。

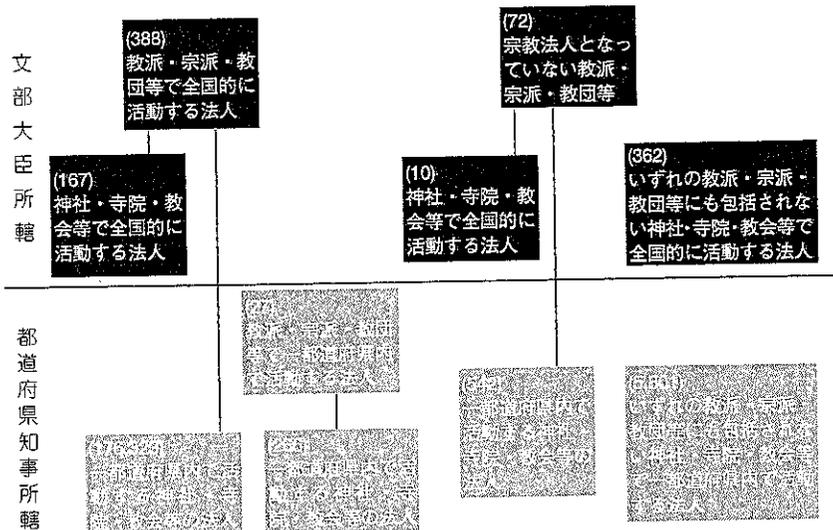
浄土系には、鎌倉時代初めに法然が開いた浄土宗系統の各派、その弟子親鸞を祖とする真宗系統の各派のほか、同じく鎌倉時代に一遍が開いた時宗、平安時代末に良忍が開いた融通念仏宗など23宗派・教団があり、信者数は1957万人である。なかでも、知恩院を総本山とする浄土宗、西本願寺を本山とする浄土真宗本願寺派、東本願寺を本山とする真宗大谷派が大きく、それぞれ宗教法人となっている全浄土系寺院の24%、35%、29%を包括している。

禅系には、鎌倉時代に栄西らが中国から伝えた臨済宗各派、同じく鎌倉時代に道元が伝えた曹洞宗、江戸時代初めに隠元が伝えた黄檗宗など22宗派・教団があり、信者数は327万人である。なかでも曹洞宗は、宗教法人となっている全禅系寺院の70%を包括する。次いで臨済宗妙心寺派が大きい。

日蓮系は、鎌倉時代に日蓮が創唱した教えに基づくもので、38宗派・教団、信者数は2331万人である。伝統的宗派では、身延山久遠寺を総本山とする日蓮宗が、全日蓮系寺院の68%を包括している。日蓮系では、霊友会、立正佼成会などのほか、包括宗教法人ではないが創価学会などいわゆる新宗教の大教団が多いこともその特徴となっている。

奈良仏教系では、法相宗など奈良時代の南都六宗の系譜を引くもので、6

図Ⅳ-29 所轄関係からみた全国宗教法人数 (平成8年12月31日現在)



宗派、信者数は20万人である。

(3) キリスト教系

旧教には、ローマ・カトリック系とロシア正教会系があり、2教団、信者数は46万人である。教会数、信者数ともにローマ・カトリック系のカトリック中央協議会が96%以上を占める。

新教には、英国教会系、ルター派系、カルバン派系などの諸教派があり、44教団、信者数は46万人である。なかでも、戦前、新教各派が合同して結成した日本基督教団は、新教の教会の33%を包括している。このほか、日本聖公会、日本バプテスト連盟、末日聖徒イエス・キリスト教会の教会も多い。

(4) 諸教

文化庁では、以上に挙げた神道系、仏教系、キリスト教系の三系統に分類されない団体を諸教としてまとめている。これらの中には複数の宗教が融合して成立した宗教や、従前からあるいずれの宗教とも関係なく独自に創唱されて成立した宗教もある。諸教には30教団があり、信者数は687万人である。

この中には世界的な展開規模と長い歴史をもつイスラム教も含まれる。諸教の教団には、大正末から終戦前後に誕生した、いわゆる新宗教系の教団が多いという傾向がある。パーフェクトリパティー教団、生長の家、世界救世教などの教団が属している。

なお、天理教は、もと教派神道13派の一つであったが、その後、自ら神道ではないことを表明したため、現在、この中に分類されている。

〔2〕我が国の宗教団体・法人数、信者数

文化庁では、毎年、宗教法人と都道府県の協力を得て、「宗教統計」を作成している。以下では、この統計によって我が国の宗教団体・法人数、信者数の動向を紹介する。

〈1〉現状

我が国において活動している宗教団体の全部を細大もろさず知ることは困難であるが、文化庁が把握できた限りでも約23万の宗教団体が存在する。そのうち宗教法人となっているものは、平成8年末現在、18万3886法人である。この宗教法人数の内訳を示したのが表Ⅳ-17である。

宗教法人には、神社、寺院、教会等の法人（単位宗教法人）と、これらを含める教派、宗派、教団等の法人（包括宗教法人）の2種類あり、包括宗教法人は415法人、単位宗教法人は18万3471法人ある。単位宗教法人のうち、いずれの教派、宗派、教団等にも包括されない法人（単立宗教法人）は6163法人あり、この中には教団的規模をもつ大きな宗教法人も含まれてい

表IV-17 宗教法人数総括表

(平成8年12月31日現在)

所轄	区分 系統	包 括 宗教法人	単位宗教法人				単 立 宗教法人	小計	合計
			被包括宗教法人			非法人包 括宗教団 体に包括 されるも の			
			文部大臣 所轄包括 宗教法人 に包括さ れるもの	都道府県知 事所轄包括 宗教法人に 包括される もの	都道府県知 事所轄包括 宗教法人に 包括される もの				
文部大臣所轄	神道系	143	19	—	2	59	80	223	
	仏教系	157	111	—	6	83	200	357	
	キリスト教系	58	26	—	2	178	206	264	
	諸教	30	11	—	0	42	53	83	
	計	388	167	—	10	362	539	927	
都道府県知事所轄	神道系	7	83241	177	85	2018	85521	85528	
	仏教系	11	74828	61	354	2369	77612	77623	
	キリスト教系	8	2608	26	96	1024	3754	3762	
	諸教	1	15646	2	7	390	16045	16046	
	計	27	176323	266	542	5801	182932	182959	
合 計		415	176490	266	552	6163	183471	183886	

表IV-18 宗教団体・法人の教師、信者数

(平成8年12月31日現在)

項目	系統	宗教団体・法人				総数
		神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	
宗教団体 (宗教法人を含む)	神社	81,333	14	—	48	81,395
	寺院	16	77,120	1	43	77,180
	教会	5,851	2,831	6,501	17,972	33,155
	布教所	1,223	3,152	1,513	22,611	28,499
	その他	898	4,312	1,149	970	7,329
	計	89,321	87,429	9,164	41,644	227,558
宗教法人	神社	81,250	13	—	39	81,302
	寺院	12	75,903	—	43	75,958
	教会	4,028	1,349	3,682	15,710	24,769
	布教所	127	90	45	30	292
	その他	184	457	233	276	1,150
	計	85,601	77,812	3,960	16,098	183,471
教 師	男( )	53,518 (44)	142,259 (103)	49,390(5,496)	103,980 (73)	349,147(5,716)
	女( )	29,279 (36)	70,531 (54)	6,390(1,361)	171,293 (74)	277,493(1,525)
	計( )	82,797 (80)	236,087 (157)	55,780(6,857)	275,273 (147)	649,937(7,241)
	信 者	102,213,787	91,583,843	3,168,596	10,792,548	207,758,774

(注) ・教師数のうち( )内は外国人教師・宣教師数  
 ・教師総数欄、仏教系教師欄において男女別数と合計との間に差が生じるのは男女別の教師数の内訳を公表していない宗教法人があるためである

る。単位宗教法人について、宗教法人となっていないものも含めた宗教団体数を示したのが図IV-30である。

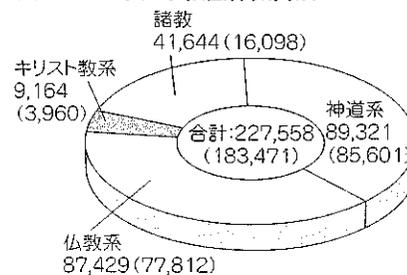
また、図IV-31に示した我が国の信者総数は、先に示した約23万の宗教団体の信者数を合算したもので、平成8年末現在、約2億776万人である。

〈2〉 推移

宗教法人数については過去40年間、全体としては大きな変動がなかった。宗教法人のうち、神道系の神社、仏教系の寺院の大半は歴史的経緯から宗教法人となっており、全国の単位宗教法人数の大部分を占めている。

信者数について、過去40年間における5年ごとの信者数の推移を示したのが図IV-32である。昭和30年現在の信者総数は、約1億3579万人であり、信者総数が総人口をはるかに超えるという現象が既に見られたが、この現象は現在まで続いている。これは、我が国の歴史的伝統や国民性、また宗教団体の信者把握の仕方などによるものと考えられる。また、系統ごとに増減の傾向が異なっているのは、各教派、宗派、教団ごとの実際の増減が反映された以外にも、新しい団体の出現や、既存の大きな団体が、ある時点で信者把握の方法を変更したことなどが影響しているものと考えられる。

図IV-30 単位宗教団体数内訳



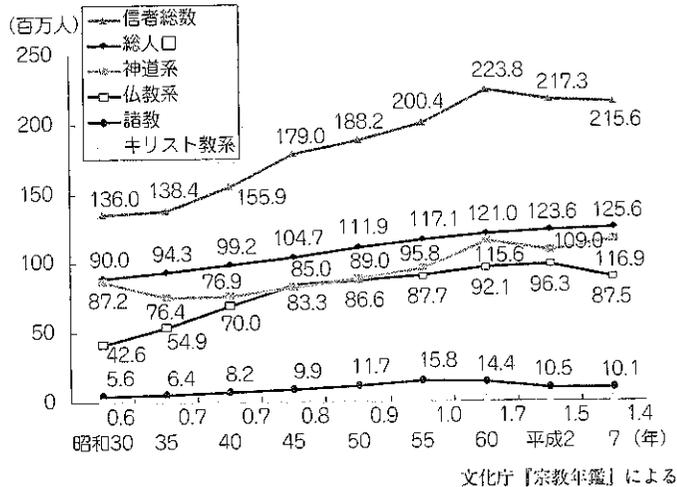
(注) ( )内は単位宗教法人数

図IV-31 宗教団体信者数内訳



文化庁『宗教年鑑』による

図IV-32 系統別信者数の推移



## 2. 宗務行政

### 〔1〕 宗教法人制度の変遷

#### 〈1〉 戦前の宗教施策と宗教団体法

戦前の大日本帝国憲法下においては、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と第28条で定められ、安寧秩序を妨げず及び臣民の義務に背かない限度で、信教の自由が認められていた。

宗教団体に関する統一的な法制度は、当初は存在せず、明治32年、昭和2年、昭和4年と3回にわたり宗教団体に関する法案が帝国議会に提出されたがいずれも成立せず、昭和14年に至って宗教団体法が成立し、宗教団体に対して法人格を付与する制度が整えられた。

宗教団体法は、神道教派、仏教宗派、キリスト教その他の教団及び寺院・

教会を宗教団体とし、教派、宗派及び教団並びに教会は法人とすることができ、また寺院は法人とすると規定した。さらに、いわゆる非公認の類似宗教については宗教結社となりうるものとした。

宗教団体の設立に当たっては、文部大臣または地方長官が認可し、宗教団体の地位及びこれに対する保護監督の関係を明確にし、その健全な発達並びに教化機能の増進を図ることなどを目的とし、寺院以外の宗教団体が法人になろうとするときも同様であった。文部大臣及びその委任を受けた地方長官に、監督、調査、認可取消し等の権限が与えられた。また、宗教結社については、組織後地方長官に届け出をすることとされ、宗教活動の制限等については宗教団体に関する規定が準用されていた。なお、神社については、国家の宗祀と考えられ、宗教としては扱われず、他の宗教とは別個の法令によって規律され、内務省・神祇院の所管のもと国家管理が行われていた。

#### 〈2〉 戦後の宗教施策と宗教法人法の成立

戦後、宗教に関する行政は一変する。日本国憲法が制定され、信教の自由を基本的人権の一つとして保障するとともに、政教分離の原則が明確にされた。現在に至るまで、宗務行政はこれを基盤に行われている。

占領下において、連合国は、信教の自由を尊重し、軍国主義的思想及び国家主義的思想の排除をするため、宗教政策を最も重要な政策の一つとして宗教政策を強力に推し進め、多くの指令が発せられた。昭和20年10月に、連合国最高司令部は思想、宗教、集会、言論の自由に対する制限を設定または維持しようとする法令の廃止などを内容とする覚書「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」を發し、宗教団体法の廃止を政府に命じた。しかし、単に廃止すれば、宗教団体法によって存立基盤を有する約8万の宗教団体は、その根拠法を失い解散せざるを得なくなり、かなりの混乱が予想されること、また、新たに法人格を得ようとする宗教団体に対する措置の必要性などから、昭和20年12月にいわゆるポツダム勅令で「宗教法人令」が

施行され、宗教団体法が廃止されることとなった。

また、連合国は、昭和20年12月に神社は宗教であり国家管理は信教の自由に反するとして、神社神道に対する国家管理制度の撤廃を厳しく命じる覚書「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（いわゆる「神道指令」）を発した。翌21年2月には宗教法人令が改正され、これにより神社も他の宗教と同様に宗教法人令によって宗教法人になる道が開かれた。

宗教法人令は、宗教団体が規則を作成して設立の登記によって宗教法人になることができる準則主義をとり、所轄庁にはその届け出をすれば足りた。また、所轄庁の権限はほとんど設けられなかった。

宗教法人令をきっかけに、既成教団からの分派・独立、新教団の設立などによって、宗教団体の数は激増した。しかし、宗教法人令によって宗教法人となったものの中には宗教法人としての組織をもたないものや、宗教団体がどうか疑われるような団体も存在するなど、その運用面で種々の問題があることが指摘され、宗教界をはじめとして宗教法人令の改正を望む声が高まった。また、終戦直後の変則的立法形式を清算して、民法33条の法意にそうように、命令形式を法律形式に改めるべきであるという意見が徐々に強くなった。こうしたことから政府は検討を開始し、昭和26年2月27日に宗教法人法案が国会に提出され、衆・参両院を原案どおり通過し、同年4月3日「宗教法人法」が公布され、即日施行された。

## 〔2〕宗教法人法と宗務行政

### 〈1〉宗教法人法の概要

宗教法人法の目的は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与え、宗教団体が自由で自主的な活動をするための物的基礎を確保することである。

このため、宗教法人法は、信教の自由と政教分離の原則を基本とし、宗教法人の責任を明確にするとともに、その公共性に配慮を払っており、自由と自主性、責任と公共性の二つの要請を骨子として全体系が組み立てられている。

その特色の第一は、宗教法人の規則の作成、変更、合併等について所轄庁の認証を必要とする「認証制度」をとっていることである。

認証とは、法律で定める要件を備えているかどうかを審査し、所定の要件を備えていると認めたとときに行うその旨の判断の表示である。したがって、一般的な禁止を前提としない点で一般的禁止を解除する講学上の「許可」と異なり、第三者の法律行為を補充してその効力を完成させる「認可」とも、性質上の相違がある。

認証制度は、宗教団体の実態を備えないものが宗教法人になったり、法令に適合しないような規則が作成されることを防止している。

第二は、宗教法人の管理運営についての責任役員制度である。宗教法人の事務決定機関として責任役員を3人以上置き、そのうちの1人を宗教法人を代表する代表役員とすることとした。これらの代表役員及び責任役員の資格等は、宗教法人の特性に応じ自由に規則で定めることができるとされている。

第三は、公告制度である。財産の処分等や合併、解散等の宗教法人の重大な進路の決定に当たっては公告により、あらかじめ信者その他の利害関係人に周知させ、宗教法人の公正な運営と自主性の発揮に期待するとともに、その公共性を重んじている。なお、同様の趣旨から、信者その他の利害関係人であって、閲覧について正当な利益を有し、不当な目的でない者には、宗教法人の事務所備付け書類の閲覧請求権が認められている。

宗教法人の自主性を尊重する観点から、所轄庁の権限は、①宗教法人設立の際の規則、規則変更、合併または任意解散の認証、②設立または合併の認証の1年以内の取消し、③公益事業以外の事業に対する停止命令、④裁判所

に対する解散命令の請求、⑤②～④に該当する疑いがある場合の報告徴収・質問に限られており、宗教法人に対する一般的な監督命令権、強制的な調査権等は有しないものとされている。

なお、宗教法人は、毎会計年度終了後4か月以内に、役員名簿、財産目録等、一定の事務所備付け書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

## 〈2〉宗教法人審議会

文部省に、文部大臣の諮問機関として、宗教法人審議会が置かれている。同審議会は、宗教法人に関する認証その他宗教法人法の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、関連する事項について文部大臣に建議することを所掌事務とする。具体的には、文部大臣が所轄の宗教法人について不認証の決定をしようとするとき、所轄庁が報告徴収・質問、公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消しをしようとするとき、認証に関する決定に関する不服申立てについて文部大臣が却下以外の裁決または決定をしようとするとき等は、必ず宗教法人審議会の意見を聞かなければならないこととされている。

## 〔3〕宗務行政の今後の展開

### 〈1〉改正宗教法人法の周知徹底

平成7年の法改正を受け、文化庁は、各地で宗教法人や都道府県の宗教法人事務担当者を対象とした説明会を開催する等、その内容の周知徹底に努めてきたが、平成8年9月に全面施行された改正法に関する実務は今日までのところおおむね円滑に推移している。

新たに宗教法人に義務づけられた毎会計年度終了後4か月以内の事務所備付け書類の一部の写しの所轄庁への提出は、施行日以後に開始する会計年度にかかるものから適用されることとされており、4月1日から3月31日を一会計年度としている法人の場合、最初の提出は平成10年4月1日から7

月31日までの間になされることとなる。平成10年度から本格的に開始された書類提出の実務は、提出する宗教法人及び受け取る所轄庁の双方にとって初めての経験であるため、文化庁では、これまでも宗教法人を対象とした研修会において説明を行ったり、提出書類について簡潔に解説したガイドブックを作成して宗教法人や都道府県に配布したりして、円滑に書類提出が進むよう努力しているところである。

### 〈2〉不活動宗教法人の整理促進

改正法の施行に伴い、所轄庁への書類の提出の有無等から、従来その把握が困難であった、いわゆる不活動宗教法人の実態把握がある程度可能になった。不活動宗教法人は、社会的存在意義がないばかりでなく、その名義が売買の対象となったり、第三者が名義を悪用して事業を行う等、社会的な問題を引き起こすことがあり、ひいては、宗教法人制度全体に対する社会的信頼の失墜を招くおそれがある。したがって、文化庁では、都道府県知事所轄法人を含む不活動宗教法人の整理促進に努めてきており、去る平成10年3月、初めて国所轄の不活動法人の解散命令請求を行い、同年5月松山地裁からその決定が出されたところである（その後、同年10月にも不活動法人の解散命令の決定がなされている）。

### 〈3〉宗教と社会との関わりに関する調査研究

現在の宗教法人制度が発足してから四十数年が経過し、この間、我が国の社会情勢は大きく変化し、それに伴い、宗教あるいは宗教法人を取り巻く環境も変化しているが、国内外における宗教事情等については、最近における現状が十分把握されていない。そこで、文化庁では、平成8年度より4年計画で、国内の宗教団体をめぐる諸状況についての調査研究・分析、諸外国の宗教事情についての調査研究・実情比較などを行っている。

#### 〈4〉 宗教関係統計資料等の収集・整理

国内の多数の宗教団体や、海外の政府機関、民間団体は、各自、宗教に関わる各種調査を行い、統計等の資料として公表している。文化庁では、今後の宗務行政の円滑な推進に資するよう、平成9年度より4年計画で、国内外に所在するこれらの各種宗教関係統計資料等の幅広い収集、整理を行っている。

## 第6章 文化財の保存と活用

### 1. 文化財保護の体制

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産である。また、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、その適切な保存・活用を図ることが極めて重要である。

「文化財」という言葉は、第二次大戦後の我が国において、現在の文化財保護法の立案過程の中で生み出されたもので、その後、我が国においては広く一般に使われるようになった言葉である。戦前では、国宝、重要美術品、史蹟名勝天然記念物等いくつかの類型に分かれ、各々別の法律で定められていたものを、文化財保護法という統一的な法制とするのに必要な概念として使われた。

我が国の文化財保護行政は、その制度が明治期に創設され、その時代の状況に応じた改正を行うなど、制度の充実を重ねながら今日に至っている。その間、保護対象の拡大、保護手法の多様化、国と地方公共団体が一体となった保護施策の実施などが行われてきており、現在の文化財保護法に受け継がれている。

#### 〔1〕 戦前の文化財保護行政の沿革

##### 〈1〉 太政官布告「古器旧物保存方」

明治維新後の欧化主義や廃仏毀釈など伝統文化軽視の風潮の中で、我が国

の古来の文化財が破壊の危機に直面した。そのような状況下において、大学（文部省の前身）が古器旧物の保護令を布告することを献言したことを受けて、明治4年に太政官は美術工芸品等31種の古器旧物の保存方について布告し、文化財の散逸を防ぐために各所蔵者の啓発を促進した。この太政官布告は、文化財保護に関する国としての最初の措置であり、文化財の保護思想の普及と、その後の文化財保護法制の制定への大きなきっかけとなった。

### 〈2〉 古社寺保存法

明治30年には、「古社寺保存法」が制定された。この法律は、それまで内務省と宮内省によって行われてきた文化財保護行政を内務省に一元化し、当時の課題であった古社寺の保存の気運から、その所有する建造物及び宝物の保護を目的とするものである。その内容としては、内務大臣が「特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノ」を定めること、これらの特別保護建造物及び国宝に対する社寺の管理義務や博物館における出陳義務、古社寺に対しその維持修理のための保存金の下付等を定めている。これらは、指定制度や指定対象に対する管理、規制、公開、助成等、現行文化財保護法における文化財保護制度の原型とすることができる。

なお、平成9年は、古社寺保存法制定より100周年を迎えるという記念すべき年に当たり、同年秋には、東京・京都・奈良の各国立博物館において記念展等が開催された。

### 〈3〉 史蹟名勝天然記念物保存法

記念物の保護に関しては、明治7年に太政官達「古墳発見ノ節届出方」、明治13年に宮内省達「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」により、古墳の発掘規制と開墾等による不時発見の届け出制が定められた。

しかし、記念物についての全般的な保護制度は、大正8年に制定された「史蹟名勝天然記念物保存法」によって整えられた。その背景としては、国

勢の発展に伴って土地の開拓、道路の新設、鉄道の開通、工場の設置その他の人為的な原因によって、史跡や天然記念物が破壊されている状況があった。

### 〈4〉 国宝保存法

古社寺保存法は保存の対象を古社寺の所有する建造物及び宝物に限定していたが、昭和初めの経済不況等の中で、城郭建築、旧大名家の宝物類が散逸し、または修理を要する状況となるなど、国、地方公共団体または個人の所有する物件についても保存措置を講ずる必要が認識され、古社寺保存法を発展拡充して、昭和4年に「国宝保存法」が制定された。

### 〈5〉 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

法律制定当時の政治・経済事情に基づく円為替安等を背景として、国宝には指定されていないが重要な価値のある美術品が多く海外に流出したことから、緊急にこの防止を図る必要が痛感され、歴史上または美術上特に重要な価値のある物件のうち、文部大臣が認定した物件を輸出または移出する場合には文部大臣の許可を必要とすること等を内容として、昭和8年、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。

この法律は、名品の海外流出の防止に大きな効果を上げた。なお、この法律は昭和25年の文化財保護法の施行によって廃止され、新たな認定は行われていないが、既に重要美術品等の認定を受けている物件については、引き続き効力を有するものとされ、現在なお美術工芸品の海外流出防止に効果を上げている。

## 〔2〕 戦時中の措置及び終戦直後の対応

戦時中は、文化財保護行政は戦争に関係の薄い不要不急の行政事務として、機構の縮小、行政の簡素化を余儀なくされ、昭和18年12月に重要美術品等の認定及び史蹟名勝天然記念物の指定の事務は停止した。また、文化財を戦

禍から守るために重要美術品等の防空施設の設置や宝物類の分散疎開、建造物にあっては、記録、図面、写真の作成などが行われた。

終戦直後においては、昭和20年10月に、停止されていた指定・認定の事務が再開された。特に、重要美術品等がにわか海外流出する動きがあり、文部省では認定の手続きを急いだ。また、国宝建造物は全般的に荒廃がはなはだしく、連合国からの指示もあって全国的な破損状況調査を行い、昭和23年度から応急修理5か年計画を実施した。

### 〔3〕文化財保護法の制定と整備

文化財保護法は、文化財全般にわたって指定、管理、活用等その保護の制度を体系的に整備するものとして、昭和25年に制定された。なお、本法制定の背景には、戦中・戦後の社会的・経済的な混乱による多くの文化財の散逸・荒廃があり、特に、昭和24年1月の法隆寺金堂壁画の焼失を契機とする、文化財保護制度の新たな立法化の気運の高まりがある。昭和25年4月、文化財保護法案が参議院文部委員会において発議され、同年5月文化財保護法が成立し、同年8月から施行された。

文化財保護法は、我が国最初の文化財保護に関する全般的・統一的立法であり、従来の国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法等、従来の文化財の保護に関する法律を総合するとともに、大幅に制度の拡充を図るものであった。

なお、文化財保護法の施行に伴い、国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法は廃止され、両法による指定は、文化財保護法による重要文化財または史蹟名勝天然記念物の指定とみなされた。また、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律も廃止され、新たな重要美術品の認定は行わないこととしたが、既に同法によって認定されている物件については、同法はなおその効力を有するものとされ、文化財保護委員会が輸出についての許可などの同法の事務を引き継いだ。

### 〔4〕文化財保護法改正の経緯

昭和25年に制定された文化財保護法は、今日までに大きな改正が4回行われている。

最初の大きな改正は昭和29年に行われた。これは、文化財保護法の施行後、その運用の経験から、民俗資料、無形文化財、埋蔵文化財の扱いを中心に難点が明らかになったのを受けて、政府提案により文化財保護法を改正したものであり、29年5月に公布、7月から施行された。

昭和43年には、行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律により、文化財保護委員会が廃止され文化庁が設置されたことに伴い、その一部が改正された。この改正では、従来の文化財保護委員会の権限は、指定及びその解除については文部大臣、その他の権限については文化庁長官にそれぞれ引き継がれた。また、文化庁に新たに文化財保護審議会が設置され、文部大臣または文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、文部大臣または文化庁長官に建議することとされた。

昭和50年には、高度経済成長に伴う社会情勢の変化や、開発事業等の増加に伴い、文化財を取り巻く様々な問題が提起されてきた。このため、保護すべき文化財の範囲の拡大、埋蔵文化財の保護の強化、地方公共団体の役割・機能の強化などを中心に、文化財保護体制を強化する必要性についての認識が高まり、各方面からこれらの点についての法改正を要望されるに至った。これを受け、議員立法で提出された同法の一部改正法案が昭和50年6月に可決・成立、7月に公布、10月から施行された。

平成8年には、4回目の大きな改正が行われた。「文化財保護法の一部を改正する法律」が、第136回通常国会において可決・成立し、平成8年6月12日に法律第66号として公布され、10月1日から施行された。この改正では、文化財登録制度の導入（第Ⅱ部6参照）、指定都市等への権限の委任等と市町村の役割の明確化、重要文化財等の活用の促進が図られた。

## 2. 文化財の種類、指定・選定・登録

現行の文化財保護法においては、文化財として、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」及び「伝統的建造物群」の5分野が定義されている（図IV-33）。これらの文化財のうち、重要なものとして国が指定・選定したものが、重要文化財、史跡名勝天然記念物等として国の重点的な保護の対象とされている。

また、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを文化庁長官が選択し、その記録の作成等に努めている。

さらに、文化財の保護手法の多様化を図り、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、有形文化財のうち建造物の分野について、文化財登録制度が導入されている。

このほか、土地に埋蔵された文化財（埋蔵文化財）、文化財の保存・修理に欠くことのできない伝統的な技術・技能（文化財保存技術）も保護の対象とされている。

文化財の指定、選定及び登録は、文部大臣が文化財保護審議会（図IV-34）に諮問し、その答申を受けて行うこととされており（図IV-35）、文化財の分野ごとの指定制度等の仕組みは以下のとおりである。

### 〔1〕有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいる。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいる。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護している。

また、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物は、文部大臣が文化財登録原簿に登録し、緩やかな保護措置を講じている。

### 〔2〕無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを無形文化財という。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体现される。

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体现しているものを保持者または保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っている。保持者等の認定には「各個認定」「総合認定」「保持団体認定」の3方式がとられている。

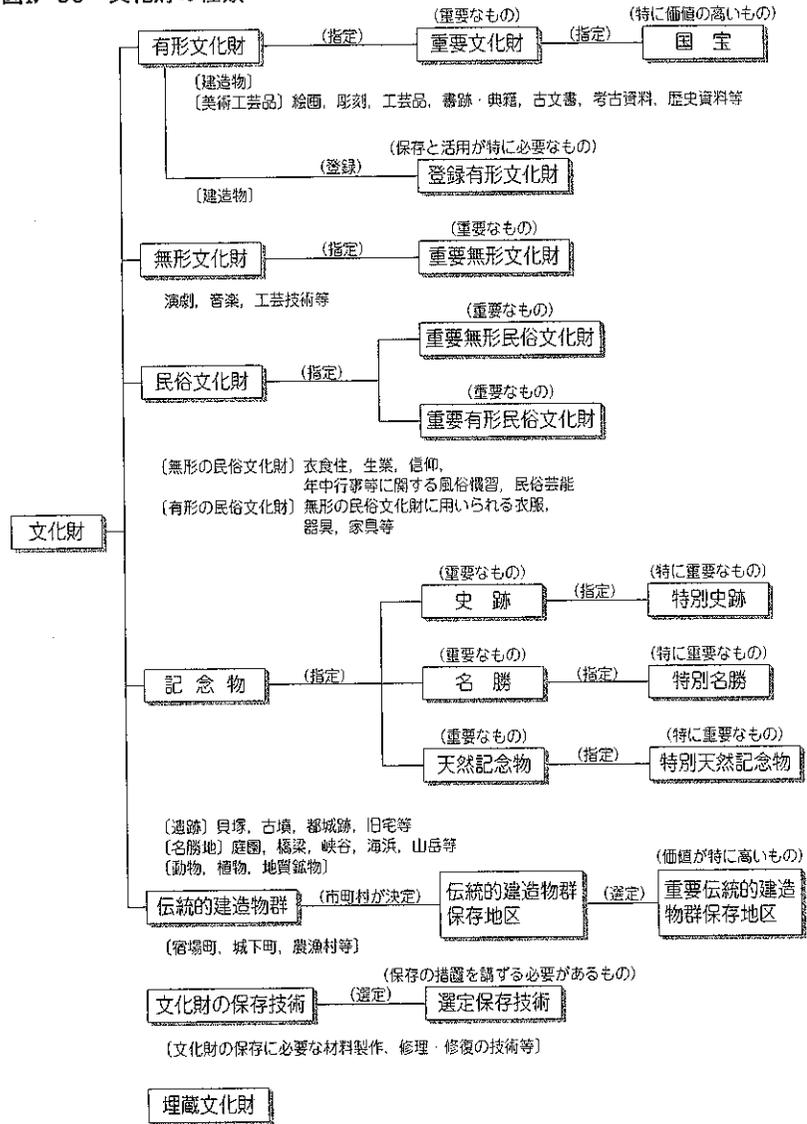
また、重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財について、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択し、国が自ら記録作成を行ったり、地方公共団体が行う記録作成や公開事業に対して助成を行っている。

### 〔3〕民俗文化財

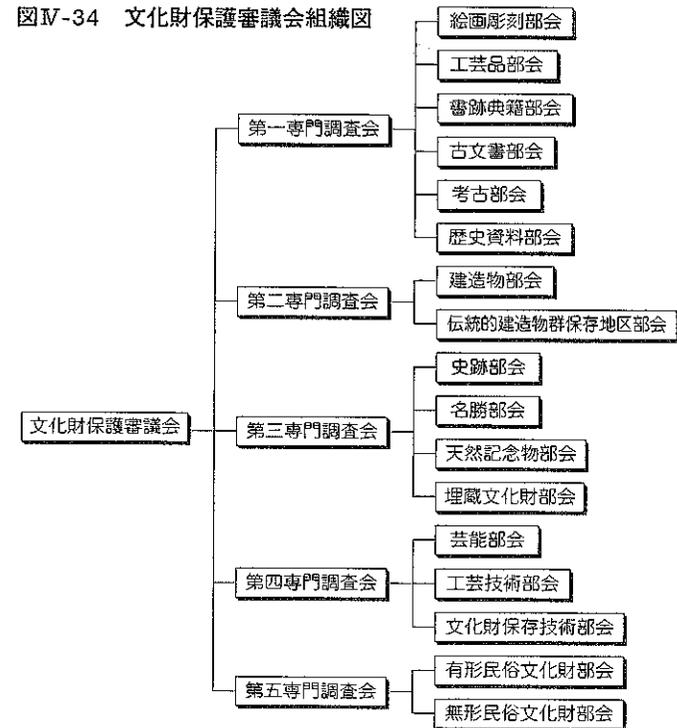
民俗文化財とは衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものである。

国は、特に重要なものについて指定を行うとともに、有形の民俗文化財の収蔵施設や防災施設の設置、修理に対し助成を行っているほか、地方公共団体が行う無形の民俗文化財の保存・伝承事業及び民俗文化財の活用事業などに対して助成を行っている。また、無形の民俗文化財では、指定されているもの以外の中から、記録作成や公開等を行う必要のあるものについて、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択し、必要に応じて国が記録を作成したり、地方公共団体の行う調査事業や記録作成の事業に助成を

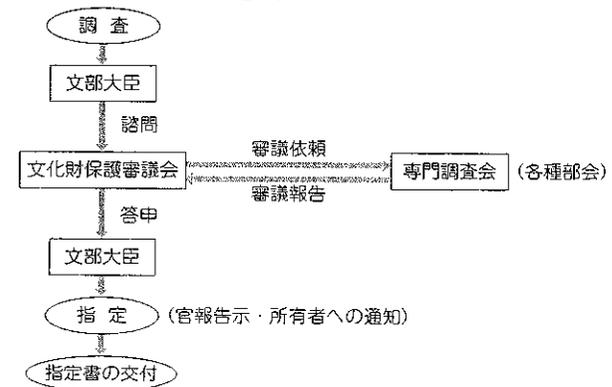
図IV-33 文化財の種類



図IV-34 文化財保護審議会組織図



図IV-35 文化財の指定を受けるまで



行っている。

#### 〔4〕記念物

記念物とは以下の文化財の総称である。

ア、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの

イ、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または観賞上価値の高いもの

ウ、動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」「名勝」「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っている。そのうち、特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」「特別名勝」「特別天然記念物」に指定している。

史跡等に指定された地域については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされている。規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされているが、通例、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮している。また、史跡等の活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っている。

#### 〔5〕伝統的建造物群保存地区

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになった。市町村は、都市計画または条例により伝統的建造物群保存地区を定め、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や技術的指導を行っ

ている。

重要伝統的建造物群保存地区については、市町村が、条例で保存地区の現状を変更する行為の規制などの措置を定め保護を図っており、文化庁長官または都道府県教育委員会は、市町村に対し保存に関し指導助言を行うほか、管理、修理、修景（伝統的建造物群以外の建造物を周囲の歴史的風致に調和させるようにすること）などに対して補助を行っている。

#### 〔6〕文化財の保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によって文化財保存技術の制度が設けられ、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定している。

国は、選定保存技術の保護のために、自ら記録の作成や伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っている。

#### 〔7〕埋蔵文化財

遺跡等の文化財が土地に埋蔵されている状態である埋蔵文化財については、調査または土木工事等のため発掘する場合や遺跡を発見した場合に届け出ることを義務づけている。また、文化庁及び地方公共団体において、全国的な埋蔵文化財の分布調査等の措置を行い、埋蔵文化財包蔵地の周知を図っている。

開発事業等に伴って行われる発掘調査については、発掘調査の実施の必要性を生じさせる原因となった事業の事業者に対し、その経費負担による調査の実施を求めることを原則としている。ただし、個人が行う住宅の建設など、調査の負担を求めることが適当でない場合については、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしている。

### 3. 国指定文化財等の保護

#### 〔1〕有形文化財

##### 〈1〉国宝・重要文化財

###### (1) 美術工芸品

美術工芸品は、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料及び歴史資料と多様な分野の有形動産文化財である。これらの文化財のうち、考古資料が昭和25年に独立した分野となり、古文書が昭和49年に新たな分野として位置づけられた。また、昭和50年に歴史資料が新たな分野として加えられた。

美術工芸品の保護は、明治30年に「古社寺保存法」が制定されて社寺が有する美術工芸品の保護制度が発足して以来、昭和4年の「国宝保存法」の制定により対象範囲を社寺の所有から公有・私有の美術工芸品にまで拡大するとともに、指定文化財の輸出を禁止した。さらに、昭和8年には、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定され、輸出の禁止対象を指定文化財以外にも拡大した。

昭和25年には「文化財保護法」が制定され、文化財の保存のみならず活用についても規定が設けられ、美術工芸品の活用の主な部分である「公開」に関する種々の制度が設けられた。

なお、美術品もしくは骨とう品として認められた銃砲刀剣類については、昭和21年に制定された「銃砲等所持禁止令」の除外規定により所持が認められた。さらに、昭和25年の「銃砲刀剣類等所持取締令」によって、所持するに当たって文化財保護委員会の登録を受けることになり、昭和28年には美術刀剣類の製作についても承認を得れば可能となった。昭和33年には「銃砲刀剣類等所持取締法」が制定された。

我が国の美術工芸品の多くは、その材質に紙や絹、木竹、漆などが使用されており極めて脆弱である。これらの文化財の保護のためには、調査・指定の実施、保存修理の推進、防災・保存施設の整備、修理技術者の養成、模

写・模造の実施、国による買上げ等の推進が不可欠である。また、美術工芸品は日本文化の理解に欠くことができないものであり、近年、特に博物館・美術館における公開や外国との文化交流への活用が積極的に行われている。

###### a. 調査

明治30年の古社寺保存法施行に先立ち、臨時全国宝物取調局が設置され、明治21年から明治30年に全国の社寺の宝物調査を行ったのが、美術工芸品の本格的な調査の最初である。その後、第二次世界大戦の一時期を除き、社寺を中心とした調査が継続して行われてきている。

現在行われている調査には、文化庁が都道府県等と協力して行う特別調査や地方公共団体に指導・助言して行っている国庫補助事業調査等がある。これらの調査は、国指定の促進に資するとともに、地方公共団体の文化財指定等、地域の文化財の保護の促進に成果をあげている。

美術工芸品の調査は、地域の研究者が少なかったこともあって、従来、とかく中央主導型で行われることが多かったが、近年は、各地域においてそれぞれの文化財の特質に着目した調査が行われている。

美術工芸品は、今なお社寺や個人によって未調査のまま収蔵されているものが少なくない。このため、これらの所有者の一層の協力を得て調査の充実を図る必要がある。

###### b. 指定

美術工芸品の指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、平成10年12月現在9920件(うち国宝841件)の指定が行われている(表Ⅳ-19)。

今後、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書については、室町時代以降の中・近世のものの指定を促進するとともに、指定の歴史の浅い考古資料、歴史資料部門の調査の充実にも努める必要がある。また、近代のものについては、絵画、彫刻、工芸品等の部門を中心として指定の検討が課題であり、科学技術をはじめとする歴史資料についても積極的な対応を進める必要がある。

表IV-19 文化財指定等の件数 (平成10年12月31日現在)

種別/区分		国 宝		重要文化財		
指 定	国 宝・重要文化財	美術工芸品				
		絵画	154		1,896	
		彫刻	121		2,557	
		工芸品	251		2,356	
		書跡・典籍・古文書	277		2,505	
		考古資料	38		510	
		歴史資料	0		96	
	計	841		9,920		
	建 造 物	(253棟) 209		(3,646棟) 2,167		
	合 計	1,050		12,087		
指 定	史跡名勝天然記念物	特別史跡	57	史跡	1,385	
		特別名勝	28	名勝	263	
		特別天然記念物	72	天然記念物	917	
		計	157	計	2,565	
	重要無形文化財	各個認定		保持団体等認定		
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数		
芸 能	32(件)	49(人)	11(件)	11(団体)		
工 芸 技 術	37	47	13	13		
合 計	69	96	24	24		
	重要有形民俗文化財	194				
	重要無形民俗文化財	194				
指 定	重要伝統的建造物群保存地区	52地区				
	選定保存技術	保持者		保存団体		
		有形文化財等関係	22(件)	24(人)	8(件)	8(6)(団体)
		無形文化財等関係	15	15	8	10
合 計	37	39	16	18(16)		
登 録	登録有形文化財	1,045				

(注) ・重要文化財の件数は、国宝の件数を含む  
 ・史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む  
 ・選定保存技術の有形文化財等関係の保存団体に重複認定があり、( )内は実団体件数

各部門別の指定の現状は、次のとおりである。

①絵画

主題・様式等によって仏画、大和絵、水墨画、中世障壁画、近世絵画、近代絵画に大別されるが、このうち古代、中世の絵画遺品の代表である仏画、大和絵についての指定が比較的順調に進んでいる。また、室町時代を象徴する水墨画についてもその代表的遺品の指定が進んでおり、桃山・江戸時代の琳派、写生派の代表作も指定がほぼ完了している。さらに、江戸時代絵画の多様性に対応した指定を進めているほか、近代絵画については昭和初期までの代表作品の指定を進めている。

②彫刻

仏像、神像、肖像、仮面等に大別されるが、85%が仏像である。時代別に見ると飛鳥時代から鎌倉時代にかけての遺品が全体の90%以上を占めている。これらは、古社寺保存法、国宝保存法の時代に近畿地方を中心にその指定が積極的に進められた結果であるが、近年は他の地域に所在する優れた仏像の指定を促進するよう努めるとともに、南北朝時代以降の肖像彫刻、動物彫刻、仮面等の分野及び平安時代以後の金銅仏、石仏についても指定の促進を図っている。なお、調査等により価値が見直されている古代、中世の作品がしばしばあり、今後指定を進めることとしている。

③工芸品

工芸品は、金工、漆工、染織、陶磁、石造品、甲冑、刀剣類等に分類されており、いずれも中世以前の指定は順調に進んでいる。金工、漆工、染織品類では、近世の作品の調査・指定の促進が必要であるが、いまだ中世以前の作品の新発見も少なくなく、未指定品の再評価とともにこれらの指定保存の一層の促進も課題の一つである。陶磁器はその遺存する膨大な数量に比較して指定件数が少なく、特に近世陶磁器の指定促進が当面の課題となっている。また、甲冑類においても、近世の当世具足類の特色のある一括品の調査・指定・保存等は、充実する必要がある。さらに、工芸品のほとんどの分野に言

えるが、近代の工芸品は一件も指定がなされておらず、指定保存の推進も緊急の課題となっている。

#### ④書跡・典籍

書跡は、平安・鎌倉時代の代表的名筆、あるいは鎌倉時代の日本、中国の禅僧の墨跡を中心に指定を進めている。

典籍は、漢籍、国書、仏典、洋本に大別されるが、仏典関係が最も多く、特に、かつては未公開であった京都寺院の経蔵のほとんどについて文化庁の調査が行われ、全貌が明らかになったことが注目される。

漢籍は主要なものの指定がほぼ完了しており、版本も宋・元版を中心に指定を進めている。

国書では、我が国の歴史・文学等の研究の基礎となる資料（例えば「日本書紀」「万葉集」など）で鎌倉時代までの貴重書の指定は順調に進んでいる。中世の国文学遺品については、先年、京都冷泉家の文庫が公開され、民間に所在する古写本、特に和歌文学書の全貌がほぼ明らかになり、鋭意指定を続けている。

#### ⑤古文書

歴史上著名な文書の主要なものは指定されており、目下、社寺、公卿、武家に伝来した学術上価値の高い文書の一括指定の促進を図っている。さらに対象を近世の文書にも広げるべく、大名家伝来の一括文書の指定に着手したところである。

#### ⑥考古資料

古社寺保存法、国宝保存法の時代には、主として美術上の価値に重点を置いて指定が進められてきたため、単体の優品に指定の重点があったが、近年は、各時代の主要な遺跡から出土した学術的価値の高い考古資料について遺跡ごとに一括指定を行い、保存を図ることとしている。特に、昭和53年から「重要考古資料選定会議」を開催して、地域を代表する考古資料の選定のための基本資料を作成している。

#### ⑦歴史資料

昭和50年の文化財保護法改正に伴い新たな分野として位置づけられた歴史資料の指定は、奈良時代から明治時代までにわたり鋭意進めてきたが、そのうち江戸時代のものが中心を占めており、政治、経済、社会、文化、科学技術、人物の各分野にわたり、学術的価値を重んじた一括指定が多い。

平成8年に指定基準の一部改正によって新たに科学技術の分野を加え、時代区分としては、近代の歴史資料を積極的に指定を促進することとなった。

今後は、前近代の各分野はもとより、一括資料及び科学技術・産業技術の関係遺産を含めた近代の歴史資料についての指定の推進が課題となっている。

#### c. 保 存

##### ①管理

動産である美術工芸品は、その性格上所有者の収蔵施設にあるものが多いが、公開、活用を図るため、国・公立の博物館、美術館に出陳し、事実上の管理を国や地方公共団体にゆだねている場合も少なくない。

社寺が所有者である国宝・重要文化財は全体の約60%を占めている。こ

これらの文化財は、大別して社寺自身の管理下にあるものと、博物館、美術館等に寄託出品しているものとに分けられる。

個人所有の国宝・重要文化財については、自宅に保管している率は極めて高い。近年は、所有者の高齢化、住宅環境の変化、相続による維持の困難等の理由によって、個人所有者及びその所有文化財数は次第に減少する傾向にある。しかし、個人が所有する文化財の中には価値の高い優品が多いことを考慮すると、博物館等に寄託するなど管理の一層の充実が望まれる。

なお、昭和29年の文化財保護法改正により、美術工芸品に管理団体の制度が導入された。

## ②修理

美術工芸品のほとんどのものが長い年月の経過による材質の劣化等によって損傷が進行している状況にある。これらは、修理が繰り返され、再生・維持されて今日まで伝えられてきたものである。したがって、その保存のためには、文化財の材質とその保存状態に応じた適切な修理が一定の年月ごとに

行われることが重要である。

修理には、装こう技術者が行う表装技術による絵画、書跡等の修理、(財)美術院の仏師の技術による彫刻の修理、漆工、染織、甲冑等各種の工芸品の修理など伝統的な技術によるところが大きい。しかし、近年、彫刻等の彩色剥落止めや木質の強化、考古資料の修理などを中心に科学的な保存技術の研究や活用が進んでおり、伝統的修理技法との調和を図った近代的な保存修理技術が確立されつつある。このほか、美術工芸品の修理の際には、保存のための台座や保存箱などの製作も行っている。

美術工芸品の文化財を将来に守り伝えていくためには、十分な修理を行う必要があり、修理技術者の養成、修理技術の充実、資材の確保等が不可欠である。

保存修理は、明治30年以来毎年継続して行われてきており、平成10年2月現在まで4496件を国庫補助事業として実施している。

## ③防災

美術工芸品を火災や盗難から保護する方策には、建物自体に防災施設(防火・消火設備、防犯設備、避雷針等)を施す場合と耐火、耐震構造の収蔵庫を設置する場合があります。昭和25年以降、所有者等に対しいずれかの設置を指導し、助成してきている。

しかし、国宝・重要文化財(美術工芸品)を所有する社寺1643件のうち、防災施設・収蔵庫設置事業を行っていないものが883件あり、今後多くの重要文化財を有する社寺を優先的に自動火災報知器等を緊急に設置することが必要となっている。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災発生時においては、損壊した社寺、個人住宅及び博物館等に所在する貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止するため、文化庁、文化庁施設等機関、文化財・美術関係団体及びボランティア等から成る「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を設置し、兵庫県教育委員会とともに、同年2月から4月までの間、所有者の要請に応じて応急

措置及び博物館等における一時保管を行った。

なお、平成9年6月には、震災の教訓をもとに文化財の有効な防災方策及び災害時発生時における文化財の保存に関する緊急対応について、基本的な考え方や具体的留意事項等を示した「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引」を刊行し、広く配布したところである。

#### ④国宝・重要文化財等の買上げ

文化財保護法は、国宝・重要文化財の所有者がこれらの文化財を他人に譲渡しようとする場合の、国への売渡しの申出義務及び国の先買権を規定した。以来、国宝・重要文化財及びそれに準ずる価値の高い文化財で、散逸、毀損あるいは国外流失の恐れがあるものを国で購入してきた。

また、昭和47年から、個人が国宝・重要文化財及びそれに準ずる価値があると認められた文化財(準ずる文化財)を国に譲渡した場合の所得税の非課税措置が講じられ、昭和50年には、地方公共団体に国宝・重要文化財を譲渡した場合にも拡大された。平成4年からは準ずる文化財については2分の1課税となったが、税制優遇措置が引き続き講じられている。

なお、国が買い上げた文化財は、東京、京都、奈良の各国立博物館等へ移管し、公開されている。

#### ⑤文化財の海外流出防止

国宝・重要文化財の輸出は原則禁止されている。このため、古美術品を輸出するときには、文化庁が発行する「古美術品輸出鑑査証明」を要することとなっている。

なお、重要美術品は、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律が文化財保護法附則によって当分の間効力を有するものとされているので、原則として輸出は禁止されている。

#### d. 活 用

美術工芸品の多くは、材質、構造が極めて脆弱であるため、公開に当たっては、保存との適切な調和が図られる必要がある。文化財保護法では、国

宝・重要文化財の公開を「文化庁長官による公開」「所有者等による公開」「所有者等以外の者による公開」の三つに分類し、その規定の下で、国宝・重要文化財の保存に配慮しつつ公開活用の促進を図ることとしている。

「文化庁長官による公開」とは、文化庁長官が所有者に対し文化財の出品を勧告や承認することにより円滑に公開を促進しようとするものであるが、平成10年度には823件が全国各地域の16館において勧告・承認出品されている。

「所有者等以外の者による公開」には、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、近年の全国における博物館・美術館等の充実に伴い、平成8年から公開を届出で行うことができる「公開承認施設」の制度を実施し、平成10年12月現在88館に達しているところである。

国宝・重要文化財の公開は、保存に十分配慮しつつ積極的に推進することとしている。このため、昭和49年から「指定文化財展示取扱い講習会」を開催するとともに、平成7年度には「文化財公開施設の計画に関する指針」を作成・配布し、平成8年には「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を定めたところである。さらに、平成9年度は「文化財(美術工芸品)取扱いの手引き」を作成・配布している。

また、国宝・重要文化財のうち、取扱いや移動が困難であったり、公開が制限されるものの模写・模造を、昭和29年度から製作している。模写・模造の製作は、公開のみならず、我が国の伝統的な保存技術を維持向上させるためにも重要な意義を有している。

製作された模写・模造品は、国立博物館等に移管され公開されている。

#### e. 国際交流・協力

##### ①海外交流展

我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、毎年度我が国の古美術品を中心とした展覧会を開催している。近年、この「海外交流展」の開催要望は極めて多く、

また、政府間レベルの催しも増大しており、平成10年12月現在、既に平成16年度までの開催要望が寄せられている。

海外交流展は、昭和26年以来欧米を中心に毎年度継続的に開催してきた「海外展」、平成5年度からの国立3博物館と海外の博物館・美術館とが相互に交換展示を行う「博物館等海外交流古美術展」及び平成8年度からアジア諸国において毎年度海外展を開催することとした「アジア友好日本古美術展」からなり、いずれも好評を博してきている。

今後とも、国際文化交流の大きな柱として、世界各国で海外交流展を積極的に開催していくこととしている。

## ②在外日本古美術品保存修復協力

諸外国には日本から流出した古美術品が多く所在しているが、これらの中には、経年による劣化や不適切な保管に加え、外国には修理技術者が極めて少ない状況から、緊急に保存修復が必要なものが少なくない。

このため、平成3年度から、外国の博物館・美術館等にある日本の古美術品(絵画)を我が国で保存修復協力する事業を実施している。平成6年度には対象を米国のフリーア美術館から全米に拡大し、平成8年度には欧州にも地域を拡大した。平成9年度には、協力の対象となる分野に工芸品も加えたところである。

本事業は、各国からの強い要望と修復結果への賞賛を得ており、今後とも継続して実施していくとともに、さらに事業内容の充実を図る必要がある。そのほか、この事業を側面から支える学芸員、研究者等の招へい等の事業として、「アジア諸国博物館・美術館研究協力事業」「在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業」をそれぞれ平成2年度、平成6年度から実施している。

### f. 銃砲刀剣類の登録

昭和33年に制定された銃砲刀剣類所持等取締法により、文化庁長官への銃砲刀剣類の登録に関する事務は都道府県教育委員会に委任しており、文

化庁長官はこの事務の指揮監督を行っている。

なお、古式銃砲については、昭和40年に従来の火なわ銃のほか、登録の対象範囲に明治時代以前に製造された火なわ式銃砲以外の銃砲が加えられた。近年、銃砲に関し、厳正な鑑定の実施、登録事務の適正化等が課題となっており、これを積極的に推進することとしている。

## (2) 建造物

### a. 調査

建造物保護のための調査は、明治4年に明治政府が全国の主要社寺に対して古器旧物の目録の提出を求めたのが最初である。明治30年の古社寺保存法制定を前に、中世以前のものを中心に社寺建造物についての調査が行われ、これがこの時期以降の建造物指定・保護の基礎となった。

それ以外の建造物の調査が、本格的、組織的に行われるようになったのは、文化財保護法が制定された戦後のことである。

民家については、昭和29年度から41年度までに都道府県を通じて所在の予備調査を行い、昭和41年度から52年度まで各都道府県を実施主体とする民家緊急調査を実施した。

明治・大正期に建てられた洋風の建造物については、昭和41年度から関係学会の協力を得て、集中する地域で調査を実施して概要を把握し、木造以外の煉瓦・石・コンクリート造の近代建築については、昭和52年度から平成8年度まで保存対策に関する研究調査を実施した。

社寺の建造物についても、桃山・江戸時代以降のものについて、昭和52年度から平成3年度まで近世社寺建築緊急調査を、都道府県を事業主体として実施した。

江戸時代後期から昭和初期にかけての近代の建造物については、産業・交通・土木に関するものについて、その実情を把握するため、平成2年度から都道府県を事業主体として、近代化遺産(建造物等)総合調査を実施しており、平成9年度までに16道県において調査が完了した。和風建築(住宅建築、

社寺建築、公共建築)についても実態を把握するため、平成4年度から、近代和風建築総合調査を都道府県を事業主体として実施しており、平成9年度までに6県において調査が完了している。

#### b. 指 定

平成10年12月31日現在において、国宝・重要文化財に指定されている建造物は2167件3646棟(表IV-19)であり、その種類別、時代別の内訳は表IV-20のとおりである。このうち国宝は209件253棟であり、その占める割合は件数で10%、棟数で7%である。

##### ①社寺建築

平成10年12月末までに1373件、2140棟が指定されている。古代・中世では世界最古の木造建築である法隆寺金堂・五重塔(奈良県)をはじめ、平安時代では平等院鳳凰堂(京都府)、中尊寺金色堂(岩手県)など、また、鎌倉・室町時代では東大寺南大門(奈良県)、厳島神社社殿(広島県)、円覚寺舍利殿(神奈川県)などが指定されている。桃山・江戸時代の社寺建築では東照宮陽明門(栃木県)、善光寺本堂(長野県)、瑞龍寺仏殿(富山県)などが指定されている。

##### ②民家

平成10年12月末までに315件640棟が指定されている。この中には、江川家住宅(静岡県)、吉村家住宅(大阪府)、古井家住宅(兵庫県)、今西家住宅(奈良県)など地方色豊かな各地の民家が含まれている。

##### ③近代建築

幕末・明治期の建物としては、大浦天主堂、旧グラバー住宅(長崎県)、旧トーマス住宅(兵庫県)、旧岩崎家住宅(東京都)など現在までに139件220棟が指定され、大正期の建物としては、函館ハリストス正教会復活聖堂(北海道)、旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎(愛知県)、旧山邑家住宅(兵庫県)など12件29棟が指定されている。また、平成9年度には昭和の建物として初めて明治生命保険相互会社本社本館(東京都)が指定されている。

表IV-20 国宝・重要文化財(建造物)種類別・時代別指定内訳 (平成10年12月31日現在)

分類	件数	標 数									計	
		近 世 以 前						近 代				
		奈良	平安	鎌倉	室町	桃山	江戸	明治	大正	昭和		
近 世 以 前 の 分 類	神社	(36) 547		(2) 4	(14) 45	(6) 308	(9) 153	(27) 556	* 1			(58) 1,067
	寺院	(150) 826	(26) 28	(23) 35	(54) 147	(29) 340	(12) 124	(12) 395	* 4			(156) 1,073
	城郭	(8) 52				(12) 115	(4) 118		* 1			(16) 234
	住宅	(12) 92				(2) 7	(7) 25	(11) 115				(20) 147
	民家	315				3	1	561	* 66	* 9		640
	その他	(3) 187					(1) 11	(2) 56	* 1			(3) 256
	小計	(209) 2,019	(26) 29	(25) 51	(68) 314	(37) 711	(41) 429	(56) 1,801				(253) 3,417
近 代 の 分 類	宗教建築	12						11	1		12	
	住居建築	40					** 2	68	11		81	
	学校建築	30						49	5	1	55	
	文化施設	17						21	5		26	
	官公庁舎	17						16	5		21	
	商業・業務	12						10		2	12	
	近代化遺産	9						7	1	1	9	
その他	11						8	4	1	13		
小計	148						2	190	32	5	229	
合計	(209) 2,167	(26) 29	(25) 51	(68) 314	(37) 711	(41) 429	(56) 1,803	263	41	5	(253) 3,646	

(注)・( )内は国宝で内数

- ・\*印は、1件が複数棟で構成される重要文化財で、中心となる建物(棟)が近世以前に建てられたもの
- ・\*\*印は、1件が複数棟で構成される重要文化財で、中心となる建物(棟)が近代に建てられたもの
- ・近代化遺産は「構」で数える

#### ④産業・交通・土木に関する 建造物

近代化遺産(建造物等)総合調査の成果として、平成5年度以降、藤倉水源地水道施設(秋田県)、碓氷峠鉄道施設(群馬県)、日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設(埼玉県)、読書発電所施設(長野県)、四

日市旧港港灣施設(三重県)等の9件が指定されている。

産業・交通・土木に関する建造物については、社寺建築・民家等と異なり、施設全体の構成に価値が認められることから、関連するいくつかの建造物をひとまとまりの施設として指定する方法が採られている。

なお、平成8年2月には、国宝及び重要文化財指定基準(建造物の部)の一部改正が行われ、土木建造物の基準上の位置づけが明確にされた。

#### ⑤国宝の指定

国宝の指定については、昭和42年度の法隆寺綱封蔵(奈良県)の指定以来30年ぶりに、平成9年度に正倉院正倉(奈良県)が新たに指定された。また、平成8年度で近世社寺建築の指定が全国に及んだことにより、今後は既に重要文化財に指定されている近世社寺建築のうち、近世的な特色を備えた代表的な建築物について、国宝指定を進めていくこととし、その第1号として、平成9年度に瑞龍寺仏殿・法堂・山門(富山県)の3棟を新たに指定した。

#### c. 保 存

##### ①管理

国宝・重要文化財である建造物を保護していくためには、日常管理が重要であるが、管理には、標識、説明板、保護柵、防災施設の設置や除草、清掃、見回り等の日常的管理のほか、応急的な小修理などが含まれる。

国宝・重要文化財を管理するのは原則として所有者であるが、現在、国宝・重要文化財建造物3646件の所有者の割合は、社寺有が65%(寺院37%、神社28%)と最も多く、次いで国有・公有17%、個人有14%、法人有その他4%となっている。

重要文化財の所有者は特別の事情があるときは、管理責任者を置くことができるほか、文化庁長官は指定した地方公共団体等を管理団体として管理させることができることになっている。

平成10年12月末現在、管理団体は47団体で、管理している国宝・重要文化財は80件となっている。

国は、所有者に対し管理について必要な助成を行っているが、特に個人所有の場合、最近の環境の変化、所有者の高齢化等により、将来に不安定な要素も生じており、管理団体による管理制度の活用の必要性が今後ますます増大していくと考えられる。

##### ②修理

国宝・重要文化財の保存修理は、所有者が行うこととされているが、国有文化財である建造物に対して行う国の直営事業のほか、小修理その他の特別な場合を除いて、修理の多くは国の助成を受けて行われる。

保存修理は、明治30年以来毎年継続して実施しているが、その方法は破

損の程度などによって大きく次の4段階に分けられる。

ア、根本修理——建物全体に破損が及んでいる場合、建物をいったん解体し、部材の補修、取替えを行って再び原形に組み立てる根本的な修理である。建物の全部材を解体して行う「解体修理」と軸部の大半は解体しないままで行う「半解体修理」がある。

イ、部分修理——局部的に破損が生じた場合に行う。

ウ、屋根葺替——茅、檜皮、瓦など屋根の葺替えを行う。

エ、塗装修理——漆、彩色などの塗り替えを行う。

国有文化財である建造物の保存修理は、平成9年度までに33件(157棟)の根本修理を完了した。最近の主なものには、北海道大学農学部第二農場(北海道、昭和46～56年度)、旧米沢高等工業学校本館(山形県、昭和54～57年度)、明治丸(東京都、昭和55～62年度)、北海道大学農学部植物園・博物館(北海道、平成2～7年度)、旧奈良県物産陳列所(奈良県、昭和59～62年度)等がある。また、平成3年度からは、旧岩崎家住宅(東京都)の調査及び部分修理が継続的に行われており、平成8年度には外部の補修が完了し、現在内部の補修に取りかかっている。

国有以外の建造物の修理に対する補助事業は、予算上、一般修理と特殊修理に分けて実施している。

特殊修理は、修理に当たって高度の専門的調査や特殊な技法による施工を必要としたり、長期かつ多額の経費を要する等の特別な事情のあるものに対して行うものである。昭和25年度に第一期工事(～昭和40年度)に着手した日光二社一寺(東照宮・二荒山神社・輪王寺、栃木県)では、彩色、漆等の塗装工事を中心に毎年継続して実施しており、平成9年度からは第三期第三次5か年計画に取りかかっている。近年完了した特殊修理としては、金剛證寺本堂(三重県、平成元～6年度)、新薬師寺本堂他5棟(奈良県、平成2～8年度)、日本ハリストス正教会教団復活大聖堂(東京都、平成4～9年

度)等がある。また、近世社寺建築の関東での大型仏堂である法華経寺祖師堂(千葉県)も、昭和62年度から着手した解体修理が平成9年度に完了した。

一般修理では、中世以前の社寺建築や、民家、木造の洋風建築が主な修理対象であったが、最近では、浄興寺本堂(新潟県)、寶塔寺本堂(京都府)などの大規模な近世社寺建築、旧呉羽座(愛知県)、八千代座(熊本県)などの木造劇場建築、旧日本銀行京都支店(京都府)、旧香港上海銀行長崎支店(長崎県)、旧山邑家住宅(兵庫県)などの煉瓦、石、鉄筋コンクリート造等、修理の対象が多岐に及んできている。

建造物、特に木造の建造物が、文化財としての価値を失うことなく適正に保存されるために必要な修理のサイクルは、標準的には、解体・半解体修理の根本修理を約100年ごとに行い、その間、屋根葺替えを約35年ごとに、漆・彩色等のある場合は約40年ごとに塗装修理を反復実施する必要があると言われている。明治30年の古社寺保存法によって保存修理の制度的措置がとられて以来1世紀を経た現在では、新規の根本修理を要するものとともに、2度目の根本修理を必要とするものも生じている。

### ③現状変更

国宝・重要文化財に指定されるような歴史的建造物は、建築後の歳月の中で、多かれ少なかれ何らかの改修を受けながら今日に伝えられてきている。こうした改修の中には、建造物の文化財としての価値を著しく損なわせているものもある。通常、根本修理に際しては、詳細な調査によって建物の改修の歴史を明らかにし、また、修理後の建造物の管理や活用の在り方を十分検討して、建造物が文化財としての価値を最大限に発揮できるように、改修部分を以前の姿に復原したり、管理・活用上の必要からの最小限の整備を行うために現状変更が行われる。

現状変更には文化庁長官の許可を要するが、明治34年から平成10年12月までに約1569件の許可が行われており、最近10年間の許可件数は180件で

ある。近年は、近世社寺建築の修理に伴う現状変更が増加してきている。

#### ④防災

我が国の国宝・重要文化財は、そのほとんどが木造であるため、常に火災の危険にさらされており、文化財保護法施行以降15棟が焼失し、60棟が焼損している。

このような災害の対策として、防災設備のより一層の充実が必要であり、建造物の火災の感知、初期消火及び消防機関の消火活動に資するための防災設備（自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等）を設置する事業に対して助成を行い、その整備の促進を図っている。平成10年12月現在で総合防災（上記3設備を設置したもの）の設置率は、約65%に達しているが、一方、初期の事業において設置した設備の老朽化も進んでおり、今後、設備の新設だけでなく、改修工事も含めた計画的な事業の実施が必要となっている。

特に大規模な防災設備を必要とする事業として、現在、東大寺（奈良県）及び姫路城（兵庫県）について実施中である。

#### ⑤環境保全

建造物を良好な状態で維持するために、建造物周辺の排水、土留め・擁壁、地盤補強、囲柵などの整備及び火除地の設定を行う事業で、最近10年間では、妙喜庵（京都府）の火除地設定など18件を実施した。

#### ⑥公有化

所有者による維持が困難となった指定建造物・土地を国庫補助により地方公共団体が買い上げる事業に対して助成を行っており、最近10年間では、旧関川家住宅（高知県）など5件を実施した。

#### ⑦耐震対策

平成7年1月の阪神・淡路大震災による文化財建造物等の被害状況にかんがみ、有識者の協力を得て、8年1月に「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を策定した。現在、10年度末を目標に、さらに具体的な技術指針についての検討を進めている。

### d. 活 用

#### ①建造物の公開・活用

文化財建造物を適切に活用することは、文化財への理解を助けたり、身近に親しむ機会を提供することになり、また所有者の保存の意欲を高めたり、建物の維持管理が保障されることから、保存のためにも有益である。

特に近代の建築には、規模の大きい公共的な建築が少なくなく、文化施設として活用される例が多い。例えば、木造建築では旧開智学校校舎（長野県）が教育資料館として、煉瓦造では山形県旧県庁舎及び県会議事堂が山形県郷土館として公開されている。また、旧金毘羅大芝居（香川県）や旧東京音楽学校奏楽堂（東京都）のように本来の用途を復活したもの、龍谷大学本館（京都府）や大阪府立図書館のように当初の用途のまま継続的に使用されているものなど様々な活用されている。

文化庁では保存とあわせてその積極的な活用を推進しているところであり、有識者の協力を得て、平成8年12月に「重要文化財（建造物）の活用に関する基本的な考え方」をまとめ、10年4月には、活用事例集を取りまとめ、さらに、活用計画策定のための指針作成についての検討を進めている。

#### ②模写・模型の公開

建造物は、移動の容易な美術工芸品のように多数を適宜一堂に集めて展示することが不可能であるため、国宝・重要文化財指定建造物の中から特に優秀で歴史的に重要なものを選定し、これを正確に縮尺した模型を製作して公開することとしている。また、建築彩色は、美術工芸品に比べて維持管理が難しく、退色あるいは剥落が著しいことから、現状での記録を取るとともに、当初の彩色の復原模写を行っている。

このような模写・模型の製作は昭和35年度から行われ、平成10年2月現在製作中のものを含めて模写32件、模型32件に達している。これらは、国立歴史民俗博物館等において展示公開されている。

## 〈2〉登録有形文化財

### (1) 文化財登録制度の趣旨

近年、近代の多様かつ大量の文化財について、その歴史的重要性の認識が定まりつつあり、また、他方では、開発の進展、生活様式の変化等により、これら貴重な国民的財産である文化財が社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされている状況にある。

国民の貴重な文化財を後世に幅広く継承していくためには、重要なものを厳選し、強い規制と手厚い保護を行う指定制度だけでは不十分であり、文化財の保護手法の多様化を図ることとし、平成8年6月に文化財保護法の一部を改正し、従来の指定制度を補完するものとして、届け出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を内容とする文化財登録制度を、有形文化財のうち建造物について導入し、同年10月から施行した。

この改正は、有形文化財のうち建造物のみを登録の対象としているが、建造物には、住宅、事務所、工場、公共建築等の建築物のほか、橋、トンネル、ダム等の土木構造物や煙突、塀等のその他の工作物が含まれる。また、登録の適否を判断するため、文部省告示により登録の基準が定められており、具体的には、原則として建設後50年を経過した建造物であって、かつ、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもの、のいずれかに該当するものとされている。

### (2) 文化財登録制度の概要

文化財登録制度は、建造物のうち国及び地方公共団体の指定文化財以外のものを対象とし、あらかじめ関係地方公共団体（登録しようとする建造物の所在する都道府県・市(区)町村）の意見を聴いた上で、文化財保護審議会への諮問・答申を経て、文部大臣が登録有形文化財として文化財登録原簿に登録する制度である。

登録されると、官報で告示するとともに、所有者には通知をし、登録証を交付する。所有者には、滅失・き損した場合や現状変更をしようとする場合

等の届け出が必要となるが、文化庁長官は、現状変更の届け出があった場合に、必要に応じて指導、助言または勧告をすることができることとなっており、所有者の協力を得ながら適切な保存を図ろうとするものである。

登録の中心となる近代の建造物は、現在も様々な用途に使われているため、保存だけでなく活用についての配慮も必要である。このため、現状変更に関する規制も、指定制度の許可制に比べて緩やかな届け出制となっており、登録当時の原状の「通常望見できる外観」を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合などは、届け出は不要としている。したがって、内装のみの修繕・模様替えについては届け出は不要である。

このほか、文化庁長官は、管理または修理についての技術的指導を行うことや、所有者に対して現状等の報告を求められることとしている。

登録された建造物を今までどおり使用したり、事業資産や観光資源に利用することができ、また、内部を改装し、例えばホテルやレストラン、資料館などとして活用することもできる。地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財を緩やかに守ってゆくという制度でもある。この活用により、国民の登録建造物に親しむ機会が増大し、文化財保護への理解がますます深まることが期待される。

活用の事例としては、次のようなものが考えられる。

- ア、地方公共団体などが行う各種の広報活動において、地域の独自性を表すシンボルやランドマークとして活用する。
- イ、登録建造物に加え、重要文化財、伝統的建造物群保存地区や博物館・美術館その他の文化施設などとあわせ、地域の文化に親しむための観光ルートやゾーンを設定して、まちの活性化を図る。
- ウ、登録建造物を改修して、次のような活用を図る。

①観光案内所、ギャラリー、飲食店等に改装し、地域住民や観光客等の利便を図る。

②特産物販売所、伝統工芸品の工房、ショールーム等に用い、地域の

産業振興に役立てる。

- ③地域住民のための公民館や生涯学習センター等として活用し、地域における生涯学習や余暇活動の充実を図る。

### (3) 文化財登録制度の支援措置

登録建造物の所有者の文化財に対する自覚を促し、その自主的な保護を促進することを期待するなど、文化財登録制度の円滑な推進を図るために、支援措置としては次のようなものがある。

まず、税制面において、登録された建造物については市町村の実情に応じ固定資産税の2分の1以内の軽減がなされる場合があり、登録された建造物の敷地については地価税が2分の1に軽減される。

金融面の支援措置においては、登録された建造物の活用と整備を行うための必要な資金を日本開発銀行等から低利で融資を受けることが可能となっている。

補助金については、登録された建造物について、保存修理事業を行う所有者に対し、その設計監理費の2分の1を国が補助することとしている。

### (4) 登録状況

登録有形文化財は、平成10年12月末現在、1045件が登録されている（文

化財保護審議会答申分を含めると計1104件となる）。

種別ごとに見ると、まず建築物では、酒蔵、駅舎、県・市庁舎、学校校舎、水道施設、住宅など多種多様にわたる。類型として特徴的なものは、県庁舎（群馬県、神奈川県、愛知県）、市庁舎（静岡市、名古屋市、鹿児島市）、旅館・ホテル（積善館（群馬県）、富士屋ホテル（神奈川県）、大橋旅館（鳥取県）など）、水道施設（水戸市、前橋市、桐生市、高岡市、甲府市、下関市、徳島市、高松市、熊本市など）などである。これらはいずれも利用するに当たって常に改変を加え続ける必要があるもので、規制が緩やかな登録制度ならではの物件と言える。

次に土木構造物としては、道路橋（祝橋（山梨県）、旧舟木橋（三重県）、長浜大橋（愛媛県）、両合川橋（大分県））、鉄道橋（旧九州鉄道城山三連橋梁（福岡県）、筑後川昇開橋（福岡県・佐賀県））、水路橋（駒橋発電所落合水路橋、八ツ沢発電所一号水路橋（山梨県）、橋詰水路橋（大分県））、隧道（笹子隧道、御坂隧道（山梨県）、明治宇津ノ谷隧道（静岡県））、堰堤など（勝沼堰堤、芦安堰堤（山梨県）、羽根谷砂防堰堤（2基、岐阜県）、大多府漁港元緑

防波堤(岡山県)、豊稔池ダム(香川県)などがある。土木建造物の登録件数は、平成10年12月末現在で53件である。

また、その他の工作物とは、建築物、土木建造物のいずれにも当たらないもので、ほとんどが家屋の塀、門であるが、小岩井農場サイロ(岩手県)、東京水産大学雲鷹丸(東京都)、窯のある広場・資料館煙突(愛知県)、時報塔(広島県)、旧三池炭鉱宮浦坑煙突(福岡県)、宮地嶽八幡神社陶器製鳥居(長崎県)など特色ある物件もある。

時代別に見ると、明治以降の建造物が大部分を占めており、近代の建造物を幅広く継承してゆくという制度の目標と、従前の指定制度を補完するものとしての位置づけが浸透しつつあることを示している。今後も順調に登録件数が増えてゆけば、幅広く文化財を保護する端緒となるとともに、文化財の裾野を広げてゆくことになろう。

## 〔2〕無形文化財

### 〈1〉指定・認定

無形文化財の保護の基本は、重要無形文化財の指定である。

現在、指定が行われているのは、音楽、舞踊、演劇などの伝統的な芸能及び陶芸、染織、漆芸、金工などの工芸技術の2分野であるが、数多くのわざの中から、

ア、芸術上に特に価値の高いもの

イ、芸能史や工芸史において特に重要な地位を占めるもの

ウ、芸術上価値が高く、または芸能史・工芸史において重要な地位を占め、

かつ、地方的または流派的特色が際立っているもの

の三つの基準を以て指定している。

指定された重要無形文化財については、そのわざを高度に体現する者を保持者に認定するが、同一技芸の中に特色を異にする技芸者がいる場合には、複数の者が認定される場合もある(各個認定)。また、例えば、人形浄瑠璃

文楽における「人形浄瑠璃文楽座座員」のように、二人以上の者が一体となってわざを体現している場合には、これらの者が構成している団体の構成員を保持者に認定している(総合認定)。

さらに、例えば結城紬における「本場結城紬技術保持会」のように、わざの性格上個人的色彩が薄く、多数の者の持つわざが全体として一つの無形文化財を構成している場合には、技術者の団体を保持団体として認定している(保持団体認定)。従前、法律上は保持団体の認定制度がなく、このような場合、その代表者を保持者とせざるを得なかったため、代表者が死亡したときには自動的に指定が解除され、保護措置の法的根拠が失われるなど、実情に合わない面も生じたので、昭和50年の文化財保護法の改正により、重要無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体について保持団体として認定することとなったのである。これまで、総合認定は芸能の分野で、保持団体認定は工芸技術の分野で行われてきている。

このほか、重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開を行う必要がある無形文化財については、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、これらについて国自ら記録作成したり、地方公共団体等が行う記録作成や公開事業に対して助成を行っている。

なお、平成10年12月31日現在の重要無形文化財の指定・認定及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択状況は、表IV-21のとおりである。

表IV-21 重要無形文化財指定・認定及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財選択件数  
(平成10. 12. 31現在)

区分	各個認定		保持団体等認定		選択件数
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体数	
芸能	32件	49人	11件	(総合認定) 11団体	30件
工芸技術	37	47	13	13	60
計	69	96	24	24	90

## (1) 芸能

芸能関係の指定には、芸能の技法をそれぞれ個別にとり上げて重要無形文化財に指定し、併せてその技芸を高度に体現できる者を保持者として認定する各個認定と、芸能の各分野全体を重要無形文化財に指定し、同時にその芸能の保存会の会員を保持者として認定する総合認定の二つの方式がとられている。前者の各個認定では、平成10年12月31日現在、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎、音楽、舞踊、演芸の分野で計32件の重要無形文化財が指定され、49人の保持者が認定されている。

一方、総合認定は、雅楽、人形浄瑠璃文楽、能楽、歌舞伎、組踊、義太夫節、常磐津節、一中節、河東節、宮蘭節、荻江節がそれぞれ重要無形文化財に指定されている。

平成以後の指定・認定の特徴は平成5年に、比較的地味な存在であった一中節、河東節、宮蘭節、荻江節の古曲を指定したと新しい分野で古典落語を指定したことである。

## (2) 工芸技術

工芸技術関係の指定には、工芸技術をそれぞれ個別にとり上げて重要無形文化財に指定し、あわせてその技術を高度に体得している者を保持者として認定する各個認定と、一つの工芸技術についてそのわざを保持する者が多数いる場合に、その工芸技術を重要無形文化財に指定し、同時に

その技術を保持する者が主たる構成員となっている団体を保持団体として認定する保持団体認定とが行われている。平成10年12月31日現在、各個認定では、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、撥鏝<sup>ばらる</sup>の分野で計37件の重要無形文化財が指定され、47人の保持者が認定されている。また、保持団体認定では、柿右衛門(濁手)、色鍋島、小鹿田焼<sup>おんた</sup>、結城紬、小千谷縮・越後上布、久留米紜<sup>かすり</sup>、喜如嘉<sup>きじよか</sup>の芭蕉布、宮古上布、伊勢型紙、輪島塗、細川紙、本美濃紙、石州半紙の13件が指定され、13団体が保持団体に認定されている。

## 〈2〉伝承者の養成

重要無形文化財の保存には、単に保持者のわざの保存を図るだけでは十分でなく、そのわざが人から人へと継承されていくことが重要である。この意味で伝承者の養成は、無形文化財の保存の根幹であり、また、緊急を要するものである。

芸能、工芸技術の各分野では、保持者や保持団体が、独自にこのような状況に対処し、後継者の育成に努めているが、国としてもこれを積極的に奨励するため、昭和27年度から保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業に対してその経費の一部を助成している。これらの補助金は、保持者、保持団体及びその指導を受ける伝承者に対し、重要無形文化財の保護の重要性を認識させるとともに、精神的に大きな励みを与えている。また、昭和39年度から保持者に対して伝承者の養成と自らのわざの維持向上のための特別助成金を交付している。

また、日本芸術文化振興会では歌舞伎、文楽、能楽等の伝統芸能を保存伝承していくための伝承者の養成を行っている。歌舞伎については、国立劇場歌舞伎俳優の養成を昭和45年度から、次いで竹本(太夫、三味線)の演奏者養成を昭和50年度から、さらに鳴物の演奏者養成を昭和56年度から実施している。

文楽については、大夫、三味線、人形の各技芸員の養成を昭和47年度から国立劇場で開始し、昭和59年度からは国立文楽劇場に本拠を移して実施している。

寄席囃子の演奏者については昭和54年度から、さらに、<sup>だいかぐら</sup>太神楽の演技者の養成を平成7年度から演芸資料館において実施している。

また、能楽については、三役(ワキ方、囃子方、狂言方)の養成を昭和59年度から国立能楽堂において実施している。

### 〈3〉公開

#### (1) 芸能

伝統芸能に関しては、国は、その保存・振興の拠点として昭和41年に国立劇場(本館)を開場し、歌舞伎、文楽公演をはじめとして古典ものを中心とした各種伝統芸能の公開を行っている。特に、雅楽や民俗芸能等、他の民間劇場の興行としてはとり上げられることの少ない貴重な伝統芸能の公演を行ったり、高校生などの若年層をはじめ国民一般に対して伝統芸能の普及を図る鑑賞教室公演を行うなど、その公開事業の一層の充実を図っている。

また、昭和50年代には、演芸資料館、国立能楽堂、国立文楽劇場の三つの国立の劇場施設を新たに開場し、本館とあわせて国立劇場における公開事業の拡充を図ってきた。すなわち、演芸資料館においては、定席、特別公演等により演芸が公開され、国立能楽堂においては、新しい観客層の開拓を目指し、能・狂言の定例公演の他、普及公演が行われている。国立文楽劇場においては、文楽はもとより、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能等の各種公演を行っており、関西における伝統芸能の保存・振興の拠点となっている。

#### (2) 工芸技術

工芸技術に関しては、伝統的な工芸技術の保存・振興を図る上で大きな役割を果たしている、文化庁、(社)日本工芸会ほか主催の「日本伝統工芸展」が昭和29年から開催されており、昭和35年以降公募展となって平成10年で

45回展を迎えている。同展は、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、その他の工芸の各分野からなり、東京都(主催:文化庁、東京都教育委員会他)のほか全国9都市(共催:開催府県教育委員会他)で開催されているが、初めて公募が行われた昭和35年と平成10年とを比較すると、応募者数で6.3倍、応募点数で4.6倍に増加している。

さらに、平成8年度からは、文化庁他主催の「日本のわざと美」展が始まり、毎年全国2会場で、重要無形文化財保持者、保持団体の作品や工程見本及び選定保存技術保持者・保存団体を紹介するパネル等を展示している。

このほか、国は、重要無形文化財保持者の作品や日本伝統工芸展の受賞作品を中心として、毎年工芸技術資料の購入を行っているが、購入した資料については、「日本のわざと美」展において公開するとともに、各地で開催される展覧会に貸与することなどにより活用している。

### 〔3〕民俗文化財

#### 〈1〉有形の民俗文化財

##### (1) 指定

民俗文化財は、有形のものと、無形のものに大別されるが、有形の民俗文化財とは、衣食住・生産・交通・運輸・通信・交易・社会生活・信仰・民俗知識・民俗芸能・娯楽・遊戯・人の一生・年中行事等に用いられるものをいう。国は、そのうち国民の生活文化の特色を示すもので典型的なものを重要有形民俗文化財に指定して保護を図っている。

これまで、衣食住の分野では山村生活用具、積雪期用具等、生業の分野では漁撈用具、焼畑農耕用具、信仰の分野では富士塚、十三塚、民俗芸能の分野では歌舞伎舞台等、系統的なコレクションが全国的規模で指定されてきた。平成10年12月31日現在、重要有形民俗文化財に指定されているものは、194件である。

有形の民俗文化財は、実用の道具類が多いが、これらは美術工芸品などと

異なり、一点限りの芸術作品ではなく、一定の地域内で普遍的に存在した生活用具類である。したがって、農村の舞台や湯屋、丸木舟などのように一点だけをとり上げて指定するものもあるが、多くの場合は、一つのコレクションとして有機的、体系的にまとめられたときに初めて、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、職能の様相等を如実に示すこととなり、我が国の生活文化の特徴を示す貴重な資料として価値を生じるものである。

このように有形の民俗文化財は、特別なものを除いて、多くは体系的に収集されて初めてその価値が明らかになるものであるから、指定をより意義深いものとしていくためには、積極的な収集活動への指導・助言が不可欠となる。また、各地にある歴史民俗資料館は、地域の民俗文化財の再発見と資料収集のための拠点となるものであり、これら歴史民俗資料館の活動の充実が必要である。

## (2) 保存

有形の民俗文化財の保存のためには、それらの収納、保管のための収蔵施設が必要であり、破損や虫食い、塩、錆などの害を受けているものについては修復・修理が、建築物の場合は修理と火災警報装置・消火栓等の防災施設の設置が必要である。

修理については、建築物、祭屋台、山車の類に比較的比重が高くなっており、一般の生活用具、生産用具等の修理が遅れる傾向がある。これらの用具類の素材は、木、竹、藁、紙、繊維などが多く、長期間の保存について憂慮されるものが多い。

また、漁撈用具等については、脱塩処理等が必要であり、防虫、防湿、防錆等の面からの科学的処理や保存方法の研究が求められていたが、この方面の研究は着実に進んでおり、製塩用具などの脱塩処理等が実施されている。しかし、保存修理の技術は、特殊な分野であるだけに技術者も施設もごく限られており、修理を必要とする文化財の数に見合うだけの技術者の確保が求められている。

## (3) 活用

有形の民俗文化財の保護に関しては、地域における保存とともに、公開等による活用も重要である。

まず、有形の民俗文化財の公開は、地域の博物館や歴史民俗資料館等において行われている。特に、歴史民俗資料館においては、地域文化の特色やその歴史的変遷などを示す民俗文化財や歴史資料を保存し、常設展あるいは企画展、特別展などを通じて地域住民にこれを公開している。また、歴史民俗資料館相互の資料貸借による展示・公開活動も行われている。

## 〈2〉無形の民俗文化財

### (1) 指定・選択

無形の民俗文化財は、衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能であるが、国は、これらの無形の民俗文化財のうち特に価値の高いものを重要無形民俗文化財に指定している。平成10年12月31日現在の指定件数は194件(風俗慣習66件、民俗芸能128件)となっている。

民俗芸能に比べ、風俗慣習の指定は少ない状況にあるが、これは、生活様式とともに変わる可能性の高いものや、人々の生活、信仰を規制することと

なる恐れのあるものは指定の対象とはなりにくいからである。

風俗慣習の中では、年中行事が主に指定されており、人生儀礼・娯楽・競技等の指定が遅れているが、近年、これらの分野についても指定を拡充しているところである。

また、現段階では重要無形民俗文化財の指定には至らないが、調査の進展や、今後の伝承状況の変化によっては指定できると予想されるもの、あるいは無形の民俗文化財のうち、指定の制度になじまないものでも、我が国国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものや、芸能史上貴重な価値を有するものについては、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択し、記録作成等によって、その保存と活用を図っている。

指定の制度になじまない民俗文化財とは、例えば、個々の家庭を単位として行われている年中行事や婚礼・葬式などの儀礼のように、指定して保護することが個人の自由を束縛するものや、かつての婚姻制度や社会的な習俗などで、今日では公序良俗という観点から好ましくないと考えられるものなどである。また、焼畑農耕や伝統的な漁撈習俗のように、今日では経営的な意

味を失うなどして生業としては存続が不可能になっているものもある。国は、これらの中から、記録等を残すことによって後世の理解に資するものを全国的な視野に立って選択している。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は、民俗芸能に関するものが多くを占めている。風俗慣習に属するものとしては、生業関係では農耕、水車、釣鉤製作等の習俗など、娯楽・競技に関わるものでは加治木のくも合戦など、人生儀礼では生子神社の泣き相撲などがあり、平成10年12月31日現在の選択件数は497件である。

## (2) 保存と活用

### a. 地域伝承活動

国は、文化財保護法に基づき、地方公共団体が行う無形の民俗文化財の保存・伝承事業を振興させることを目的として、風俗慣習、民俗芸能にかかる資料作成・周知に関する事業及び現地公開・発表会等に関する事業に対して助成を行っている。これら地域伝承活動事業の期間は、重要無形民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に関するものでは、おおむね3か年継続で、その他の無形の民俗文化財に関するものでは単年度で実施することを原則としている。

### b. 民俗文化財保存活用支援活動

民俗芸能や年中行事などに使われる用具類は、無形の民俗文化財を伝承していくのに欠かせないものであるが、使用することによって、壊れたり、使用するのに適さなくなってくるものもある。

また、重要有形民俗文化財の多くは、物だけが残し、その使用方法や製作方法が失われつつある。

そこで、平成5年度から、重要無形民俗文化財に使われる用具類の修理・新調、重要有形民俗文化財の使用方法などの調査・復元、記録作成等のための補助を行っている。

### g. 記録作成

国は、文化財保護法に基づき、重要無形民俗文化財または記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として指定・選択されたものについて、自ら記録作成を行うほか、地方公共団体等が行う記録作成事業に対して助成している。

例えば、昔から作業を行う際に唄われてきた民謡は、その作業そのものが失われてきていることから、伝承が極めて危ぶまれている状況にある。これらを忠実に再現して映像記録に残す民謡記録ビデオ作成事業に対する補助を平成7年度から実施している。

## 〔4〕記念物

### 〈1〉概観、指定

「記念物」とは、有形文化財、無形文化財等と並ぶ文化財の区分の一つであり、図Ⅳ-33に示すように、遺跡・名勝地・動物・植物・地質鉱物である文化財の総称であり、国は、重要なものを、「史跡」「名勝」「天然記念物」として指定するとともに、そのうち、特に重要なものについては、「特別史跡」「特別名勝」「特別天然記念物」として指定している。

史跡名勝天然記念物の指定は、我が国に多数存在する遺跡や庭園、景勝地、動植物、地質鉱物の中でも、国として将来にわたって保護していかなければならないものについて行っており、平成10年12月現在、2574件（特別史跡、特別名勝、特別天然記念物を含む）が指定されている。

指定の対象とする遺跡等は、歴史上、観賞上、学術上文化財としての価値の高さや、今後の保護の必要性等について調査、検討して選び出す必要がある。

また、記念物は、その多くが土地と切り離すことのできないものであり、これらを指定して文化財として保護していく上で土地の利用規制を伴うことが多い。このため、指定に際しては、所有権その他の財産権や文化財保護以

外の公益との調整を十分に行うことが必要とされる。

以上のように、史跡等の指定は、保護すべきものの選定とともに、これを将来にわたって円滑に保護していくために必要な種々の調整等を経て行われている。

### （1）史跡

史跡は、貝塚、古墳、城跡等の遺跡のうち我が国の歴史を理解する上で欠くことができず、かつ、規模、出土遺物等において価値の高い重要なものであり、平成10年12月現在で1419件が指定されている。

遺跡は、過去の人々の政治・経済活動、生活、宗教その他のあらゆる活動に伴って形成されたものであるため、貝塚、住居跡、都城跡、社寺跡等その性格は極めて多様である。

ここ約10年の間に、吉野ヶ里遺跡（佐賀県）、三内丸山遺跡（青森県）、藤ノ木古墳（奈良県）等100件余が新たに史跡として指定された。

これまで、史跡の指定は、学術的な調査・研究等により歴史的な評価が確定した重要なものから行ってきており、近代の遺跡については、時代として

は明治中期までのものを対象としていた。しかしながら、近代の遺跡の中には、既に相当の年数を経て、その歴史的な重要性についての認識が定まっているものが多いことなどから、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議の検討結果を踏まえ、旧横浜正金銀行本店（神奈川県）、原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）（広島県）等を史跡指定した。また、現在、近代に属する遺跡について、その全国調査と保護すべき物件の検討を進めているところである。

### （2）名勝

名勝は、山岳、峡谷、海浜等の自然を主体としたものと、庭園、公園等の人工の造形を主体としたものとに区分することができるが、いずれも景観上あるいは芸術上価値の高い、我が国の優れた国土美として欠くことのできない重要なものであり、平成10年12月現在その両者をあわせて300件が指定さ

れている。

ここ約10年の間に、毛利氏庭園（山口県）、総光寺庭園（山形県）等が新たに名勝として指定された。

### （3）天然記念物

天然記念物は、我が国の国土を形成している自然を記念するものであり、動物、植物、地質鉱物及びそれらが総合的に高い価値を形成している天然保護区域に分類することができる。平成10年12月現在、958件が指定されている。

この約10年の間に、太田の大トチノキ（石川県）、野島断層（兵庫県）等が新たに天然記念物として指定された。天然記念物は、樹木等生物が対象となっているため、枯死、倒伏等により天然記念物としての価値を失い、指定の解除を行わざるを得ない場合があり、指定件数が微増にとどまっているのは、このためである。

天然記念物として保存する必要があるものの選択の基礎となる全国の動植物の状況については、昭和42年度から46年度にかけて実施された全国の現存植生と主要な動植物の分布状況の調査があり、この結果は、昭和43年度

から「植生図・主要動植物地図」として刊行された。また、平成5年度から、地質鉱物関係の所在状況調査を各都道府県に依頼して進めている。

天然記念物は、保護対象が生物から鉱物まで広範囲であること、樹木一本から尾瀬、上高地等のように広大な地域まで対象地の広狭の差が大きいこと等多様な特色を有している。このため、我が国を代表する優れた自然をあまねく保護していくためには、多様な対象に対してバランスのとれた指定を進めていく必要がある。そのために、これまでの緊急調査等で確認された貴重な動植物に関する知見や優れた地質鉱物に関する情報のデータベース化を図り、体系的に指定を進めていく必要がある。

## 〈2〉保存管理計画

史跡等の適切な保存と活用を図るためには、あらかじめ個々の史跡等につ

いて保存管理の基本的な方針が定められていることが望ましい。特に、民有地が多く含まれる史跡等については、地域において、史跡等の範囲内のどのような地域で、どのような行為を行うことが許容されるかについて、共通の認識を育むことが重要である。このため、指定地域が広域にわたり、民有地が多い史跡等について、昭和49年度から、地方公共団体に補助金を交付して保存管理計画の策定を進めている。

保存管理計画は、史跡等ごとに、その指定地を規制の強弱の程度によって、例えば、

ア、現状変更等を認めない地域

イ、現状変更等については発掘調査等の結果に基づいて判断する地域

ウ、既存の建物等の増改築については現状変更を認める地域

などに区分して示し、また、経常的な管理の方法、整備や修理についての基本方針等を定めようとするものである。

平成10年12月現在、彦根城跡(滋賀県)、富士山(山梨県)、嵐山(京都府)等合計223件について保存管理計画が策定されている。

また、天然記念物は動植物や地質鉱物など多様な対象を指定している。天然記念物の中には、エヒメアヤメ自生南限地帯(山口県防府市)や叶山スズラン群落(奈良県都祁村)など人為的関与が生息地の保存のために必要なものもあり、多様な天然記念物の保護のために、それぞれの特性にあった保存管理計画の策定を進めている。

## 〈3〉現状変更の制限、公有化

史跡等に指定された地域等については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官の許可を要することとされている。平成9年度の現状変更等の許可件数は、史跡について1124件、名勝について663件、天然記念物について470件、合計2257件であった。

現状変更等の制限は、史跡等の保護にとって必要なものである一方、土地

等の利用規制を内容とするため、史跡等の指定地の所有者等にとっては財産権に対する制約となるという面がある。したがって、具体的な現状変更等についての可否の判断に際しては、史跡等の保護とともに財産権や他の公益との調整にも留意する必要がある、競合する両者の適切な調整には大きな困難を伴うことも少なくない。

文化財保護法上、現状変更等の規制により財産権につき損失を生じた場合については、通常生ずべき損失の補償を要することとされているが、このような現状変更規制に伴う財産権の侵害に対する補償については、従来、地方公共団体が国庫補助により、その規制対象の土地等を買収することによって実質的に補填することとし、史跡等の保護と財産権の尊重を図っている。

特に、史跡については、近年における開発の進展、土地利用の多様化に伴い、その保護と現状変更等が衝突する事例はますます増加しており、それに応じて増加する土地等の買収の要求に適切に対処する必要がある。

#### 〈4〉修理、整備、公開

史跡等については、それが将来にわたって保存されるとともに、現代において適切に活用され、国民が歴史や伝統文化に慣れ親しむ場として、あるいは研究、教育、レクリエーション等の場として積極的役割を果たすことも要請されている。このため、史跡等が損傷を受け、あるいは公開・活用に適さない現状となっている場合には、これを修理、復旧するとともに、順次その文化財としての内容、価値を理解しやすいものに整備し、公開する措置をとることとしている。

史跡は、時代を経る間に破損、荒廃してしまっているものも多いため、歴史的な建物の解体修理、城跡の石垣積替え、堀・池の浚<sup>しゅんせつ</sup>・深<sup>ふか</sup>等の修復を行い、さらなる荒廃を防止する必要がある。また、外見上遺跡としての形態を把握できなくなっているものについては、歴史的な意義や内容を理解でき、親しめるものとして公開するため、古代住居の復元、古墳の墳丘の修復等の整備

や遺跡内を巡る園路や管理施設の設置等を行っている。

また、文化庁では、昭和53年度から、古来、人や商品、文化の交流の舞台となってきた街道、水路のうち現在なお往時のたたずまいを残しているものを「歴史の道」として選び、それに沿う地域と一体として史跡に指定して保存・整備し、活用を図ってきた。また、平成5年度からは、古道と地域の文化財に親しむことを目的とする「歩き・み・ふれる歴史の道」の普及活用事業の実施を全国に呼びかけている。さらに、平成8年に、これまでの調査・整備・活用事業の実績を踏まえて、より一層「歴史の道」への関心と理解を深めることを目的に、都道府県教育委員会の協力により、「歴史の道百選」を選定した。この第一次選定では、中山道(岐阜県)、奥州街道(岩手県)、上総道(千葉県)、菊池川水運(熊本県)等、主として明治時代までに活用された78か所の街道・運河を選定したが、今後さらに良好な「歴史の道」を選定していくこととしている。

また、文化庁では新たな視点からの史跡等の活用整備を図るため、ふるさとの歴史や文化とふれあう場として歴史的建造物等の復元、ガイダンス施設等の建設を行う史跡等活用特別事業(ふるさと歴史の広場)を国庫補助による地方公共団体の事業として実施している。さらに、平成9年度からは、地方の拠点となる遺跡等を概観できるように、復元的整備、学習施設等の総合的、複合的な整備を行う地方拠点史跡等総合整備事業(歴史ロマン再生事業)を国庫補助による地方公共団体の事業として行っている。

動植物を対象とする天然記念物でその生育状況に変化が生じ、自然のままでは将来にわたって良好な状態を保つことができないものに関しては、その原因を明らかにした上で、積極的な保護の手を差し伸べる必要がある。

具体的には、荒廃している湿原等の植生回復、病害虫の駆除、土壤改良による樹勢回復、飼育・繁殖・環境回復等の事業を、国庫補助による地方公共団体の事業として進めている。

また、天然記念物を保護するためには、地元住民をはじめとして、広く天

然記念物の価値を認識してもらう必要がある。このため、文化庁では平成6年度から、国庫補助による地方公共団体の事業として天然記念物整備活用事業を実施している。これは、適切な施設整備を行い、天然記念物に対する関心呼び起こし、その価値を明らかにすることによって、一層の天然記念物の保護を図ろうとするものである。本事業により整備された施設の第1号として、平成9年4月に富山県入善町に「杉沢の沢スギ」(沢スギ自然館)がオープンした。

このような史跡等の修理、整備の事業は、史跡等を現代において国民が歴史や文化に慣れ親しむ場として活用し、あるいは研究、教育等に積極的に活用するために、国民と史跡等との直接のつながりを形成する極めて重要な施策であり、今後とも更なる充実が期待される。

## 〔5〕伝統的建造物群保存地区

昭和40年代から顕著となった我が国経済の高度成長等の社会経済的大変動の中で、歴史的集落や町並みが急速に失われていく危機的状況に対して、住民等による保存運動が各地で起こり、長野県南木曾町妻籠宿や倉敷市、高山市、萩市などで独自の集落・町並み保存事業が始められた。

文化庁では昭和40年代後半から歴史的集落・町並みの保存対策を検討し、昭和50年の文化財保護法改正により「伝統的建造物群保存地区」制度が創設された。すなわち、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」を「伝統的建造物群」として文化財の種別に加え、伝統的建造物群及びこれと一体となって価値を形成している環境を保全するため保存地区を定めることとした。保存地区は市町村が決定し、市町村が地区内の建造物等の現状変更の許可や修理・修景等についての補助事業等の保存事業を行うなど、伝統的建造物群保存地区制度は市町村の主体性、自主性を尊重した特色ある保存制度である。国は市町村の申し出により、伝統的建造物群保存地区のうち価値の高いものを重要伝統的建造物群

保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的支援や技術的指導を行っている。

### 〈1〉伝統的建造物群保存地区の決定と保存計画の策定

#### (1) 保存対策調査

歴史的集落・町並みについて、その文化財としての価値の把握や保存施策の検討を行うには、地区の詳細な調査が欠かせない。文化庁では市町村が行う保存対策調査に補助を行っているが、平成10年度までに全国117地区で実施されている。これらの地区の中には、さらに保存計画の見直しや防災計画の策定のための調査を行ったものもあり、これまでに延べ144件の調査が行われている。最近の保存対策調査は、具体的な保存事業の検討や対象地域内外で行われるその他の公共事業等との調整計画を盛り込んだ、より総合的な調査となっている。また、防災計画の策定に重点を置いているのも最近の特色である。

#### (2) 保存条例の制定・保存地区の決定

保存対策調査によりその価値が明らかになり、住民等の保存への合意が得られる場合、市町村は伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、保存計画や現状変更規制、伝統的建造物群保存地区審議会の設置等について定める。

最近では歴史的集落・町並みの保存が地域の総合的なまちづくりの核として位置づけられ、保存条例の内容が周辺地域の自然景観、都市景観の保全等に関する条例の中に組み入れられる例も少なくない。保存地区は、都市計画区域においては市町村の都市計画の地域地区の一つとして決定され、都市計画区域外では保存条例に基づき決定される。保存地区は、伝統的建造物群及びこれと一体となった環境の保存のために必要な区域を範囲とするが、その決定に当たっては住民等の理解と協力、市町村のまちづくり計画との調整等の総合的な視点が欠かせない。

(3) 保存計画の策定

伝統的建造物群保存地区では保存事業を計画的に進めるため、保存計画の策定が条例で義務づけられている。保存計画は、

- ア、基本方針
- イ、保存すべき建造物(伝統的建造物)や樹木、樹林、石垣、庭等の環境を構成する価値ある物件(環境物件)の決定
- ウ、その他の一般建造物も含めた修理、修景の基準
- エ、防災施設や管理施設、来訪者への利便施設等の整備計画
- オ、所有者等が行う修理・修景事業に対する経費補助や融資、資材提供等の支援措置に関すること

を定めることとしている。各保存地区の保存計画は、これまでの保存事業の経験を生かし、また見直し調査や防災計画策定調査の結果等を踏まえて、近年、歴史を活かしたまちづくりの観点からよりきめ細かく、より総合的なものとして改定されている。

〈2〉重要伝統的建造物群保存地区の選定と保存事業

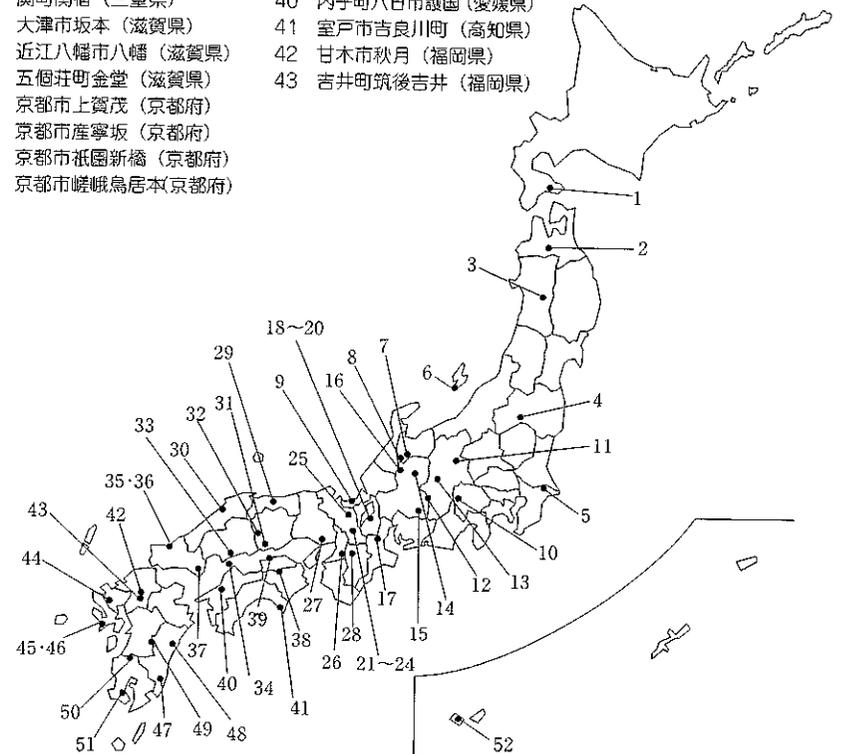
市町村が決定した伝統的建造物群保存地区について、市町村は文部大臣に対して、重要伝統的建造物群保存地区の選定を申し出ることができる。文部大臣は申し出に基づき、市町村の決定した伝統的建造物群保存地区の区域の全部または一部が我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区に選定することができる。国は重要伝統的建造物群保存地区について、市町村が行う修理・修景、防災施設の整備、土地・建物の買上げ等の事業について、その経費の一部を補助することができる。近年、重要伝統的建造物群保存地区数の増加、各地区での保存事業の活発化により、国の補助予算の充実等が強く望まれている。

(1) 修理・修景事業

伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業は、適切な修理によって

資料IV-2 全国重要伝統的建造物群保存地区一覧

1 函館市元町末広町(北海道)	25 美山町北(京都府)	44 有田町有田内山(佐賀県)
2 弘前市仲町(青森県)	26 富田林市富田林(大阪府)	45 長崎市東山手(長崎県)
3 角館町角館(秋田県)	27 神戸市北野町山本通(兵庫県)	46 長崎市南山手(長崎県)
4 下郷町大内宿(福島県)	28 橿原市今井町(奈良県)	47 日南市飫肥(宮崎県)
5 佐原市佐原(千葉県)	29 倉吉市打吹玉川(鳥取県)	48 日向市美々津(宮崎県)
6 小木町宿根本(新潟県)	30 大田市大森銀山(島根県)	49 椎葉村十根川(宮崎県)
7 平村相倉(富山県)	31 倉敷市倉敷川畔(岡山県)	50 出水市出水麓(鹿児島県)
8 上平村菅沼(富山県)	32 成羽町吹屋(岡山県)	51 知覧町知覧(鹿児島県)
9 上中町熊川宿(福井県)	33 竹原市竹原地区(広島県)	52 竹富町竹富島(沖縄県)
10 早川町赤沢(山梨県)	34 豊御手洗(広島県)	
11 東部町海野宿(長野県)	35 萩市堀内地区(山口県)	
12 南木曾町妻籠宿(長野県)	36 萩市平安古地区(山口県)	
13 榑川村奈良井(長野県)	37 柳井市古市金屋(山口県)	
14 高山市三町(岐阜県)	38 脇町南町(徳島県)	
15 岩村町岩村本通り(岐阜県)	39 丸亀市塩飽本島町笠島(香川県)	
16 白川村荻町(岐阜県)	40 内子町八日市護国(愛媛県)	
17 関町関宿(三重県)	41 室戸市吉良川町(高知県)	
18 大津市坂本(滋賀県)	42 甘木市秋月(福岡県)	
19 近江八幡市八幡(滋賀県)	43 吉井町筑後吉井(福岡県)	
20 五個荘町金堂(滋賀県)		
21 京都市上賀茂(京都府)		
22 京都市産寧坂(京都府)		
23 京都市祇園新橋(京都府)		
24 京都市嵯峨鳥居本(京都府)		



伝統的建造物群の外観を保持し、もって伝統的建造物群の特性を維持するとともに、一般建造物の修景により地区の歴史的景観の向上を図るものである。国の補助対象事業だけでも全国で毎年約200件の修理・修景事業が実施されている。これらの修理・修景事業は住民等の所有家屋を対象とするものが多いが、市町村等による展示公開施設等の整備として行われるものも少なくない。伝統的建造物について外観のみならず内部も保存修理し、これを公開するとともに、町並み保存センター等保存事業の紹介施設、歴史資料・美術資料の展示施設等として活用する事例も増えてきている。これらの施設の運営には地元の町並み保存会などが参画し、行政と一体となって、保存事業の普及啓発に取り組んでいる。

### (2) 防災事業

伝統的建造物群保存地区内の建造物の多くは木造であり、特に火災に弱く、市街地では木造家屋が軒を連ね、農山村では茅葺き民家等が集中しているため、保存地区の防災事業は重要である。これまで主として火災の予防や早期発見、初期消火等地元住民による自主的な防災活動のための機器や施設の整備、白蟻の防除や石垣補強等を計画的に進めてきたが、近年では地震対策等も含めた総合的な防災対策がますます必要となっている。このため、平成6年度より保存対策調査の中に総合防災計画策定事業を組み入れ、市町村へ経費補助を行っており、これまでに7地区で調査が行われている。

防火水槽、放水銃、消火栓の設置等の防災施設整備は平成10年12月31日現在、26地区で行われているが、さらに建造物の防火改修や耐震改修、避難路の確保、数戸を連結する火災報知器の設置、防災センターの設置等各地の特性に応じた防災対策事業を進めている。

### (3) 買上げ事業

伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物及びその敷地などで公開活用等のため市町村が買い上げる事業に対して国は補助を行っている。これまでに13件の建物・土地が国補助で買い上げられ、市町村はこれらの建物の修理

等を行い、資料館や町並み保存センター等として公開活用している。

### 〈3〉 伝統的建造物群保存地区とまちづくり

伝統的建造物群保存地区では、保存事業の進展により周辺環境と調和した個性豊かな歴史的環境・町並み景観が維持され、また回復している。この結果、伝統的建造物群保存地区は住民にとって一層誇りと愛着を感じる生活環境となり、また、地域の歴史や文化に関心をもつ観光客の訪問先ともなり、地域活性化の一助となっている。平成7年12月、岐阜県白川村荻町、富山県平村相倉及び上平村菅沼の三つの重要伝統的建造物群保存地区が「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界遺産に登録されたことは、伝統的建造物群保存地区についての関心を一層高めることとなった。

重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区は、当初は全国で7地区であったが、平成10年12月31日現在では32道府県47市町村52地区となり、また、既存の保存地区の拡大も行われ、全国の保存地区面積は計2239.2haになっている。現在、新たに地区指定について具体的に検討している市町村も少なくなく、伝統的建造物群保存地区制度が歴史的集落・町並みの保存整備の手法として広く国民の間に定着してきている。今後とも、市町村の保存地区指定と保存事業を促し、歴史を活かした地域づくりを支援していく必要がある。

## 〔6〕 文化財保存技術

文化財の保存技術は、美術工芸品や建造物等については、多くの場合、伝統的な技術を基本にして行われており、こうした状況は、将来とも基本的には変わらないと考えられる。これらの文化財は、その材質、構造、技法が多様であり、それに対応して、修理技術者の職種も多種にわたっている。

美術工芸品関係では、絵画・書跡等の装潢、保存箱製作、彫刻修理、漆工品修理、甲冑修理、染織品修理等が京都国立博物館内の文化財保存修理所

を中心に主に京都、東京で行われており、考古資料の修理は奈良の(財)元興寺文化財研究所等で実施されている。

伝統芸能関係では、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽等で使用される楽器、面、人形、装束、かつらその他の用具類の製作・修理等の職種がある。民俗文化財についても、同様の用具や山鉾、屋台、山車等の幕、車その他の構成部材の修理があり、また、工芸技術に関するものとしては、蒔絵筆、漆刷毛等の用具類の製作・修理等が挙げられる。さらに、絵画・書跡類の修理に不可欠の裏打紙、建造物の屋根瓦、邦楽器の糸、染織工芸に用いる藍その他の染料等の原材料や修理資材は文化財の保存にとって極めて重要である。

これらの技術者は、いずれも高度な専門的知識や長年の経験に基づく技術が必要とされるが、社会的変化、生産技術の進展、新しい素材の開発等に伴って、これら伝統的技術を有する者が次第に減少する傾向があり、文化財の保存に支障を来す恐れも生じてきたことから、昭和50年の文化財保護法改正において、伝統的技術で保存の措置を講じる必要があるものを選定保存技術として選定し、その保持者または保存団体を認定する制度が設けられ、後継者養成その他保存のための事業に国が助成するなどの措置を講じることと

なった。この制度により選定を受けた選定保存技術は、有形文化財等関係については、建造物関係では、建造物修理、建造物彩色、檜皮葺・柿葺、茅葺、美術工芸品関係では、木造彫刻修理、装潢修理技術、漆工品修理等である。無形文化財等関係のうち芸能関係については、邦楽器糸製作、組踊道具製作、歌舞伎小道具製作、三味線棹製作修理等、工芸技術関係については、蒔絵筆製作、手漉和紙用具製作、日本産漆生産・精製、玉鋼製造、琉球藍製造などが選定されている。

また、文化財を支える用具・原材料については、その保護が必ずしも十分であるとは言えず、用具・原材料そのものが消滅の危機に瀕していたり、これらの製造・生産にかかる従事者が減少しているなど、その確保が強く求められている。このような状況を踏まえ、平成9年度から文化財を支える用具・原材料に関する調査を行い、その確保の方策について検討しているところである。

## 〔7〕埋蔵文化財

貝塚、古墳、住居跡などの遺跡や、土器、石器などの遺物が土地に埋蔵されている場合、これを埋蔵文化財といい、埋蔵文化財を包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地という。

埋蔵文化財包蔵地は、従来からその存在が知られていたり、地表で識別できる場合もあるが、土中であってその所在が分かりにくかったり、あるいは未発見のままとなっていて工事等の際新たに発見されるものもある。このような埋蔵文化財の性格が、その保護を困難なものにしている。

### 〈1〉埋蔵文化財包蔵地の把握と周知

埋蔵文化財は全国に密度高く所在するため、各種の開発事業とかかわることがきわめて多い。こうした中で、地中に埋もれた埋蔵文化財の保護を図るためには、埋蔵文化財包蔵地の所在状況をあらかじめ把握し、保護の対象を

特定しておくことが大きな課題となる。

このため、地表観察を主とした分布調査を繰り返し実施し、埋蔵文化財包蔵地の把握を進めてきた。今日では、地方公共団体における分布調査が進み、都道府県単位さらには市町村単位で包蔵地の所在が詳しく確かめられつつある。平成5年の調査によれば、全国の埋蔵文化財包蔵地は約37万か所となっている。今後は、分布調査とともに部分的な発掘による試掘・確認調査を組み合わせ、包蔵地の把握をより精度の高いものにすることが求められる。

また、こうして把握された埋蔵文化財包蔵地については、「遺跡地図」の刊行等により一般に周知しておくことが重要である。一般に広く知られるようになった埋蔵文化財包蔵地（「周知の埋蔵文化財包蔵地」）においては、文化財保護法により、土木工事等を行う場合には事前に届出を行うことが必要となる。

さらに、埋蔵文化財包蔵地において実際に開発事業が計画された場合は、埋蔵文化財の保護上必要な措置等その取扱いを判断することになるが、そのためには遺構の状況などより詳細な知見が必要であり、確認調査などの予備調査を十分に実施することが求められる。

## 〈2〉 開発事業等との関係

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとするときは、文化財保護法上、民間事業については着手の60日までの文化庁長官への届け出、国、地方公共団体等の事業については事業計画策定に際しての文化庁長官への通知が必要とされている。これに対して、文化庁長官は必要な指示（民間事業の場合）、協議または勸告（国等の場合）をすることができることとされており、これらの制度を基礎として、開発事業に対する埋蔵文化財の保護が図られている。

### （1）発掘届出等の状況

埋蔵文化財にかかわる上記の届出、通知等（学術目的及び開発に伴って行

われる発掘調査についての届出等を含む）の件数の推移を示すと、図IV-36のとおりであり、昭和61年度の約1万8000件に対し、平成9年度の約3万5000件と激増している。

平成9年度における埋蔵文化財にかかわった開発事業の種類別内訳は、表IV-22のとおりであり、宅地造成・住宅建設にかかるものが目立って多い。また、新たな遺跡の発見の届出等の件数は364件である。

### （2）開発事業等に対する対応

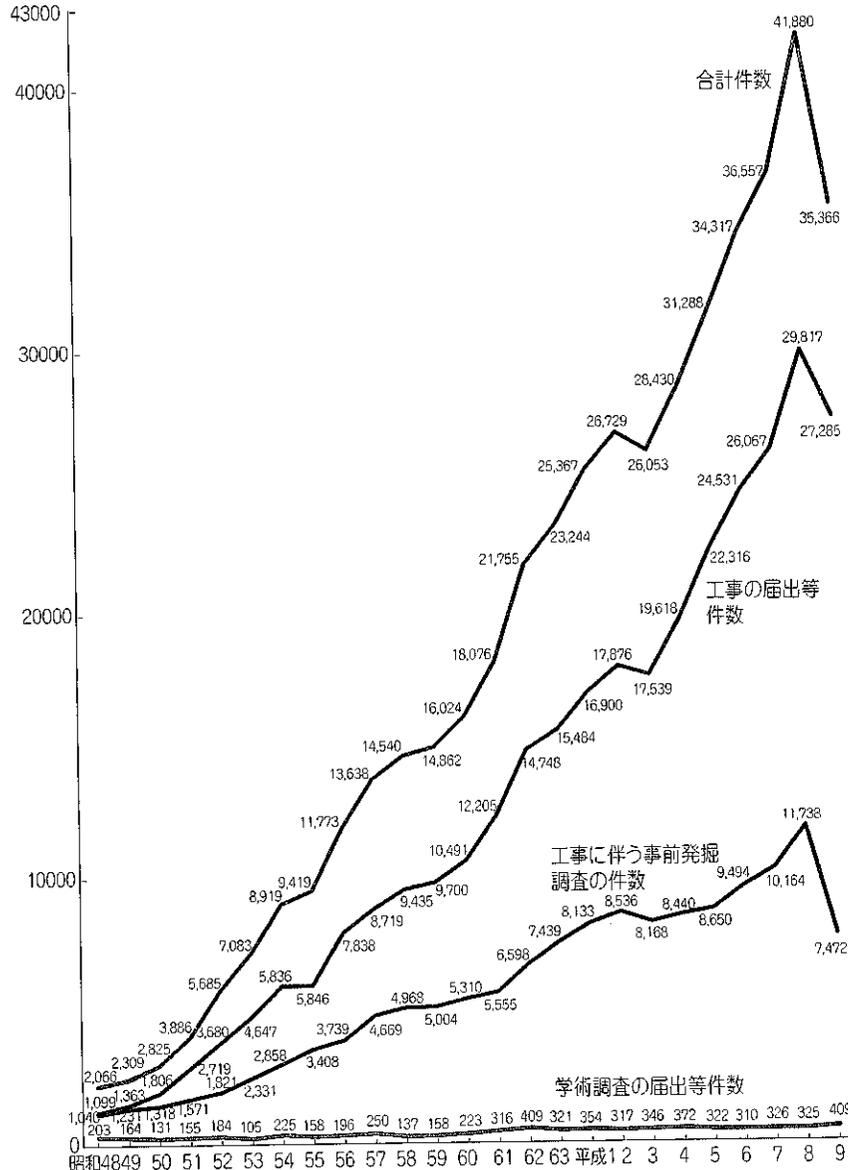
埋蔵文化財包蔵地において開発事業等が行われる場合、一般的には、その計画段階において都道府県または市町村の教育委員会と事業者とが事前協議を行い、遺跡の重要度にかんがみ工事計画と遺跡保存との調整を図っている。

このような調整の結果、現状保存することとされたものについては、史跡指定、地方公共団体の条例指定による保護、開発区域内の緑地等としての保存等が図られ、また、記録保存することとされたものについては、地方公共団体等によって必要な発掘調査等が実施され、その結果を記録として残す措置がとられることとなる。平成9年度における開発事業に伴う発掘調査件数は約7700件である。

開発事業に伴って行われる発掘調査については、発掘調査の必要を生じさせた原因事業の事業者に対し、その経費負担による調査の実施の協力を求めることを原則としており、個人が行う住宅の建設の場合等調査の負担を求めるのが適当でない場合については、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしている。

以上のような開発事業に対する対応については、従来から、文化庁は関係省庁や大規模な開発を行う公団等との間で、埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて、包括的な協議を行うとともに、開発事業等との調整の円滑な実施等について各地方公共団体を指導してきたところである。

図IV-36 発掘届出件数の推移



(注) 平成9年度より、「工事に伴う事前発掘調査の届け出等件数」については、試掘・確認のための調査の届け出を含めないこととした。

表IV-22 平成9年度土木工事の届出等(57条の2・57条の3)の開発事業種別件数

	宅地造成・住宅	その他建物	道路・鉄道・空港	河川・ダム	ガス等工事	その他	総計
件数	14,735	4,009	1,736	179	3,512	3,114	27,285

### 〈3〉発掘調査等の体制の充実と施設の整備

埋蔵文化財に関する行政は、地方公共団体においては、文化財行政の中でも大きな部分を占めているが、開発事業等への対応の急増に伴って、発掘調査体制の充実に対する要請は極めて強い。これに対応して、各地方公共団体においては、埋蔵文化財センターを設置し、担当職員を確保するなど調査体制の充実に努めている。また、このほかに、地方公共団体の出資により設立された公益法人が埋蔵文化財調査を行っている例が少なくなく、このような公益法人は、全国で約60以上に上っている。

地方公共団体やこれらの公益法人における埋蔵文化財担当職員数の推移は、図IV-37のとおりであり、今後とも地域によっては調査体制の充実が望まれる。

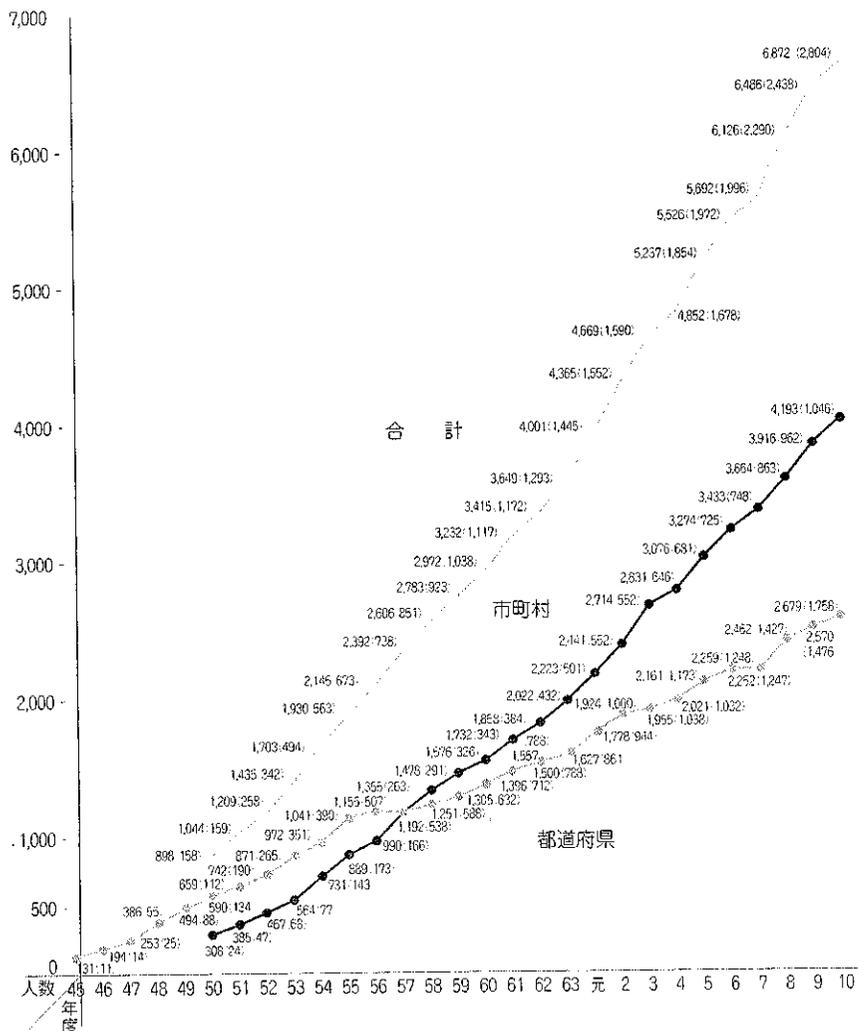
なお、文化庁では、奈良国立文化財研究所に埋蔵文化財センターを設け、地方公共団体の埋蔵文化財担当職員を対象として、その資質向上を図るため、発掘調査に関する専門技術を中心として、各種の研修を行っており、平成9年度までの修了者は延べ4万5884名となっている。

### 〈4〉出土品の整理等

発掘調査によって出土した土器、石器等の出土品は、その遺跡の内容を明らかにする貴重な資料であり、整理、研究の上、保管、公開展示等の活用を図る必要がある。

しかしながら、平成9年度末現在、全国で約530万箱(60×40×15cmの平箱換算)の出土品が保管されており、その整理、収納、活用の方法が重要

図IV-37 埋蔵文化財担当職員数の推移



(注) ・毎年おおむね5月1日現在の数字である。  
 ・市町村については、49年度以前は調査されていない。  
 ・( )内は財団法人及び嘱託、臨時等の内数である。

な課題となっている。

そこで、文化庁では出土品のうち、美術的・学術的に優れたもの、貴重なものについては重要文化財に指定し、その保存活用を図るとともに、地方公共団体に対して助成を行い、木製品等変質、破損しやすいものについての理化学的な保存処理を行うとともに、出土品の整理、保管、展示等の機能ももたせた埋蔵文化財調査センターの建設を促進している。また、平成9年8月には、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」(後述)による調査研究の結果に基づき、「出土品の取扱いについて」の通知を行い、保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分、出土品の保管、管理、活用等の大幅な拡充等を指導した。

#### 〈5〉発掘調査の成果

主として開発事業等に伴うものではあるが、近年、急増している発掘調査によって考古学的な新たな事実が次々と発見されており、それによって従来の歴史的な知見が大幅に改められることもしばしば起こっている。

例えば、宮城県上高森遺跡等の調査によって日本列島における人間の歴史が約60万年前にまでさかのぼることが明らかにされ、日本の基層文化である縄文文化が南九州からも始まったことも新たに確認された。さらに青森県三内丸山遺跡、富山県桜町遺跡などの調査によって、それまでの狩猟採集社会としての縄文時代観が大きく見直されるようになった。また、長崎県原の辻遺跡、佐賀県吉野ヶ里遺跡の調査によって、魏志倭人伝に記されたクニの様相やその成立過程が明らかになったとされている。さらに島根県荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の発見をはじめとする弥生時代の青銅器及び鋳型の出土によって、銅剣・銅鈴・銅鐸それぞれの生産や流通・分布について、従来の見方が再考を迫られている。

そのほか、長野県屋代遺跡群などの木簡や静岡県曲金北遺跡など各地の官道跡の発見により、大化改新後速やかに律令体制が整備され、古代ローマの

ように都から地方へ道路が計画的に敷設されたことが明らかにされ、中世では福岡博多都市遺跡群、青森県十三湊遺跡で港湾都市の様子が、近世では大坂、江戸の城下の様子が明らかにされたことなどが、大きくクローズアップされてきた。

発掘調査の成果は十分分析・研究されるとともに、我が国の歴史の解明に役立つ資料として適切な展示施設、学校教育の場、様々な社会活動の場において公開・活用されることによって、初めて万全の成果を上げたということが出来る。したがって、発掘調査成果の公開・活用は埋蔵文化財保護の重要な部分を占めており、今後一層拡充を図るよう適切な対応をしていく必要がある。

また、最近の発掘調査の成果を広く国民に紹介し、埋蔵文化財に対する理解を深めてもらうため、文化庁においては、関係教育委員会等との協力のもと、平成7年度より、新たに発掘された出土文化財の中から全国的な注目を集めたものを全国で巡回展示する「発掘された日本列島(新発見考古速報展)」を実施している。

#### 〈6〉埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会等

平成6年から、埋蔵文化財行政上の重要事項を調査検討するため、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、順次テーマを定めて検討を行い、文化庁では、その成果に基づいて地方公共団体への指導等を行っていくこととしている。

平成6年度と7年度には、埋蔵文化財保護体制の整備充実をテーマとして調査検討を行い、平成7年12月に同委員会報告を取りまとめた。これを受けて、文化庁では、地方公共団体に対し、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の通知を発出し、この中で、都道府県、市町村の役割と体制整備、民間調査機関の適正かつ効果的な導入等、埋蔵文化財保護・発掘調査体制について指導を行った。

平成7年度と8年度には、出土品の取扱いをテーマとして調査検討を行い、平成9年2月に同委員会報告を取りまとめた。これを受け、同年8月13日に都道府県教育委員会に「出土品の取扱いについて」の通知を行い、出土品について、一定の基準に基づき、保存・活用の必要性・可能性の有無を区分して取り扱うこと、出土品の種類・活用の状況等に応じ、適切な保管・管理を進めることなどについて指導を行った。

平成8年度・9年度・10年度には、埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いをテーマとして調査検討を行い、平成10年6月に同委員会報告を取りまとめた。これを受け、同年9月29日に都道府県教育委員会に「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の通知を行い、埋蔵文化財包蔵地の適切な把握と周知や発掘調査を要する範囲に関する基本的考え方などについて指導を行った。また、この通知では、従前の発掘調査の円滑化に係る通知を廃止・一本化し、埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化に関する総合的な内容の通知としている。

また、公共事業と埋蔵文化財保護との調整を図ることを目的として、平成8年9月以降、「埋蔵文化財調査の適正かつ迅速な進め方に関する文化庁・建設省連絡協議会」を開催している。本協議会において、埋蔵文化財調査を適切かつ迅速に進めるため、国・地方公共団体の開発部局と地方公共団体の文化財保護部局間の連絡調整体制の整備、民間発掘調査技術の開発・活用等についての検討を行っている。

## 4. 地方における文化財の指定と保護

### 〔1〕文化財保護に関する地方公共団体の役割

文化財保護行政については、文化財保護法の前身である国宝保存法や史蹟名勝天然記念物保存法の中では、ほとんどを国の事務としており、地方公共団体が関与する事務は少なかった。しかしながら、文化財は、極めて数が多く、広く全国に存在し、かつ、その性質上平素から周到な注意をもって保存

に当たる必要があることなどから、その保護をすべて国で行うことは難しい。しかも、文化財は、その所在する地方の文化と密接な関連を有するものであって、その保存及び活用を図ることは、地方文化の向上、発展にとって極めて重要であることから、その区域内にある文化財の保護は、その地方公共団体の本来的任務でもある。昭和25年に制定された文化財保護法においては、文化財保護に関する国の行政機構を統一し、その責務を強調する一方、地方公共団体については、その固有の事務として国指定文化財にかかる保護事業に対し補助を行うことができることとし、広範囲にわたる権限委任の規定を設けるなど、その積極的な取組みを求めた。

さらに、その後、地方公共団体の組織体制が次第に整備されてきたことを背景に、昭和29年と昭和50年の文化財保護法の2度にわたる改正において、地方公共団体が、文化財保護条例を制定し、それに基づき国指定文化財以外の文化財について指定と保存・活用を行うべきことなどが明らかにされ、また、地方公共団体の文化財保護のための行財政体制の整備が図られた。これらにより、文化財保護行政に地方公共団体の果たす役割が一層拡大し、国と地方公共団体とが一体となって総合的に文化財保護行政を展開していく体制の整備が進められた。

## 〔2〕地方公共団体における文化財保護の推進

地方公共団体においては、国指定文化財に関し、その指定に先立つ基礎的調査、管理団体として指定された場合の管理、修理等に当たるほか、地方公共団体独自で、所有者等が行う管理、修理、公開等の事業に対して援助し、また、その区域内に存する文化財の保護を図るため、文化財保護条例を定め、それに基づき、その地方にとって価値のある文化財を指定し、保存と活用を行っている。

文化庁としては、従来から条例の制定を奨励してきたが、平成9年5月1日現在すべての都道府県及び全国3254市(区)町村中3118市(区)町村(96%)

において文化財保護条例が制定されている。これらの条例は、地方公共団体による文化財の指定・選定及びその解除、所有者等による管理、修理、公開等の措置、現状変更等の制限、都道府県または市町村による補助制度、所有者等の届け出義務等を定めており、地方公共団体はこれらの条例に基づいて、国指定の文化財以外の文化財でその地方公共団体において保護すべきものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じている。文化財の指定(選定等を含む)の件数は、表Ⅳ-23のとおり年々増加しており、平成9年5月1日現在では、表Ⅳ-24のとおり、全国で都道府県指定が1万8650件、市町村指定が7万7388件である。この中には、地方公共団体の条例による登録制度において登録された文化財が、都道府県指定には207件、市町村指定には2518件含まれている。

なお、文化庁が行っている「地方文化行政状況調査」によれば、図Ⅳ-38のとおり、地方公共団体の文化財保護経費は昭和62年度には約614億円であったが、平成8年度には約1394億円まで増加しているものの、近年は概ね横ばいの状況である。

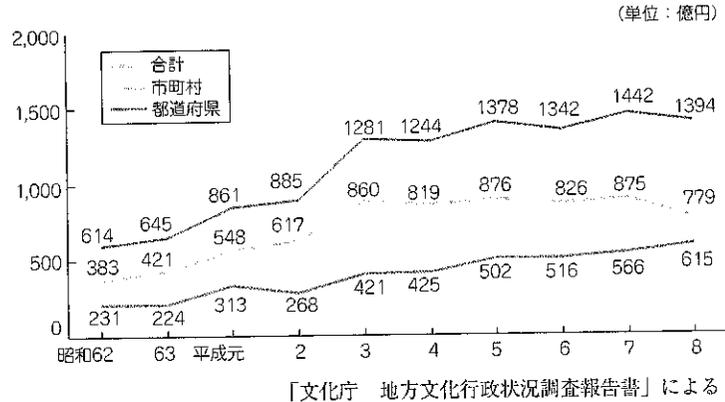
表Ⅳ-23 都道府県・市(区)町村指定文化財件数の推移(各年5月1日現在)

	指定文化財件数	
	都道府県	市(区)町村
昭和53年	14,218	41,520
58年	15,326	51,282
63年	17,152	62,142
平成3年	17,630	65,857
4年	17,860	67,801
5年	18,057	70,634
6年	18,107	71,417
7年	18,134	71,636
8年	18,505	75,242
9年	18,650	77,388

表Ⅳ-24 都道府県・市(区)町村指定文化財件数(平成9年5月1日現在)

区	分	都道府県		市(区)町村	
		件数	件数	件数	件数
有形文化財	建造物	2,198	7,925		
	美術工芸品	8,480	34,628		
無形文化財		167	840		
民俗文化財	有形	609	4,992		
	無形	1,557	5,077		
記念物	史跡	2,567	12,647		
	名勝	224	872		
	天然記念物	2,837	10,318		
保存技術		11	78		
伝統的建造物群保存地区		0	11		
計		18,650	77,388		

図IV-38 地方公共団体の文化財保護経費



## 5. 文化財保護行政の新たな課題

### 〔1〕文化財保護企画特別委員会の報告

文化財保護法は昭和25年の制定以来、文化財の指定制度を中心に、文化財の保存及び活用の推進に大きな役割を果たしてきた。昭和50年の同法改正以後の文化財保護制度は、国民に広く定着してきたが、その後、

- ア、大規模な国土開発、生活様式の変化、地方における過疎化・高齢化などの社会構造の変化による埋蔵文化財や歴史的建造物の損壊、伝統的な民俗芸能・行事の消滅
- イ、国民の文化に対する志向の高まりの中で、地域の歴史的建造物や史跡・名勝、伝統的な芸能などの持つ精神的価値の見直しとこれらを活かしたまちづくり・むらおこしの気運の高まり
- ウ、文化財を活用した国際交流の機会の増大
- エ、情報技術の急速な発展

など、文化財を取り巻く環境の急激な変化に対応する必要が新たに生じてきた。

このような環境の変化の中で、文化庁においては、文化財保護に関する新たな課題に対応するため、今後における文化財の保護の在り方等に関し、中・長期的な観点から総合的かつ専門的な調査研究を行うため、平成4年4月に、文化財保護審議会の下に、文化財保護企画特別委員会を設置した。同委員会は、時代の変化や社会の新たな要請に適切に対応した文化財保護の在り方等に関し審議を重ね、平成6年7月最終報告「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」を取りまとめた。

文化財保護企画特別委員会の報告においては、文化財保護の対象・保護措置の拡大、文化財の保存伝承基盤の充実、文化財の活用の推進、文化財の国際交流・協力の推進、文化財保護行政の体系化と機能の強化について広範多岐にわたり今後の文化財保護行政の展開への提言がなされている。

### 〔2〕近代の文化遺産に関する報告

近代の文化遺産については、その保存・活用の必要性が文化財保護企画特別委員会において提言されたことを踏まえ、平成6年9月より「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」が設置された。同会議では、近代の文化遺産の適切な保護を図るため、その保存と活用の在り方について調査研究が行われ、平成8年7月に報告がまとめられた。

報告では、近代の文化遺産については、開発の進展、技術革新や情報化の進展、生活様式の変化等により消滅や散逸等の危機にさらされているものが多く、いまだ必ずしも文化財としての認識や評価が定着していないため、保護措置が十分講じられていないことなどから、近代の文化遺産についても緊急に、しかも適切に保存し、後世に継承していくことが求められている。

そのための近代の文化遺産の保護の在り方としては、

- ① 現行の指定基準の見直しや近代の文化遺産の指定の促進による保護
- ② 文化財の登録制度などの保護手法の多様化
- ③ 地方公共団体における近代の文化遺産の保護の促進

が提言されている。

また、近代の文化遺産の保護の推進のための重点課題としては、

- ア、全国的調査の実施
- イ、近代の文化遺産についての情報の蓄積・整理の促進
- ウ、公開の促進
- エ、保存方法等の研究開発の推進
- オ、人材の養成・研修
- カ、関係省庁・機関・団体等との連携・協力の強化
- キ、国民の理解・協力の推進

があげられている。

なお、各分野の保護すべき近代の文化遺産の時代範囲と対象については、表IV-25のとおりとなっている。

表IV-25 近代の文化遺産の時代範囲と対象

分 野	時代範囲	対 象
記念物	当面、第二次世界大戦終結頃までとするのが適当	政治、経済、文化、社会等あらゆる分野における重要な歴史的遺産
建造物	建設後50年の経過を基準とするのが適当	近代には多数の土木建造物が建設されており、指定基準において明確に位置付けた。
美術・歴史資料	概ねペリー来航以降の開国の時期から、第二次世界大戦終結時まで	近代における科学技術と工業化の社会活動全般への大きな影響を考慮し、歴史資料にかかる指定基準の5分野（政治、経済、社会、文化、人物）に科学技術を加えることが適当
生活文化・技術	（生活文化・技術の性格から、時代を画することが困難なため、明示されていない。）	伝統的生活文化・技術の延長で新たに創造されたもの、海外文化が移入されたもの、折衷的文化の展開から生じたもの、日常生活の中で使われてきた様々な道具・機器や享受されてきた視聴覚資料

### 〔3〕今後の文化財保護の展開

これらの報告を踏まえ、平成8年には文化財保護法を改正し、建造物の分野について登録制度という新たな文化財保護の仕組みが導入されたところであり、この制度の積極的な活用により、貴重な文化財が幅広く後世に残され、歴史と文化の香る、個性豊かな地域づくりが進むことが期待される。また、地方分権や規制緩和の流れに対応した改正をあわせて行い、指定都市や中核市への権限の委任や市町村の役割の明確化、重要文化財等の活用の促進を図ったところである。

しかしながら、伝統文化の後継者養成や文化財保護を通じた国際交流・協力の推進、文化財情報システムの整備、文化財保存科学の研究推進、文化財保護と開発との調整など様々な課題が残されており、文化財保護に関する科学技術の研究を生かしながら、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用し、広く国民に親しめるようにしていくことが求められている。

このため、国としては、文化財保護の一層の推進を図るため、平成10年3月に策定された「文化振興マスタープラン」に基づき、文化財の保存・修理等の充実強化、文化財の保存伝承基盤の充実、文化財の公開・活用の推進、文化財の保護対象の拡大と歴史的文化環境の保護を図りつつ、広く国民の理解と協力を得つつ、地方公共団体と連携し、文化財の適切な保存と活用を推進していくこととしている。

表IV-26 国宝・重要文化財等都道府県別指定件数一覧表 (平成10年12月31日)

① 国宝・重要文化財

Table with columns for Prefecture, National Treasure, Important Cultural Property, and Total. Rows include Hokkaido, Aomori, Iwate, Miyagi, Akita, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Niigata, Toyama, Ishikawa, Fukui, Shiga, Kyoto, Osaka, Hyogo, Nara, Wakayama, Tottori, Shimane, Tokushima, Kagawa, Ehime, Kochi, Fukuoka, Saga, Nagasaki, Kumamoto, Oita, Miyazaki, Kagoshima, and Unspecified.

(注) ・重要文化財の件数は国宝の件数を含む
・建造物の棟数は、計に算入されない
・補遺は、現在所有者の不明なもの、戦後連合国側に提出したまま、返還されないもの

② 史跡名勝天然記念物

(平成10年12月31日現在)

Table with columns for Prefecture, Special Historical Sites, Special Monuments, Special Natural Monuments, and Total. Rows include Hokkaido, Aomori, Iwate, Miyagi, Akita, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Niigata, Toyama, Ishikawa, Fukui, Shiga, Kyoto, Osaka, Hyogo, Nara, Wakayama, Tottori, Shimane, Tokushima, Kagawa, Ehime, Kochi, Fukuoka, Saga, Nagasaki, Kumamoto, Oita, Miyazaki, Kagoshima, and Unspecified.

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む

③重要無形文化財・民俗文化財 (平成10年12月31日現在)

	重要無形文化財			民俗文化財	
	保持者(人)			重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財
	芸能	工芸技術	計		
北海道				3	1
青森				8	6
岩手				7	6
宮城					4
秋田				5	12
山形	1		1	10	5
福島				5	5
茨城	1 (1)		1 (1)	1	2
栃木	1	1	1	3	3
群馬	2	2	2	3	13
埼玉	1 (1)	1 (1)	1 (1)	6	2
千葉	1		1	2	2
東京都	32 (9)	9	41 (9)	7	3
神奈川県		2	2	2	5
新潟県	1 (1)	1 (1)	1 (1)	14	9
富山県	1	1	1	3	3
石川県	4 (1)		4 (1)	14	5
福井県				4	4
山梨県				1	2
長野県				7	6
岐阜県	2 (1)	2 (1)	2 (1)	14	8
静岡県				1	5
愛知県	1	1	1	5	8
三重県	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	6
滋賀県	1	1	1	2	2
東京都	4	7	11	3	7
大阪府	6 (1)	3	9 (1)	4	2
兵庫県	3	3	3	7	3
奈良県	1	1	2	3	4
和歌山県				1	3
鳥取県		(1)	(1)	1	1
岡山県		1	1	1	3
広島県	1		1	6	3
山口県		1	1	10	2
徳島県				6	1
香川県		2	2	9	2
愛媛県				1	1
高知県				4	2
福岡県		(1)	(1)	1	8
佐賀県	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	3
長崎県					5
熊本県					2
大分県		(1)	(1)	4	4
宮崎県				3	5
鹿児島県					6
沖縄県	(1)	3 (2)	3 (3)		8
計	49 (11)	47 (13)	96 (24)	194	194

(注) ( ) は、団体認定(総合認定)を示す  
 ・「三府県」：重要有形民俗文化財…「生駒十三峠の十三塚」(奈良・大阪) 重要無形民俗文化財…「室根神社のマツバリ行事」(岩手・宮城)

④選定文化財・登録有形文化財 (平成10年12月31日現在)

	重要伝統的建造物群保存地区		登録有形文化財	選定保存技術			
	市町村	地区		保持者			
			件数	有形	無形	計	保存団体
北海道	1	1	8				
青森	1	1	2		1	1	
岩手			11				1
宮城			12				
秋田	1	1	40				
山形			30				
福島	1	1	29				1
茨城			5				
栃木			13				1
群馬			34				
埼玉			8	1	1	2	
千葉県	1	1	7				
東京都			49	2		2	6
神奈川県			25				
新潟県	1	1	29				
富山県	2	2	45				
石川県			6		1	1	
福井県	1	1	10		1	1	
山梨県	1	1	30				
長野県	3	3	13				
岐阜県	3	3	17				
静岡県			37		1	1	
愛知県			19		1	1	
三重県	1	1	21				
滋賀県	3	3	108	1		1	2
東京都	2	5	33	8	3	11	2
大阪府	1	1	56				
兵庫県	1	1	39	4		4	
奈良県	1	1	29	7	2	9	
和歌山県			35				
鳥取県	1	1	35				
岡山県	1	1	10		1	1	
広島県	2	2	28				1
山口県	2	2	20				
徳島県	2	3	21				
香川県	1	1	17				1
愛媛県	1	1	18				
高知県	1	1	3				
福岡県	1	1	2	1		1	1
佐賀県	2	2	4				
長崎県	1	1	9 (1)				
熊本県	1	2	9				
大分県			17				
宮崎県			40		1	1	
鹿児島県	3	3	7				
沖縄県	2	2	4				
計	47	52	1045	24	15	39	16

(注) 登録有形文化財の件数の ( ) は、複数県にまたがるもので、合計に算入されない

## 第7章 アイヌ文化の振興

### 1. アイヌ文化の振興等のための法律の制定

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「法」という）が、平成9年5月に公布され、同年7月から施行された。

また、同年6月には、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進し、もって、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の一層の発展に寄与することを目的とする「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」（理事長：佐々木高明）が設立された。

北海道開発庁及び文部省は、同年11月、同法人を法に基づく指定法人に指定したところである。

同法人が、指定法人として行う業務は以下のとおりである。

- ア、アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興
  - イ、アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発
  - ウ、アイヌ文化の振興等に資する調査研究
  - エ、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対する助言、助成その他の援助
  - オ、その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- また、国は、アイヌ文化の振興等を図るための事業に必要な経費の一部と

表IV-27 平成9年度のアイヌ関連施策推進経費の省庁別・事業施策区分別内訳  
(単位：千円)

区 分	文化庁	北海道開発庁	合 計
アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進	7,638	7,639	15,277
アイヌ語の振興	14,528		14,528
アイヌ文化の振興	70,560		70,560
理解の促進		47,576	47,576
合計	92,726	55,215	147,941

して、同法人に対して、平成9年度は約1億5000万円の補助金を交付するなど、アイヌ文化の振興等のための施策を積極的に推進している。

### 2. アイヌ文化の振興等のための施策

アイヌ文化の振興等を図るため、文化庁においては、平成9年度から、アイヌ文化の振興等を図るための事業を実施している同法人に対する国庫補助を通じて、以下のようなアイヌ関連施策を積極的に推進しているところである。

#### 〈1〉アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進

アイヌ文化に関する研究への助成を行うとともに、出版物等の作成経費を助成し、研究成果等の公開を促進する。

#### 〈2〉アイヌ語の振興

アイヌ語指導者を志す者を対象に、アイヌ語指導者育成事業を行うとともに、アイヌ語弁論大会開催事業等を行う。

## 〈3〉 アイヌ文化の振興

ユーカラ等のアイヌ口承文芸の新たな語り部を育成するアイヌ口承伝承者(語り部)育成事業を行うとともに、アイヌ文化賞制定事業等を行う。

# 第Ⅴ部 資料

1. 文化行政関連審議会・諮問機関等の提言・報告・答申等	408
〔1〕平成元年以前の主な提言等	408
〔2〕平成元年以降の主な提言等	410
〈1〉文化政策推進会議における提言・報告及び「文化振興マスタープラン」	410
〈2〉その他の審議会・協力者会議における答申一覧	469
〈3〉その他	481
2. 文化庁年表	498
3. 文化庁職員	507
4. 文化行政組織の変遷	508
5. 文化庁所管機関等の変遷	510
6. 文化庁所管民法法人数及び公益信託数	512
7. 文化に関する調査	513
〔1〕文化に関する世論調査(平成8年総理府調べ)(抜粋)	513
〔2〕文化庁各種調査の概要	520
8. 文化庁関係出版物目録	522
9. 文化庁主催の講習会実施状況	527
10. 文化関係の顕彰制度	530